

# 豊かな地域社会創造のための官民連携



## 官民連携チーム

## 目 次

はじめに	4
第1章 自治体を取り巻く背景	5
1 人口データ	5
(1) 人口減少	5
(2) 少子高齢化	6
(3) 生産年齢人口の減少	8
(4) 世帯数の変化	8
2 自治体を取り巻く環境の変化	10
(1) 補完性の原則	10
(2) 地方分権	10
(3) 住民意識の向上	10
(4) ニーズの多様化	11
(5) 協働に対する職員の意識改革	12
(6) コミュニティ機能の低下	12
(7) 行財政改革への対応	13
(8) 団塊の世代	13
3 自治体を取り巻く背景のまとめ	14
第2章 新しい公共空間の創造	15
1 目指す公共の姿	15
(1) 新しい公共とは	15
(2) 新しい公共の必要性	15
(3) 新しい公共が目指すべきもの	16
2 豊かな地域社会の実現のために	17
(1) 目標の設定	17
(2) 目標達成のための考え方の整理	17
第3章 新しい公共空間の創造に向けた意識の共有	18
1 現状分析	18
2 問題提起	21
3 課題整理	21
4 政策提言	22
5 政策提言の実現手段	23
(1) I C Tを活用した地域課題の情報の共有化と相互理解	25
(2) 財政状況の将来予測分析の実施、公表	27

(3) 事業仕分け	28
第4章 地域活動への気軽な参加	29
1 現状分析	29
2 問題提起	39
3 課題整理	41
4 政策提言	45
5 政策提言の実現手段	46
(1) 地域活動への参加と協働のためのポータルサイトの開設	46
(2) 汗による参加だけでなく、寄附による参加促進と可視化	46
(3) まちづくり活動ポイント発行システムの構築	46
(4) 主要施設への活動映像配信による活動の可視化	47
(5) 地域活動や情報の拠点整備	47
第5章 地域活動の継続を支える基盤整備	49
1 現状分析	49
2 問題提起	55
3 課題整理	56
4 政策提言	57
(1) 地域活動を支援するための資金調達方法	57
(2) 地域活動団体が活動を継続するためのマネジメント能力の育成	58
5 政策提言の実現手段	59
(1) 寄附文化の醸成とファンド（基金制度）の整備	59
(2) 間接的資金調達方法	62
(3) 既存の助成金や金融支援措置における情報啓発活動とマッチング	62
(4) マネジメント能力向上支援事業	63
第6章 まとめ	65
おわりに	69
資料編	70
視察シート	70
参考文献等	83

## はじめに

この先日本の人口は減り続ける一方、高齢者の割合は増え続け40年後には人口の4割が高齢者という時代がやってくると推計されている。埼玉県においても例外ではなく、高齢化率の推計では、埼玉県は全国の推計とほぼ同様に推移している。出生率が低い中での高齢化社会の進行は生産年齢人口の減少をもたらし、生産性が大幅に向かうかぎり経済は縮小することになる。このことは税収の減少を招き、自治体の財政状況にも悪影響を及ぼすことにつながる。

加えて、高齢化社会の到来は、医療費、介護給付費、年金など、社会保障費により多くの財源を必要とし、ますます自治体の財政状況を悪化させることになる。つまり、これから少子高齢化により、このままの自治体運営では十分な行政サービスを維持することが難しい時代がやってくるのである。

また、近年の行政を取り巻く環境として、人々の生活の質が向上し、様々なことへの関心が高まるなど、ライフスタイルが変化することにより住民からの要望も多様化・複雑化している。さらに、地域で人と人が触れ合う機会が減少し、地域コミュニティの機能が低下しているとも指摘されており、もはやこれらの問題を行政だけで解決することが難しい時代が訪れているといえる。

そこで注目されるのが官民の連携であるが、ここで注意しなければならないことは、官民連携を単なる行政コスト削減の手法にしてはならないということである。

結果として官民連携が財政状況に良い影響を与えることはあるかもしれないが、あくまでもそれは二次的な効果にすぎないと考えるべきである。

多様化、複雑化する地域の問題は当事者である地域の力によって解決されることが望ましく、その解決の手法として官と民が連携して取り組むことが必要ではないかと考えている。

そこで、本研究では、適切な受益と負担の下多様な公共サービスが官民連携によって提供される仕組みについて研究することとした。

そして、本研究は埼玉県の自治体向けの政策提言であることを考え、実施に向けより具体的に必要な施策等について提言することを目指して研究を進めた。

この報告書がこれから新しい行政運営の参考になれば幸いである。

## 第1章 自治体を取り巻く背景

### 1 人口データ

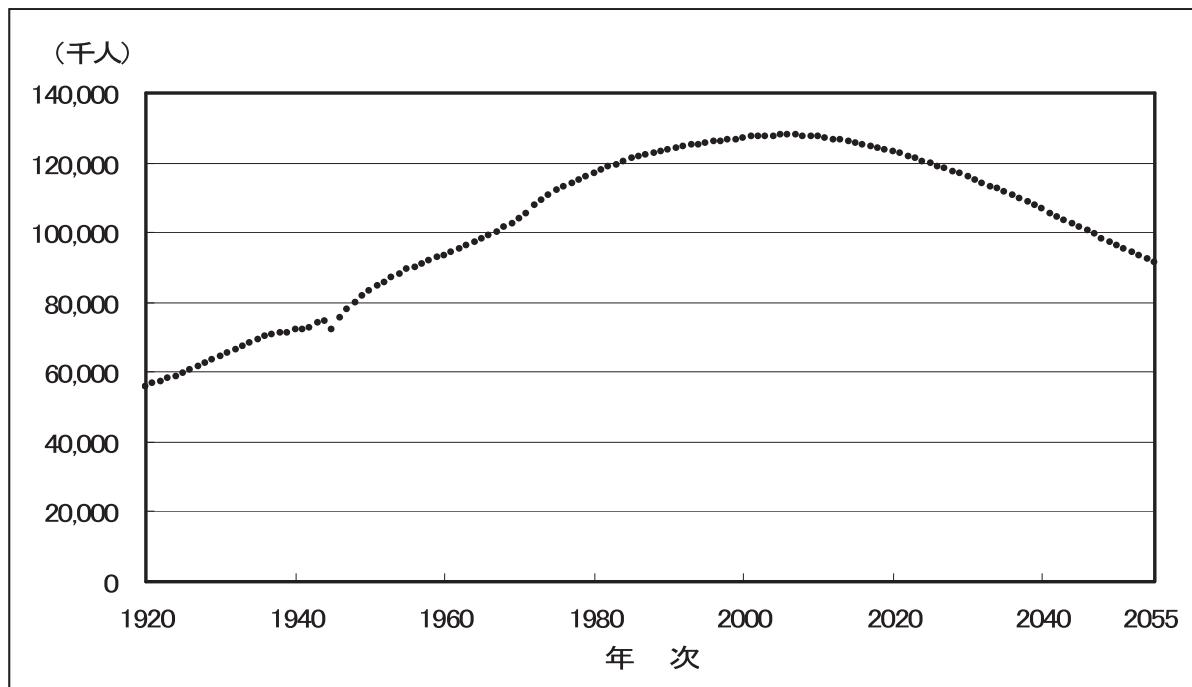
#### (1) 人口減少

「国勢調査」及び「人口推計年報」によれば、日本の人口は国勢調査の第1回目となる大正9年で5,596万人であったものが、昭和42年に1億人を突破し、平成16年には1億2,779万人となった。しかしこれをピークに現在では減少傾向にある。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は平成32年（2020年）の人口を1億2,274万人、平成62年（2050年）の人口を9,515万人と推計<sup>1</sup>している。

また、総務省統計局の人口推計データによれば、埼玉県の平成20年10月1日現在の人口は711万人で、この数は、平成32年に692万人、平成42年には653万人に減少すると推計<sup>2</sup>されている。

図1-1-1 総人口の推移



確定値（1920年～2008年）；総務省統計局のデータを基に作成

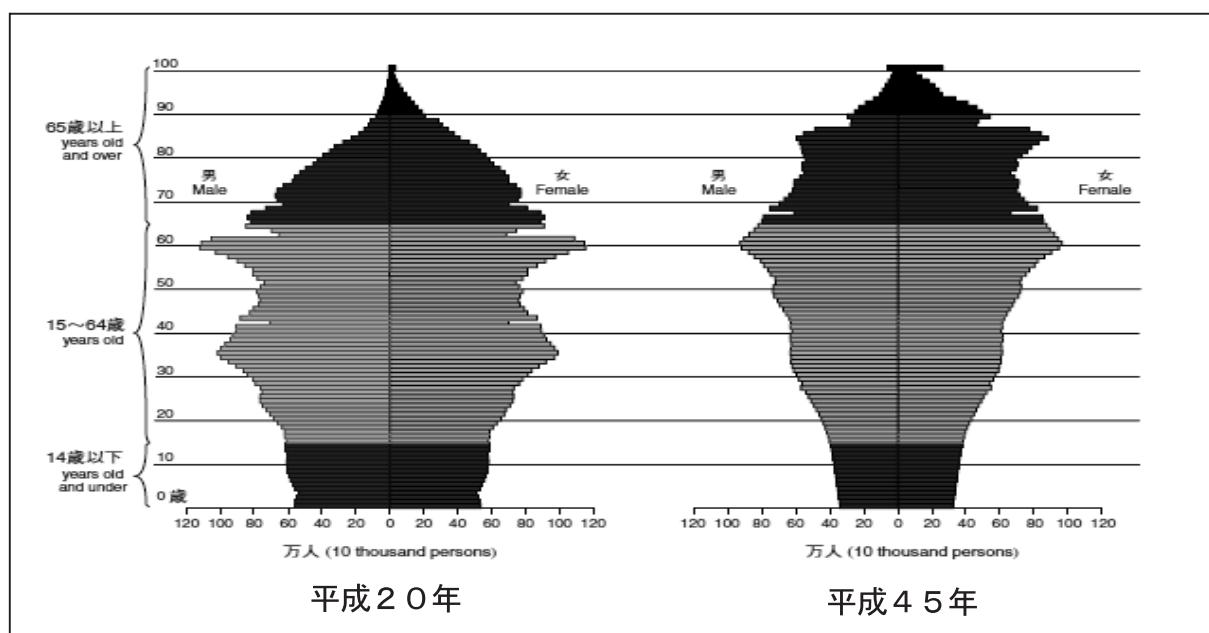
推定値（2009年以降）；日本の将来推計人口 出生中位（死亡中位）推計

国立社会保障・人口問題研究所 平成18年12月のデータ  
を基に作成

<sup>1</sup> 日本の将来推計人口 出生中位（死亡中位）推計 国立社会保障・人口問題研究所 平成18年12月推計

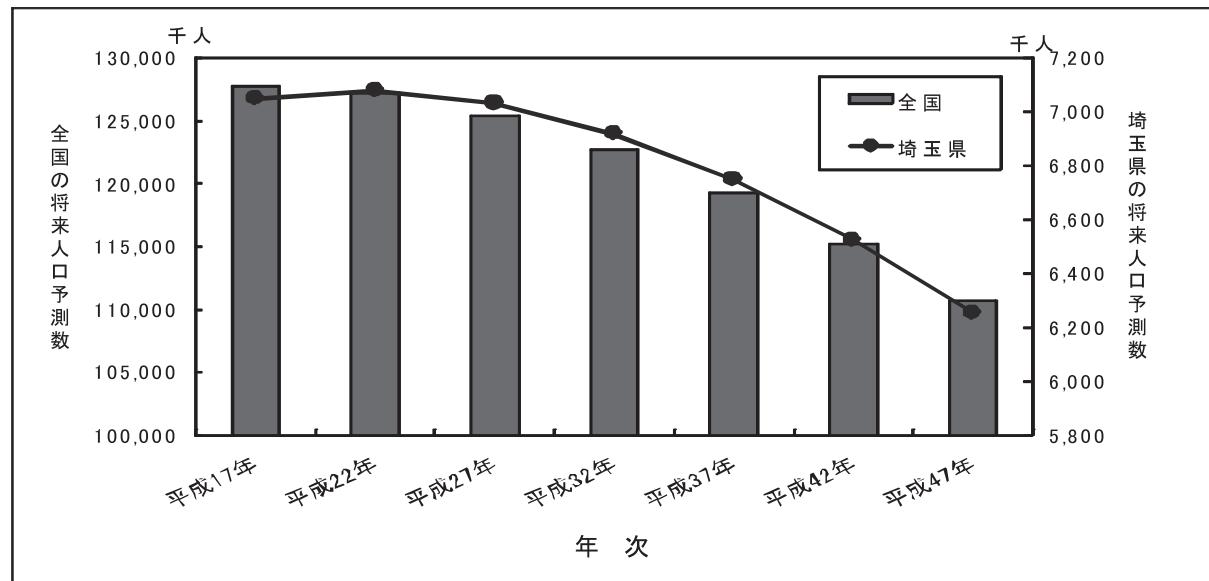
<sup>2</sup> 日本の都道府県別将来推計人口 国立社会保障・人口問題研究所 平成19年5月推計

図1-1-2 人口ピラミッド



出典：日本統計年鑑 総務省統計局 平成22年

図1-1-3 全国と埼玉県の人口将来予測



日本の都道府県別将来推計人口 国立社会保障・人口問題研究所 平成19年5月のデータを基に作成

## (2) 少子高齢化

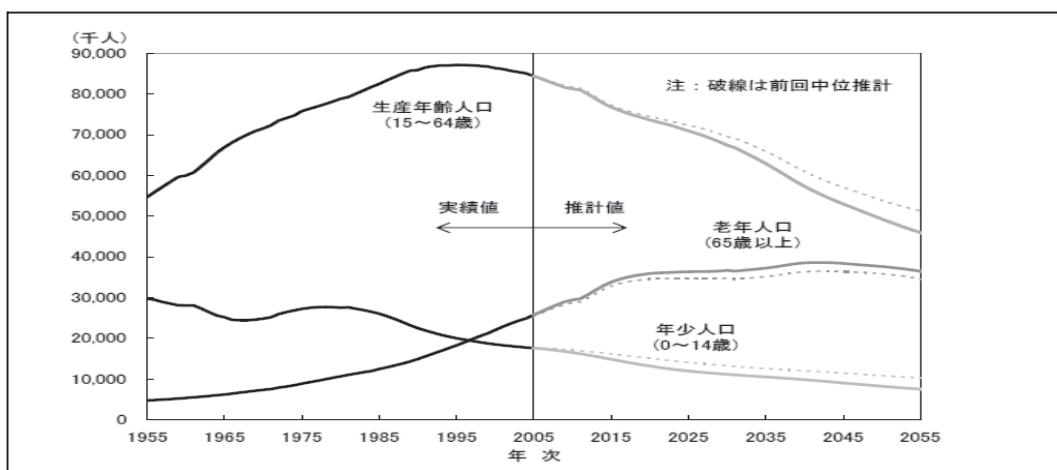
総務省統計局の人口推計データによれば、平成21年4月1日現在の確定値で、日本の65歳以上の高齢者人口（老人人口）は2,869万人、総人口に占める割合（老人人口割合）は22.5%となっている。

また、老人人口割合は今後も上昇し、平成30年には国民の28.6%が65歳以上の

高齢者となり、以降も老人人口割合は上昇することが推計<sup>1</sup>されている。

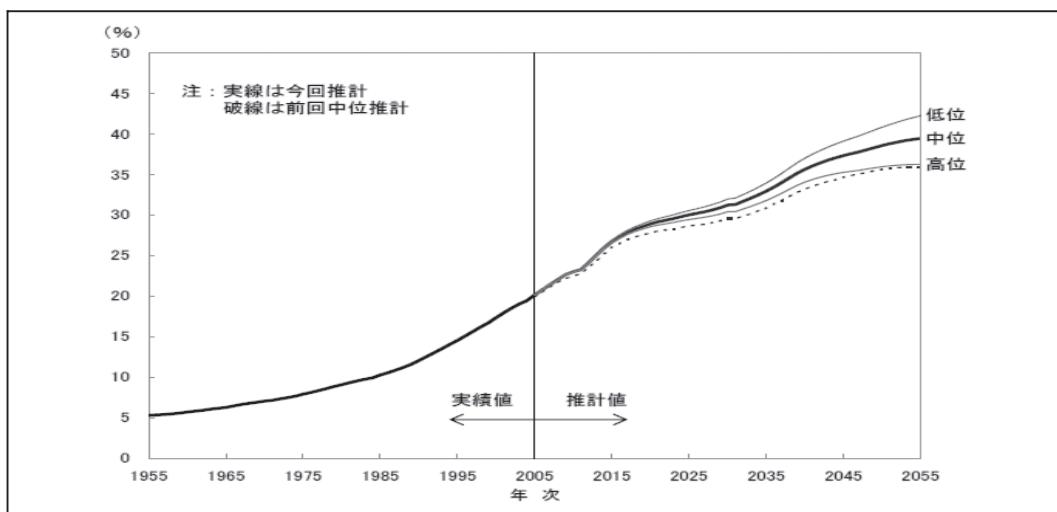
一方、総務省統計局の人口推計データによれば、0～14歳の年少人口は平成21年4月1日現在の確定値で1,712万人、総人口に占める割合は13.4%となっている。この年少人口は、昭和29年の2,989万人（総人口に占める割合33.9%）をピークに減少傾向となり、昭和45年には2,482万人（同23.9%）、平成2年には2,254万人（同18.2%）となっている。更に年少人口は今後も減り続けると推計<sup>1</sup>されており、平成30年には1,380万人（同11.1%）、平成40年には1,144万人（同9.8%）、平成50年には1,012万人（同9.4%）、平成60年には854万人（同8.8%）と数、率ともに減り続ける推計<sup>1</sup>となっている。

図1-1-4 年齢3区分別人口の推移



出典：日本の将来推計人口 出生中位（死亡中位）推計 国立社会保障・人口問題研究所  
平成18年12月

図1-1-5 老年人口割合の推移予測



出典：日本の将来推計人口 出生中位・高位・低位（死亡中位）推計 国立社会保障・人口問題研究所 平成18年12月

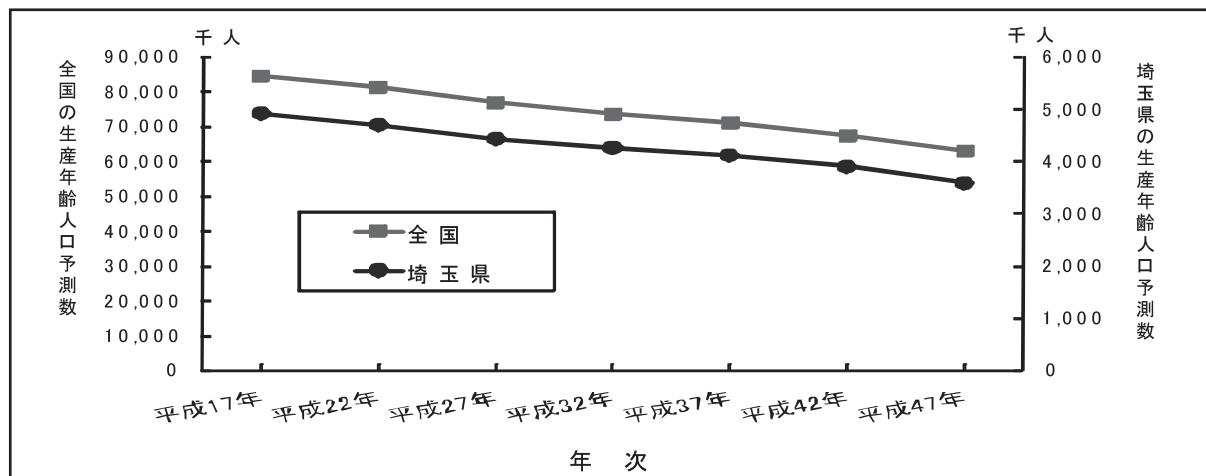
<sup>1</sup> 日本の将来推計人口 出生中位（死亡中位）推計 国立社会保障・人口問題研究所 平成18年12月推計

総務省統計局の人口推計データによれば、埼玉県の状況も同様の傾向を示し、平成20年10月現在136万人だった65歳以上の人口は増え続け、平成32年に196万人、平成42年には205万人と1.5倍に増加すると推計<sup>1</sup>されている。

### (3) 生産年齢人口の減少

総務省統計局の人口推計データによれば、平成21年4月1日現在の確定値で、日本の15歳～64歳の生産年齢人口は、8,176万人（総人口に占める割合64.1%）となっているが、平成32年に7,364万人（同60.0%）、平成42年には6,740万人（同58.5%）に減少すると推計<sup>2</sup>されている。また、埼玉県における生産年齢人口の将来予測も減少となっており、平成32年に425万人、平成42年には388万人と推計<sup>1</sup>されている。

図1-1-6 生産年齢人口の推移予測



日本の都道府県別将来推計人口 国立社会保障・人口問題研究所 平成19年5月のデータを基に作成

### (4) 世帯数の変化

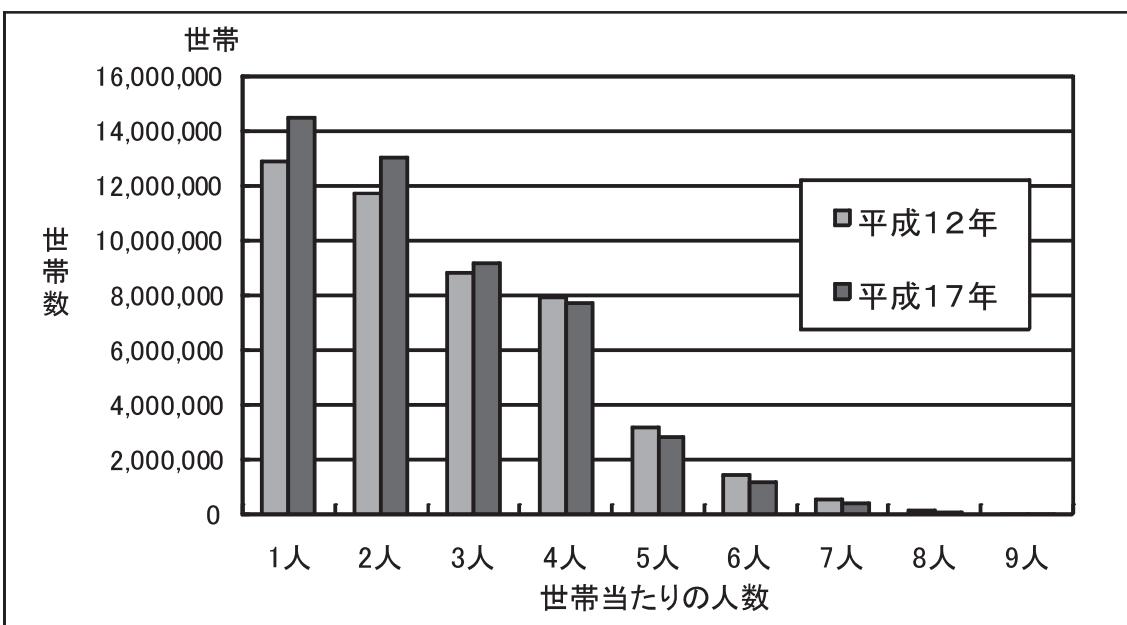
平成17年国勢調査によると、一般世帯数は4,906万世帯、世帯人員は1億2,497万人で、1世帯当たり人員は2.55人となっている。このうち単独世帯（世帯人数が1人）は1,446万世帯で、一般世帯全体の29.5%、二人世帯は1,302万世帯で26.5%、三人世帯は920万世帯で18.7%を占めている。

平成12年から一般世帯数の増加を見ると、一人世帯が12.0%増、二人世帯が10.9%増、三人世帯が4.4%増と、世帯人員が3人以下の世帯で増加しているのに対し、4人以上の世帯では減少している。なお、一般世帯の1世帯当たり人員2.55人は、平成12年の2.67人から減少している。

<sup>1</sup> 日本の都道府県別将来推計人口 国立社会保障・人口問題研究所 平成19年5月推計

<sup>2</sup> 日本の将来推計人口 出生中位（死亡中位）推計 国立社会保障・人口問題研究所 平成18年12月推計

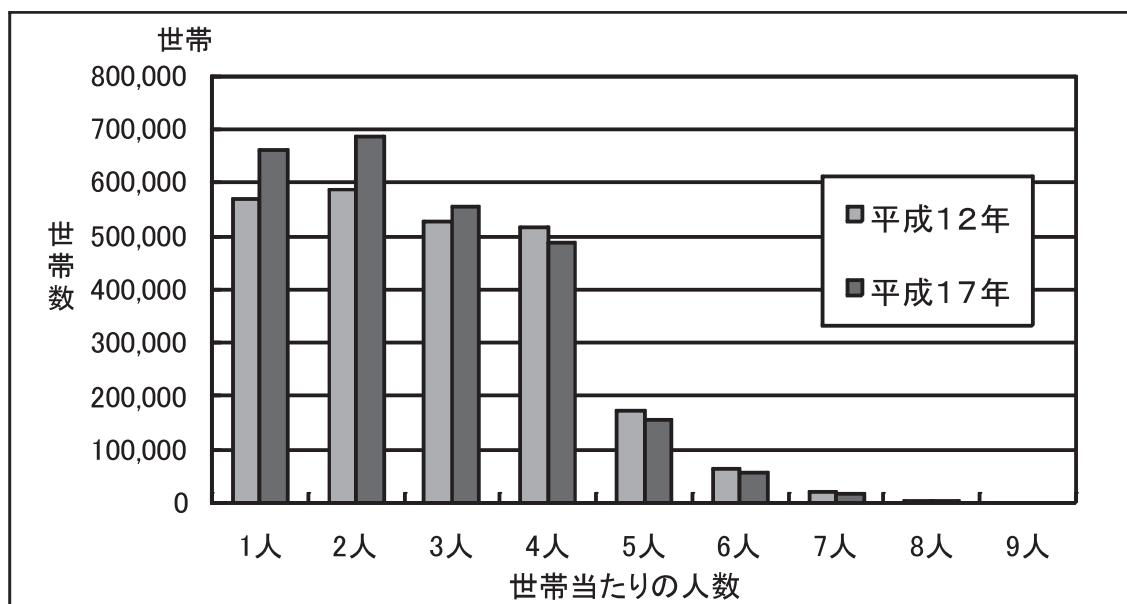
図1-1-7 世帯人数毎の年次変化（全国）



国勢調査 総務省統計局 平成12年・平成17年のデータを基に作成

埼玉県における世帯数の変化も全国の変化と同様となっており、1世帯当たり人員は平成12年の2.78人から2.64人と減少している。また、平成12年度との比較において、一般世帯数の増減は、全国の傾向と同じく世帯人員が3人以下の世帯で増加しているのに対し、4人以上の世帯では減少している。

図1-1-8 世帯人数毎の年次変化（埼玉）



国勢調査 総務省統計局 平成12年・平成17年のデータを基に作成

## 2 自治体を取り巻く環境の変化

### (1) 補完性の原則

個人ができるることは個人が行い（自助）、個人で解決できない問題は地域の助け合いで解決し（共助）、地域でも解決できない問題は行政が解決する（公助）というように小さな単位では不可能なことを大きな単位順に補完していく考え方が「補完性の原則」である。

この関係は行政と住民、地域活動団体<sup>1</sup>との関係にもあてはまり、行政が地域の実情を考慮せずに一律にものごとを決めてしまうようなやり方では、地域の多様なニーズにこたえることができないなど様々な問題が生じることになる。

地域の公共の大部分を行政が担っていた時代が終わり、これからは自らの責任により行動し、できることはお互いに助け合うことで問題を解決するという、地域コミュニティを主体とした「補完性の原則」によるまちづくりが求められることになる。

### (2) 地方分権

平成12年4月1日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）が施行されたことに伴い、機関委任事務は廃止、新たに法定受託事務と自治事務に整理され、それまでの、上下・主従の関係であった国、都道府県、市町村の関係が法律上対等・協力の関係へと改められた。

この地方分権の進展により地方自治体は自らの責任と判断で地域、住民の多様なニーズに迅速に対応し、地域の独自性が發揮できるように質・量ともに高度な行政サービスを、より効率的に提供するよう求められることになった。

その結果、これまで以上に地域の特性に応じた個性あるまちづくりが実行されるものと期待されている。

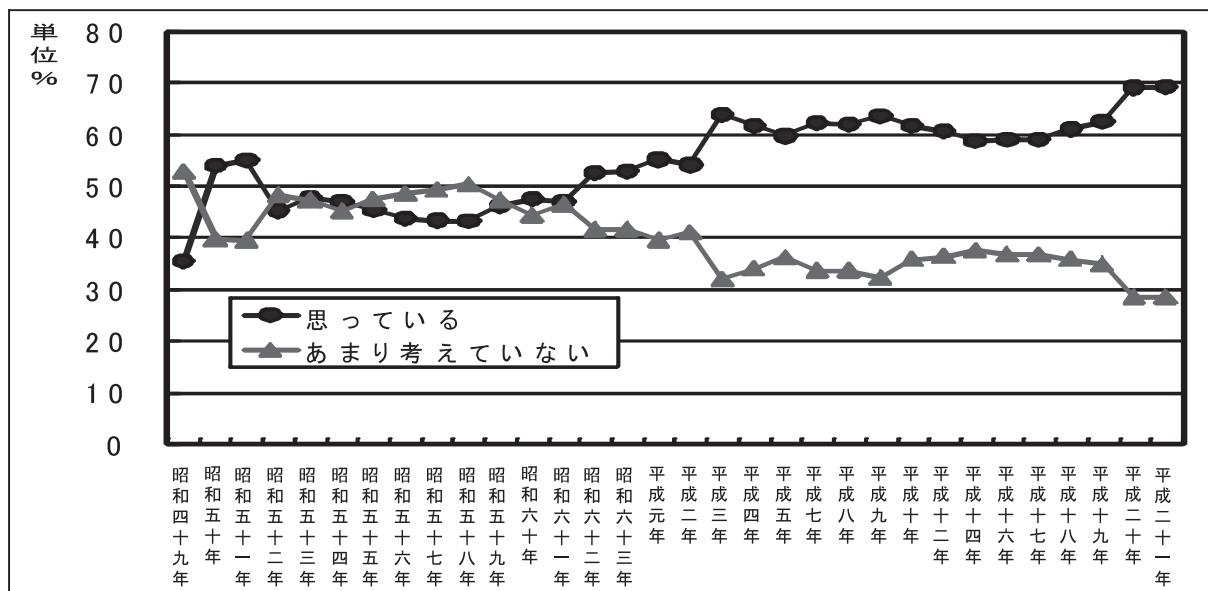
### (3) 住民意識の向上

高度経済成長期を経て日本は豊かになった。経済的・時間的ゆとりが生まれ、物質的にも豊かになり、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたいと考える人が増えてきている。そして実際、社会に貢献することに关心や意欲を持ち、身近な問題の解決や自己実現・生きがいを目的として、福祉や環境、災害時における救援活動や防災など、多くの分野でボランティア活動などの公益的な活動を行う住民や地域活動団体が年々増えてきている。

---

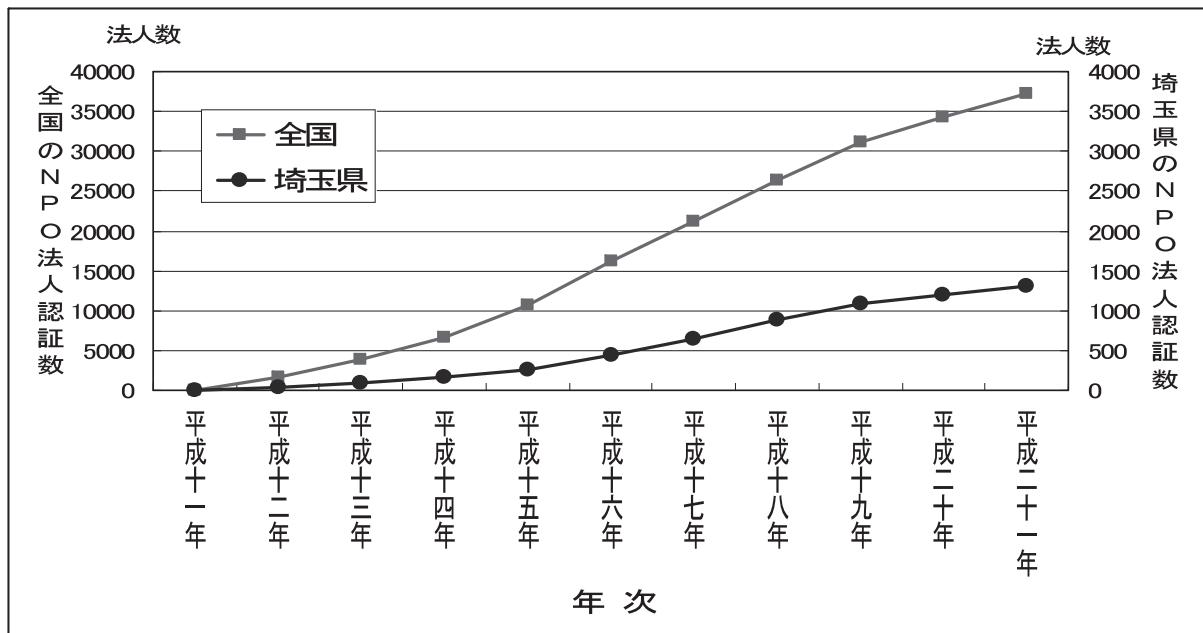
<sup>1</sup> 本報告書では、「地域活動」とは住民（団体）が主体となって行う活動を広く総称するものであり、後述の「地域社会活動」や「市民活動」を含む。また、「地域活動団体」にはNPO法人を含む。

図1-2-1 社会への貢献意識推移



社会意識に関する世論調査 内閣府 平成21年のデータを基に作成

図1-2-2 NPO法人認証数推移(全国と埼玉県の比較)



内閣府ホームページのデータを基に作成

#### (4) ニーズの多様化

少子高齢化の急激な進行や経済の低迷など、今日の社会経済情勢は大きく変化している。このような中でライフスタイルの変化や価値観の多様化が進み、住民ニーズも高度化、多様化してきている。このため、従来までの公平で画一的な公共サービスの提供だけでは対応できない様々な課題が生じてきている。これから行政運営では、住民が主体となる地域活動を支えるとともに、住民みんながまちづくりに参加できる機会を増やし、企業や学校・大学などとも力を合わせて地域づくりを促進していくことが重要なこととなる。

### (5) 協働に対する職員の意識改革

1990年代に入り、住民・地域活動団体などとの協力という意味で協働という言葉が使われ始めた。そのような中、横浜市は「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針」(横浜コード)を平成11年に作成し、市民活動と行政双方が協働するにあたっての基本的な考え方を示した。このような協働に関する指針等は2000年代に入って全国各地の自治体で制定され、協働に対する職員の意識改革が進められた。

平成21年4月現在、埼玉県内において住民参加や協働に関する条例、指針など制定している市町は28か所にのぼり、その他にも制定に向け検討している自治体が少なからず存在する。<sup>1</sup>

このように自治体では、職員の意識改革を行うよう取組を進めている。

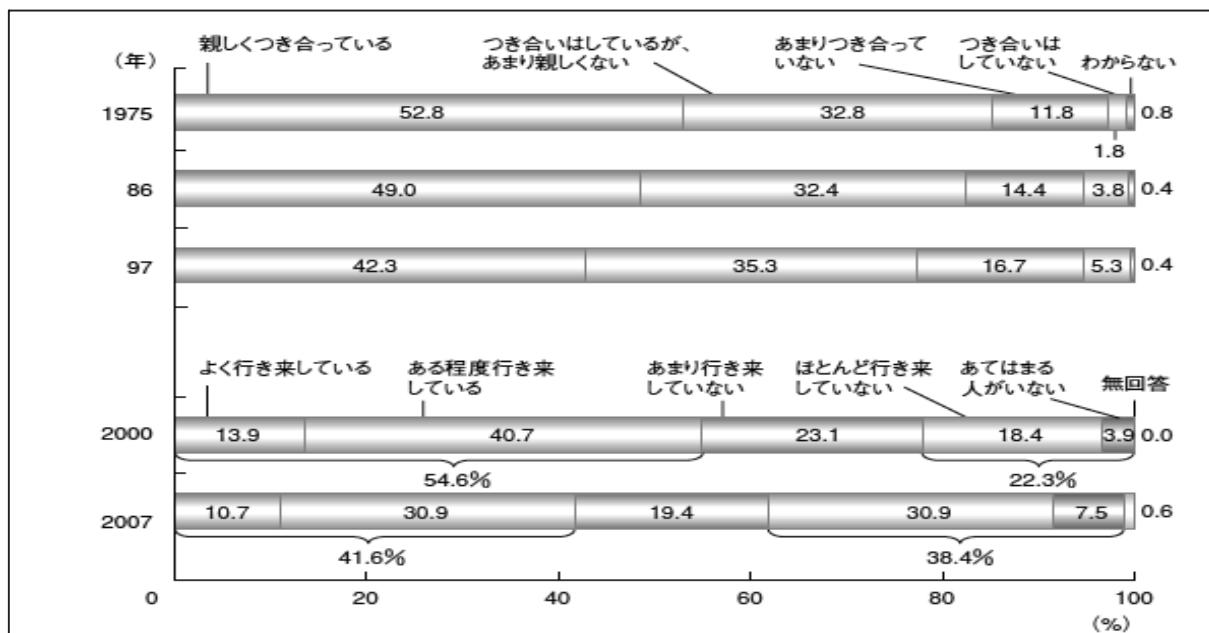
### (6) コミュニティ機能の低下

都市化の進展や価値観の多様化などの様々な要因により、地域で人と人が触れ合う機会が減少し、世代間交流の機会も減少してきている。

地域社会の結びつきの弱まりは、地域に対する住民の愛着心の低下や住民同士の共同体としての連帯意識の希薄化を招いている。

こうした意識の変化により、地域の自治機能が低下するなど、かつて地域に存在した相互扶助の仕組みが崩れ始めており、地域のコミュニティ機能は低下してきている。

図1-2-3 近所付き合い程度の推移



出典：国民生活白書 内閣府 平成19年

<sup>1</sup> 県内市町村におけるNPO活動（市民活動）に関する支援状況調査 埼玉県 平成21年

## (7) 行財政改革への対応

近年、自治体の財政状況を取り巻く環境は厳しく、生活保護などの義務的経費の増加、生活環境の整備に伴う財政需要、住民福祉の充実、さらには多様化する住民ニーズ、少子高齢化、環境問題など、様々な問題、課題に対応しなくてはならない状況にある。

今後の経済低迷や地方財源の減少などを踏まえ、適切な財政支出と、コスト削減、そして住民満足度を重視した行財政運営の新たな取組が求められている。

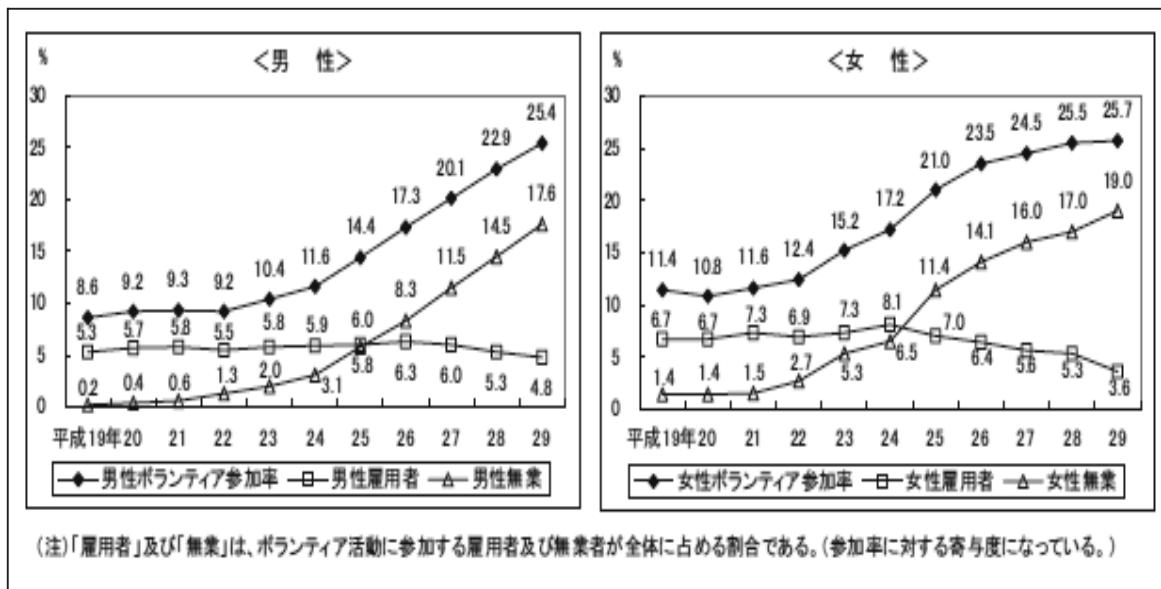
## (8) 団塊の世代

第二次世界大戦直後の昭和22年から昭和24年までの3年間の出生数は約800万人<sup>1</sup>に上る。埼玉県においても約39万人<sup>1</sup>の団塊の世代があり、その人数は、全国でも東京、大阪、神奈川に続いて第4位となっている。

この団塊の世代が退職を迎える、約800万人分の余暇時間が生まれることになる。独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成19年に発行した「『団塊の世代』の就業と生活に関する調査研究報告」において、団塊の世代の就業とボランティア活動参加の状況を試算しているが、その結果、男女とも平成29年時点でのボランティア活動参加率は約25%となっている。

つまり、全国で200万人（800万人×25%）もの団塊の世代の人々がボランティア活動に参加することになり、その力が大いに期待される。

図1-2-4 ボランティア活動参加率の推移



出典：『団塊の世代』の就業と生活に関する調査研究報告 独立行政法人労働政策研究・研修機構  
平成19年

<sup>1</sup> 都道府県別人口動態統計100年の動向 厚生省大臣官房統計情報部 平成11年

### 3 自治体を取り巻く背景のまとめ

今後日本の人口は減り続け、少子高齢化が進行するとともに、生産年齢人口は減少し、生産性が飛躍的に向上しない限り経済は縮小することになる。

そして、これまでの経済の発展や社会経済情勢の変化は、価値観の多様化をもたらし、住民ニーズの多様化、複雑化を招いている。さらに、世代間交流の機会が減少し、従来の地域社会の結びつきが弱まり、地域に対する住民の愛着や住民同士の共同体としての連帯意識も希薄化している。

これに対し自治体では、地方分権一括法が施行されるなど、地方分権が進展し、地域・住民の多様なニーズに対して迅速に対応し、地域の独自性を發揮しながら、自らの判断と責任に基づいて質の高い効率的な行政運営を行うことが求められている。

一方、社会に貢献することに関心や意欲を持ち、身近な地域の課題に対して自主的、自発的に取り組もうとする個人や団体が増加している。さらに、約800万人に上る団塊の世代と呼ばれる人々の4人に1人は、ボランティア活動に参加すると試算されている。

現在の行財政運営は非常に厳しい状況に置かれている上に、行政の画一的な公共サービスの提供では、多様化するニーズにこたえることができなくなってきたことから、各自治体は、住民と行政がお互いを尊重し、協力して地域のニーズに取り組む協働による地域づくりを進めている。



## 第2章 新しい公共空間の創造

### 1 目指す公共の姿

#### (1) 新しい公共とは

近年、社会の変化や自治体を取り巻く環境の変化によって、行政だけが担う従来の公共ではない、「新しい公共」という概念が取り上げられるようになった。平成15年11月に出された第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」では、地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、住民自治が重視されなければならず、住民や、コミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して「新しい公共空間」を形成していくことを目指すべきとしている。また、平成17年3月に公表された「分権型社会における自治体経営の刷新戦略—新しい公共空間の形成を目指してー」(分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会)では、「地域における様々な主体がそれぞれの立場で新しい『公共』を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されるという公共空間」を「新しい公共空間」と定義づけている。

自治体においては、神奈川県大和市が「新しい公共を創造する市民活動推進条例」において、「新しい公共」を、「市民、市民団体、事業者及び市が協働して創出し、共に担う公共をいう（第2条第1号）」と定義づけている。

このようなことを踏まえ本研究においては、「新しい公共」を“地域の様々な主体が協働して担う公共”として定義づけることとする。

#### (2) 新しい公共の必要性

今までの公共は行政が専ら担ってきたが、社会情勢の変化や価値観の変化、ライフスタイル等の変化によって住民のニーズも多様化している現在、これまでのように行行政が画一的なサービスを提供するやり方は限界にきている。

また、財政規模の縮小が予想される状況からも行政は十分な公共サービスを提供することができない状況になってきている。

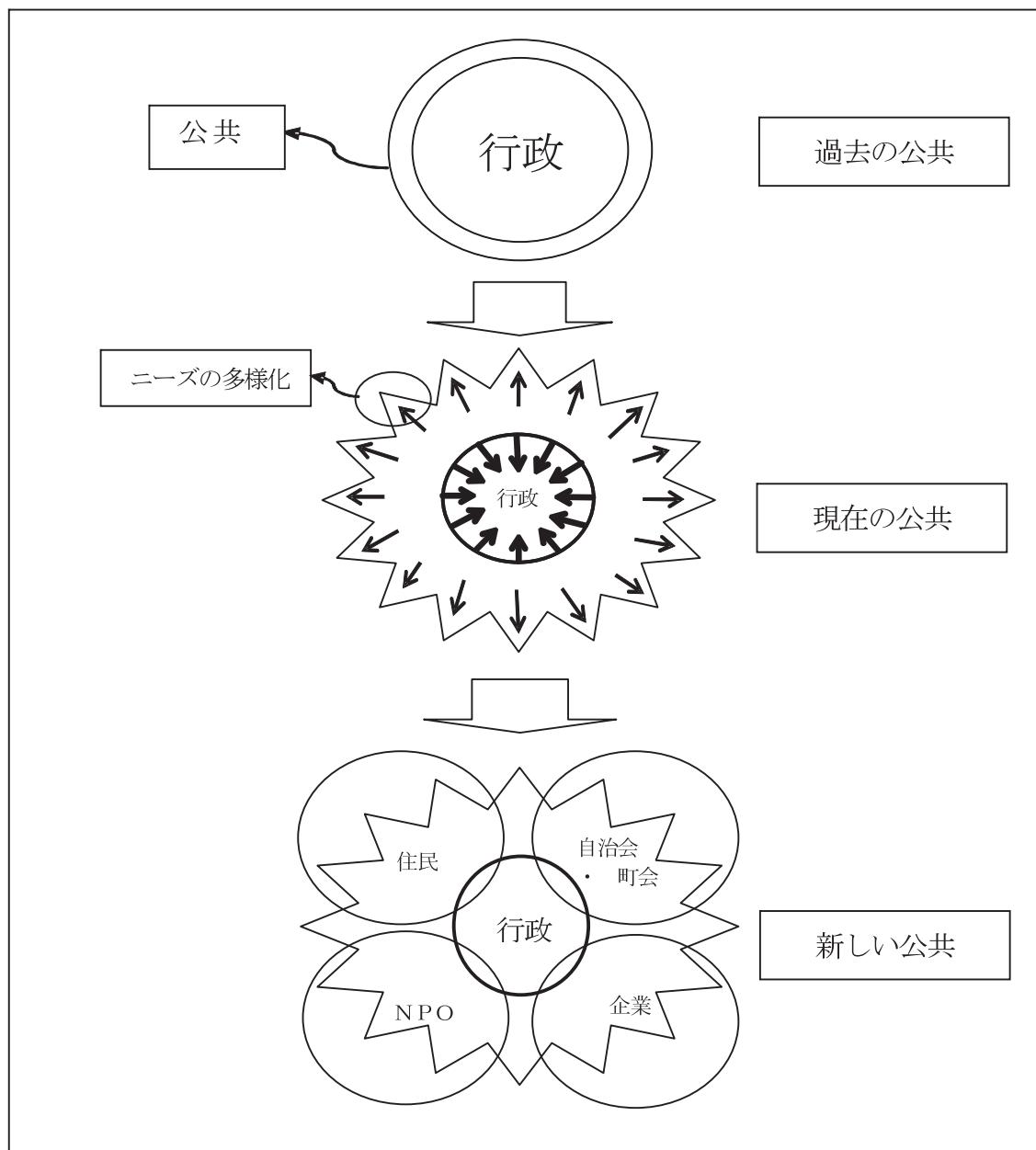
住民が生き生きと暮らし、地域社会を形成し、また、自治体運営を持続可能にしていくには、地域住民や地域活動団体等が、地域にある課題をお互いの知恵と力によって解決し、さらには協力して地域のコミュニティ形成を図るなど、官と民の協働をあらゆる分野で実施していくかなくてはならない。

### (3) 新しい公共が目指すべきもの

地域の様々な主体が協働して公共を担う新しい公共により、地域の課題はより地域に応じた細やかなサービスの提供により解決されることになるはずである。例えば、子育て支援や高齢者への支援などは、これまでのような画一的な行政サービスでは応えることができない部分も存在するが、これらの課題も子育てについては、経験豊富なお年寄りがアドバイスをしたり、買い物に不自由する高齢者には商店が御用聞きサービスを提供するなど、地域の多様な主体が活躍することで解決できることがある。

この新しい公共により、公共サービスが豊かになり、地域の課題が解決され、誰もが安心して暮らせる地域社会を我々は豊かな地域社会と定義づけることとする。

図2-1-1 新しい公共のイメージ図



## 2 豊かな地域社会の実現のために

### (1) 目標の設定

新しい公共により豊かな地域社会を創造することが可能となると考えているが、この新しい公共は、地域の様々な個人、地域活動団体等と行政が連携して公共を担うことである。

地域の様々な主体が行政と協働して公共を担うためには、官も民もお互いに公共を担う意識、責任を持ち、それぞれの強みを活かし、継続して地域のためにサービスを提供することが求められる。

そこで、必要となることは担い手の発掘である。地域には様々な人が暮らし、様々な生活をしている。考え方の違いや価値観の違い、趣味や得意なことが異なる多くの人が存在する。また、日中仕事をしている人や、既に会社を退職した人、休日に仕事をしていることから平日に休みが取れる人など様々であるが、それぞれの利点を活かすことができれば、様々な担い手を発掘することが可能となる。さらには、生まれた行動を継続することも重要となると考え、豊かな地域社会を実現するための政策提言を行うにあたり、当面の目標を次のように設定した。

目標：多様な公共の担い手を生み、育むこと

### (2) 目標達成のための考え方の整理

公共の担い手を増やすためには、地域の公共の担い手となりうる人々と行政が「新しい公共」の必要性を理解しなければならない。なぜなら、住民自らが公共サービスを提供する必要性や行政が住民と協力して公共サービスを提供する必要性を理解しなければ、それが公共を担う行動に意欲を持つことができないからである。これまで、行政サービスの範囲内における協働に向けた意識改革は進められてきたが、官と民が協働して公共を担っていくということについては特段意識してこなかった。しかし、これからは官も民も公共を担う意識を持たなくてはいけない。

一方、時代の変化等により民の公共に対する意識にも変化が見られ、ボランティア活動などに関心を示す人も増加している。これに対し、地域活動の場における世代間の交流が減少するなどの理由により、地域活動に興味を示さない人も増えている。

これら両者が気軽に地域活動へ参加することが大切であると考えるが、参加したあと、その踏み出した一歩を次の一步へつなげるための仕組み、活動を継続する仕組みについても重要であると考えている。

そこで、目標達成のために必要なこととして、次の3項目を取り上げるとともに、以下の章においてその3項目について取り組むべき課題を考えていくことにする。

- ①新しい公共空間の創造に向けた意識の共有
- ②地域活動への気軽な参加
- ③地域活動の継続を支える基盤整備

## 第3章 新しい公共空間の創造に向けた意識の共有

### 1 現状分析

「多様な公共の担い手を生み、育むこと」という目標を達成するために、官と民それぞれの連携への認識に差がはあってはならない。その認識の差を知るために、官・民が連携に対してどのように考えているのか現状を把握する必要がある。

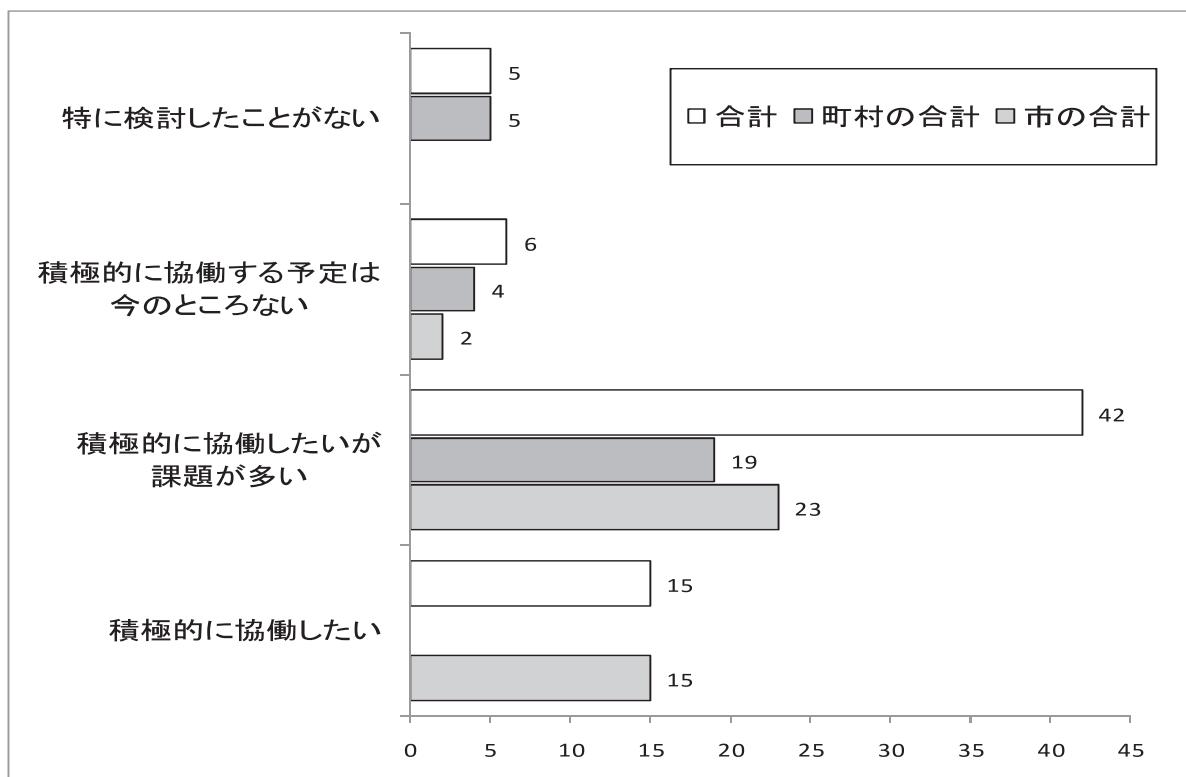
#### (1) 官の連携に関する現状

##### ア 官の連携に対する意向

まずは、市町村が連携に対してどのように考えているのかを、埼玉県が市町村に対し行ったNPOとの協働に関する意識調査から検証する。

68団体中57団体で「積極的に協働したい」と考えているものの、そのうち42団体で「課題が多い」と答えていることから、連携に対する課題の多さが伺える。

図3-1-1 NPOとの協働に対する意向



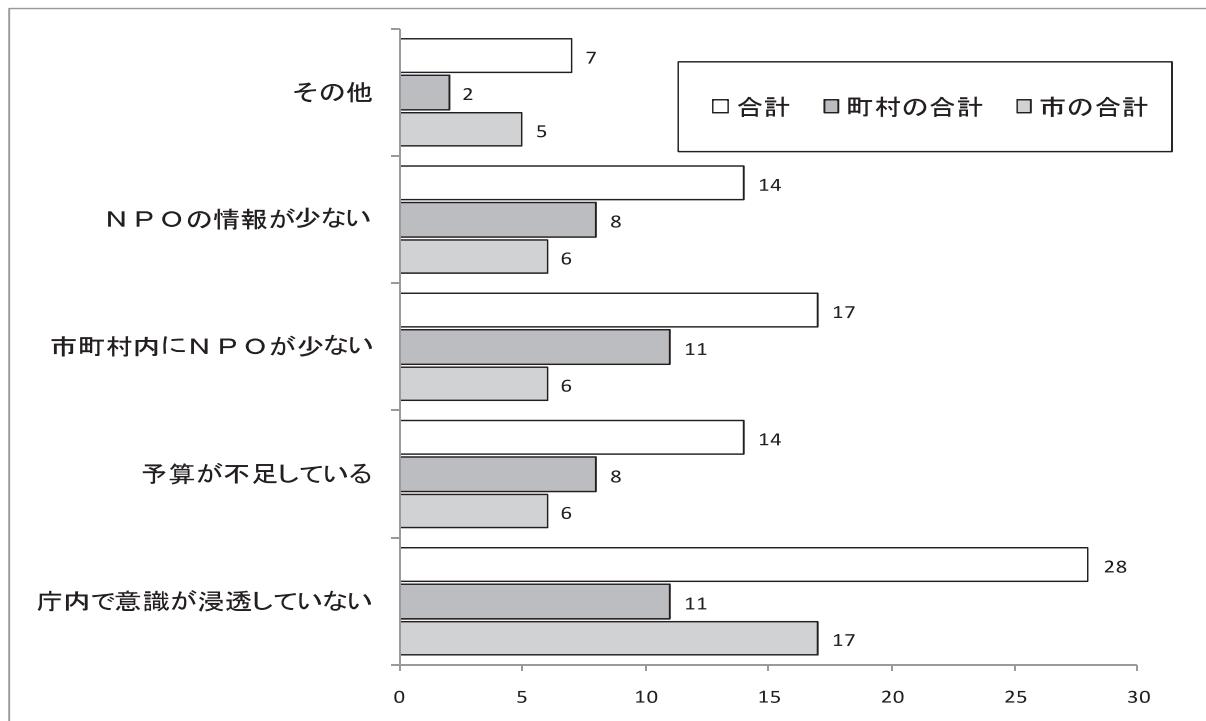
出典：平成19年度NPOと市町村との協働に関する意識調査 埼玉県

## イ 連携への課題

連携を行っていく上での課題について、同じく埼玉県が市町村に対し行ったNPOとの協働に関する意識調査から検証する。

「庁内で意識が浸透していない」が全体の約三割を占めており、職員の連携に対する意識不足が伺える。

図3-1-2 協働への課題・協働が進まない理由



出典：平成19年度NPOと市町村との協働に関する意識調査 埼玉県

ここまででは官の連携に対する認識についての現状を確認してきたが、次に民の連携に対する認識の現状を把握する。

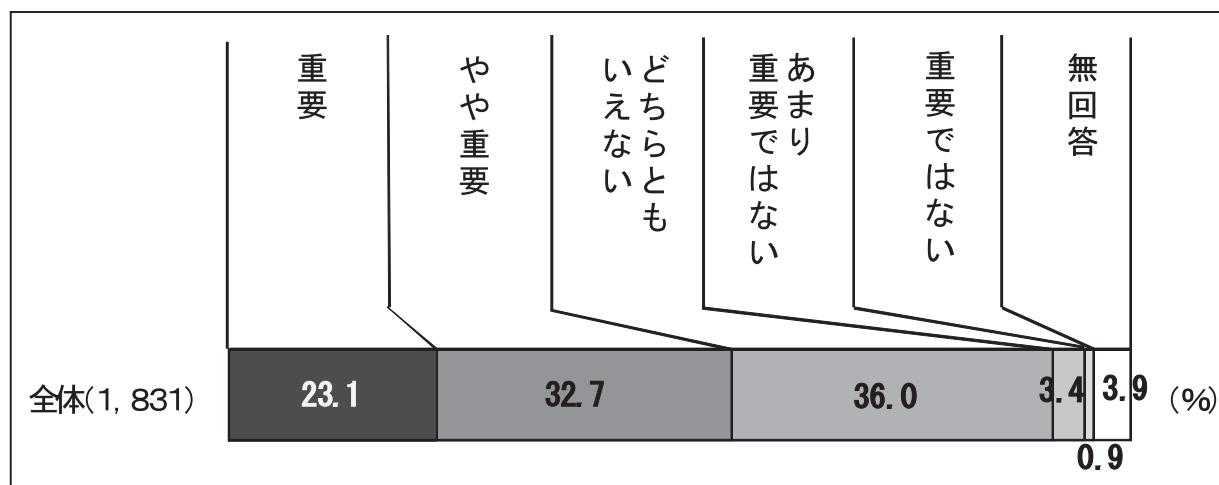
### (2) 民の連携に関する現状

#### ア 連携の必要性に対する評価

連携に関する取組の重要度を民がどのように評価しているのかを草加市の市民意識調査から検証する。

「重要」、「やや重要」を合わせると55.8%となり、連携が必要と考えている割合は半数程度である。

図3－1－3 他自治体、大学、企業等との連携に関する取組の重要度



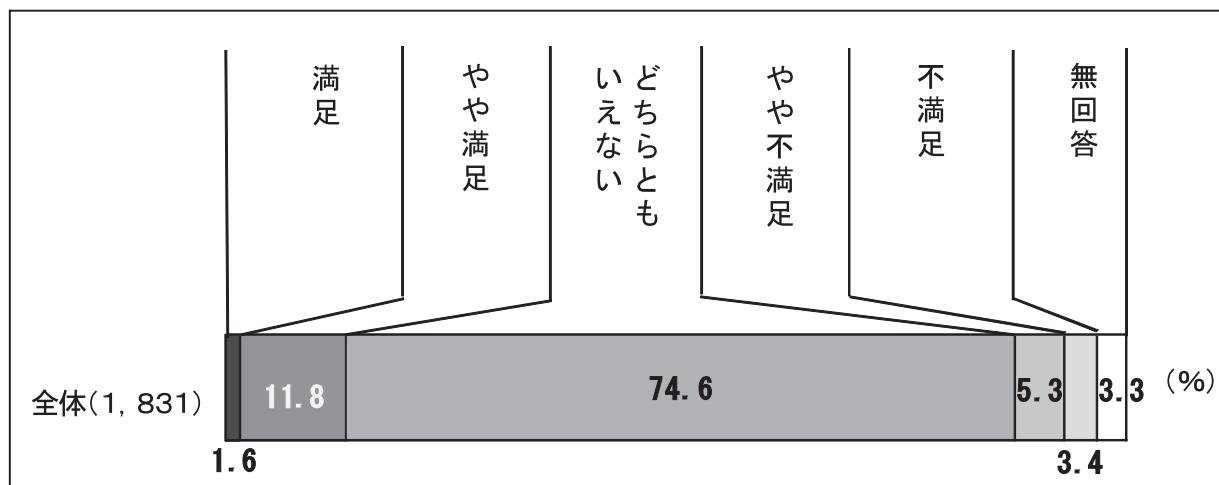
出典：平成20年度草加市民意識調査 草加市

#### イ 連携の取組状況に対する評価

連携の取組状況について、民がどのように評価しているかを草加市の市民意識調査から検証する。

連携に対する満足度では「どちらともいえない」が74.6%となっていることから、評価ができるだけの連携の実態が十分に認識されていないことが推測できる。

図3－1－4 他自治体、大学、企業等との連携への満足度



出典：平成20年度草加市民意識調査 草加市

ここまで検証から、まず、官については、連携の必要性についての意識の差が職員間で大きな開きがあるということ、民については連携の実態が十分に認識されておらず、連携が必要と考えている割合は半数程度であることが確認できた。

## 2 問題提起

### 行政・住民ともに連携に関してコミュニケーションが不足し、情報不足となった

今まででは、行政が公共を担ってきたが、本来公共は地域が中心となって創造されるものである。

行政が公共サービスの主要な提供主体となってきたことで、住民は地域社会において連携に関してのコミュニケーションを十分に取らなくなってしまった。その結果、地域住民は連携に関して情報が不足することになり、更に自らの手で公共を創造するという意識を薄くする結果となった。

また、行政においても、地域住民との連携のコミュニケーション不足は、地域の課題など様々な情報不足を引き起こした。

## 3 課題整理

### 新しい公共空間の創造に向けた共通認識を図る

そもそも公共は、行政が独占するものではない。地域社会において、地域住民が中心となって創造するものである。

このような本来の公共の姿を取り戻すために、「地域の課題は地域で解決しよう」とする意識を官民双方において醸成しなければならない。

地域住民が中心となって公共を創造するには、行政と地域住民が地域課題に対する情報交換を十分に取ることが重要になる。

自分達の地域社会で、問題となっている課題を行政と地域社会で共有し、解決方法を話し合うことが大切であるとともに、行政は、地域社会の要望により、課題解決をサポートすることが必要になる。

情報交換をする中で、地域社会ができると、行政がすべきことの役割分担を明確にすることで互いの信頼関係が生まれ、本来の公共の姿に戻る。

## 4 政策提言

### 新しい公共空間の創造に向けた地域課題に対する情報の共有化と相互理解

社会的背景や自治体の財政状況等を見ても、今後様々な地域課題に対し、行政の力のみで対応していくのは非常に困難である。そして、その課題を解決するためには、新しい公共空間の形成が重要となってくる。新たな公共空間を形成するためには、その必要性を行政と地域社会が認識しなければならない。しかし、地域社会に存在した相互扶助の意識が希薄化したことにより、地域による公共の形成が難しくなっている。

本来公共はそれぞれの地域に合った形で形成されるべきであり、そのためには、地域住民が主人公となり行政と協働しながら、地域に合ったまちづくりを進めることが大切である。行政は、協働によるまちづくりの仕組みをつくるためにも、地域住民と様々な意見交換を行い、新しい公共空間を形成するために相互理解を深めて行かなければならない。

相互理解を深めるためには、地域住民間、住民・行政間それぞれで、地域課題の情報を共有する必要がある。まず、地域課題に対する情報を地域住民間で共有することで、地域課題を地域全体で捉えることができる。その課題に対し、地域が一丸となって解決方法を考え、対応することで「地域の課題は地域で解決する」という自覚が生まれる。このことは、公共を創造する主体が行政から地域住民へ変わるということであり、地域住民が主人公となり創造される地域社会が生まれる第一歩になる。また、地域課題の情報を地域住民間で共有化し、地域課題を地域の中で可視化することで、課題に対し様々な人材の発掘が可能となる。

次に、行政と地域住民との間で、地域課題に対する情報を共有化していかなければならない。情報の共有化により、行政と地域住民がお互いにパートナーとして解決に向け行動することができる。このことは、行政職員にとって地域にある課題を知り、課題に対して地域がどのように考えているかを知る上でも重要である。また、地域が主人公となり課題へ取り組む姿を知ることで、新しい公共空間の形成に向けた意識も生まれるのではないかと考える。

さらに、行政は、地域社会に対し積極的に情報を公開していくことが求められる。人口の変動、財政の将来予測等を積極的に公開することで、なぜ、新たな公共空間の形成が必要となるのか理解を得られるきっかけになるからである。

「地域が主体となって、自分達の手で公共を作っていく」こと、「何を地域で行い、何を行政が行うのが良いのかを、地域住民と行政がお互いの立場を理解した上で話し合う」これが新しい公共空間形成のための相互理解につながる。

## 5 政策提言の実現手段

### 地域課題に対する情報の共有化と新しい公共空間の創造に向けた相互理解のために

では、地域住民が中心となって創造される、新しい公共空間の創造のために、行政と住民がどのように情報の共有化を図ればよいのだろうか。

情報の共有化は、互いが互いを知ろうとすることから始まる。本来、直接人と人が接し、直に声を掛け合い、対話をするというのが一番のコミュニケーションである。

常に官と民が触れ合う機会をつくることで、互いの信頼関係が生まれ、意識せずとも官民連携という形が形成される。

東京都三鷹市では、50年よりも前より市民と触れ合う機会を積極的に設けてきた。また、職員もそうした意識の中で積極的に市民と触れ合い、信頼関係を築いてきた。

三鷹市では第四次基本計画策定において、無作為抽出での市民参加により、まちづくりディスカッションが実施された。長年市民と直接対話をやってきたことにより、市と市民間での相互理解が図られ、市民が積極的にまちづくりに参加する意識も生まれている。

三鷹市の市民参加の取組は官と民が共通認識を図る上で、理想的な取組である。

### 三鷹市市民協働センター



### 三鷹市では

昭和30年代より市が計画を策定するときには、市民が参加をしてきた歴史がある。例えば、コミュニティ行政の取組として、三鷹市を7つの地域に分け各地域に住民協議会を作り、住民協議会において、自分達の住むまちを診断するコミュニティカルテの作成を行った。コミュニティカルテは報告書として市へ提出され、基本計画の策定に反映されている。

また、平成11年には、三鷹市の第3次基本構想・第3次基本計画策定に向けて市民の視点からの提言を行うための市民参加組織として、みたか市民プラン21会議という市民会議が開催された。この市民会議は市民が運営を行う自立した市民組織であり、市とパートナーシップ協定を結び行われたものであった。

このような住民組織は、住民の対話を生み、小さな意思決定が積み重なっていく。この過程で、まとめ役が生まれた。

市民協働センターの運営も、指定管理者制度によりNPO法人みたか市民協働ネットワークが行っており、自立した運営を行っている。

三鷹市の取組は、何かを作ったり、決めたりする時に、そのプロセスを市民と共有するという、協働の考えに基づくものである。このように、三鷹市は、長い時間かけて市民と一緒にまちづくりを行ってきた。小さな1つ1つの積み重ねが、市民から信頼される行政となっている。市民からの信頼があってこそ、協働のまちづくりが可能となっている。

しかしながら、三鷹市の市民参加の取組は長年にわたって築き上げたものである。三鷹市の前記の取組事例は非常に参考になるが、中長期的な取組となるため、今後取り組む自治体へは、比較的効果の出やすい方法として次の三つを提示したい。

### (1) I C T<sup>1</sup>を活用した地域課題の情報の共有化と相互理解

パソコンや携帯電話等の普及により、高度なIT化が進んでいる現代において、インターネットの活用は欠かせないものである。インターネットには様々な情報が氾濫しており、様々なリスクもある。しかしながら、そうした面に対して的確な対策を取り、上手くインターネットを活用できれば、情報の共有化に対し、効果的である。ホームページやブログ、インターネット掲示板といったネット上の場所を利用し、情報の発信や取得を行なうことも容易である。その中でも、SNS<sup>2</sup>は、言葉のとおり、ネットワークを構築するためのサービスであるため、互いの情報を共有する場として最適である。

それぞれが、思ったときに情報を取得でき、また発信できれば、意識せずとも情報の共有化につながっていくと考えられる。

自治体でそれを実践しているのが、三鷹市の「みたか地域SNS」である。

「みたか地域SNS」は、

- ア 市民ひとりひとりの意見や知識、活動を地域全体に生かす
- イ 市民の活動や「民学産公」の協働の醸成
- ウ 市民からの自由な情報発信
- エ 市も市民と同じように活用できる
- オ 町内会、自治会、住民協議会等の直接的な市民同士のつながりを補完
- カ 災害時などに市の災害情報の提供のみならず、市民自らが災害情報を発信する
- キ 案内などに必要な地図情報を備えている

といった情報の受発信及び情報交流の目的のために設立された。

そして、インターネット上にバーチャルな市民活動センターを構築するようなイメージで作成されており、登録さえすれば、誰でも気軽に情報交換ができるものである。

また、「みたか地域SNS」では、平成21年10月現在の登録会員約1,200人に対し定期的な利用者数は25%強になる。このように定期的な利用者数が多いのは、不特定多数に見られる可能性のある一般的なSNSに対し、行政が提供している安心感によるものである。

さらに、「みたか地域SNS」では、運営支援を「三鷹市」が、運営方針決定等を「みたか地域SNS運営委員会」が、事務局・運用管理を「NPO法人シニアSOHO普及サロン・みたか」が担うなど、様々な団体が運営に携わっている。

これは、「一括委託よりも経費がかかることがある」、「連携を円滑に図るために、市や運営委員会で調整を図る必要があり、意思決定までに時間がかかる」といったデメリットがある一方で、「地域の産業活性化への寄与」、「地域内の様々な問題解決のため、地域住民や

<sup>1</sup> 情報通信技術：Information Communication Technology

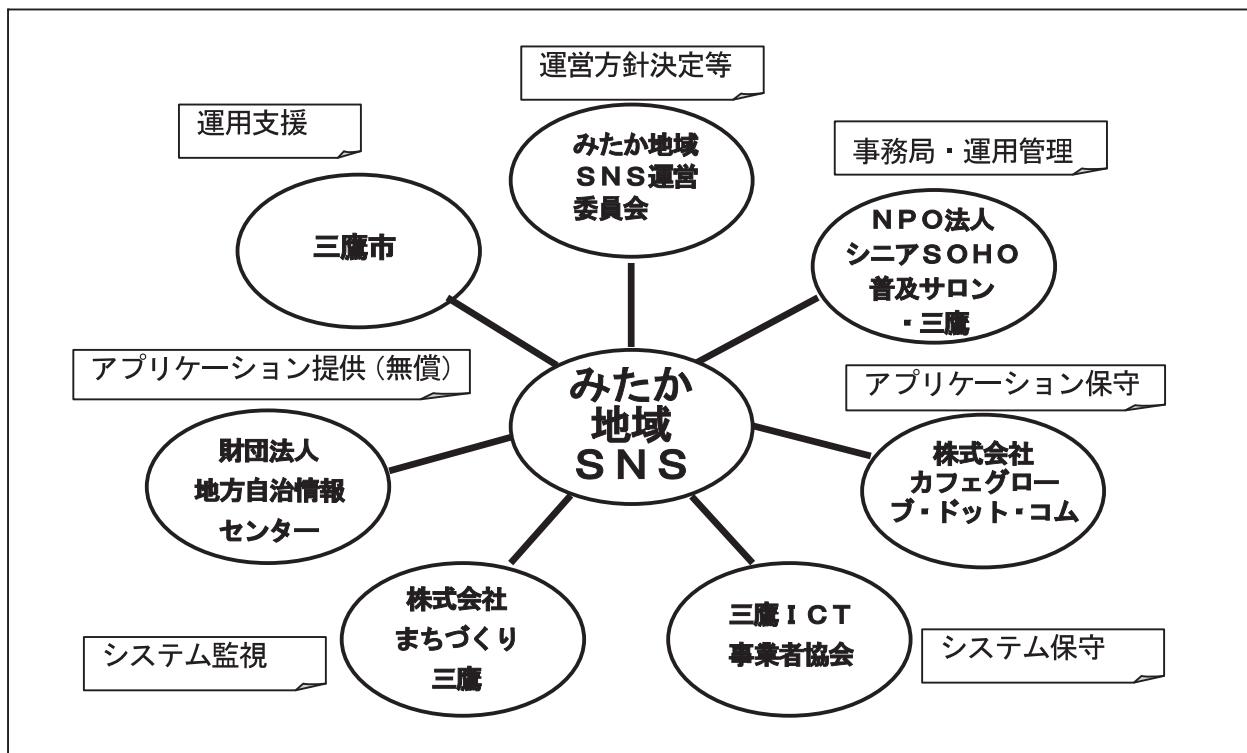
<sup>2</sup> Social Network Service

関係団体、研究機関等との協働が図れる、「委託業務を分担することにより当該分野に秀でた経験及び知識を有した事業者の選定が可能」といったメリットがある。

三鷹市はそのメリット、デメリットを比較検討した上で、運営の分担という手法を選択した。

このように、様々な団体が運営に携わる形態自体も一つの官民連携の形であり、参考になる。

図3-5-1 みたか地域SNSイメージ図



三鷹市提供資料を基に作成

その他に、横浜市では職員の意識改革にICTを活用し、職員用パソコンのネットワーク掲示板へ「協働のみちしるべ」というコラムを掲載している。

これは、協働推進担当部門からの情報発信によるもので、協働推進担当部門の取組を紹介しているほか、横浜市がどのような目的で地域社会と協働しているのかの情報提供を行っている。

積極的に情報提供を行うことにより、職員が協働の考え方や協働の必要性について考えるきっかけを与えていた。このような取組を継続することにより協働の重要性を理解できると考える。

また、前市長は、市政に対する考え方をメールにより全職員に配信していた。

メールの中で首長が協働によるまちづくりについて考えを示すことで、職員の意識に変化があったものと思われる。

横浜市のように、ICTの活用は職員の意識改革に対しても有効である。

## (2) 財政状況の将来予測分析の実施、公表

ごみ処理や水道事業の運営など、自治体の提供する行政サービスは住民の日々の生活の基盤を支えている。そのため、行政サービスの水準に影響を与える自治体の財政状況は、住民の生活と密接に関わっているといえる。これから公共を住民と行政が協働して担う必要性の理解を地域で広めるためには、住民による財政状況の認識を深めてもらうことが求められる。現状でも、自治体は予算・決算について、広報等を通じて広く住民に周知している。しかしながら、自分の住んでいる自治体の財政状況の具体的な内容に关心を示している住民が果たしてどの程度いるだろうか。埼玉県が平成20年度に実施した県政サポートを対象とした「財政情報の開示」に関するアンケートによると、自治体の広報紙やホームページなどで財政情報を実際に閲覧する人の割合は54.2%に留まっている。県政サポートという行政の活動に比較的の関心が高い層を対象としたアンケート結果において、財政状況を積極的に把握しようとする人が5割程度であるということは、全体としては更に減少することが考えられる。

なぜ、自治体の財政状況の把握に住民の関心を引き付けられないのか。同アンケートによると、「財政情報は見ない」とした理由の上位2位は「内容が難しくて分からなから」(46.7%)、「内容が適正なのかどうか判断できないから」(40.1%)となっており、行政が提供する財政情報の「分かりづらさ」が財政情報の閲覧を妨げる原因といえる。我々は、官が官の考え方のみで財政状況の分析や公表を行っていることが、住民が求める財政情報を住民が理解しやすい方法で公表することを阻み、「分かりづらさ」につながっているのではないかと考える。例えば、現状の財政状況の報告では今後自治体の財政状況がどうなり、その結果行政サービスをどの程度維持できるのかという内容が分かりにくいため、提供されている行政サービスが、財政状況に照らして行政の守備範囲として妥当なのか判断しづらいという点が挙げられる。

そこで、新しい公共空間の創造に向けて、住民と行政が相互理解を深めるためには、住民の視点を取り入れた財政状況の分析と公表が必要であると考える。官だけの考えではなく、分析や公表方法の検討の段階から官と民が議論を重ね財政分析を行うことで住民目線が取り入れられ、住民と行政がともに自治体の課題を考える前提となる財政状況の将来予測の公表となるものと考える。

こうした住民参加という形をとり自治体と住民が一緒に考えていく環境をつくることで、今後予想される財政規模の縮小という大きな問題をふまえ官民の役割分担を考えるきっかけになるのである。

### (3) 事業仕分け

近年、事務事業の仕分けの必要性が唱えられるようになってきている。昨今の厳しい不況の折、行政の財政事情も厳しさを増す中での動きであるが、昨年、政府主導で行われた事業仕分けは、テレビやインターネットによるライブ中継等が行われるなど、脚光を浴びた。政府が行った事業仕分けは行政事務の無駄を省き、効率的な行政運営を目指すものである。

今回の政府主導での、仕分けを公開の場で行い、情報を広く一般に提供し、その模様を広く情報発信するという手法は、行政が抱えている問題をより多くの住民にも共有してもらうために必要不可欠であり有効である。

しかし、事業仕分けの中身については、国の事業と地方自治体の事業とでは性質が全く別である。直接住民に関わってくる地方自治体の事業は、無駄を省くという判断だけで行うべきではない。住民にとっての公共サービスはどうすればもっとよくなるかと言う視点から行政改革を行うための仕分けであるべきである。そのためには、やはり住民の視点が重要である。

そこで、住民が参加する事業仕分けを行うべきであると考える。事業仕分けに住民が参加することで住民目線の様々な意見が出され、情報が共有化されるので、結果として自治体の現状を理解してもらうのに有効な手段である。

住民が、官の改革に参加することで、新たな公共空間の創造につながる。

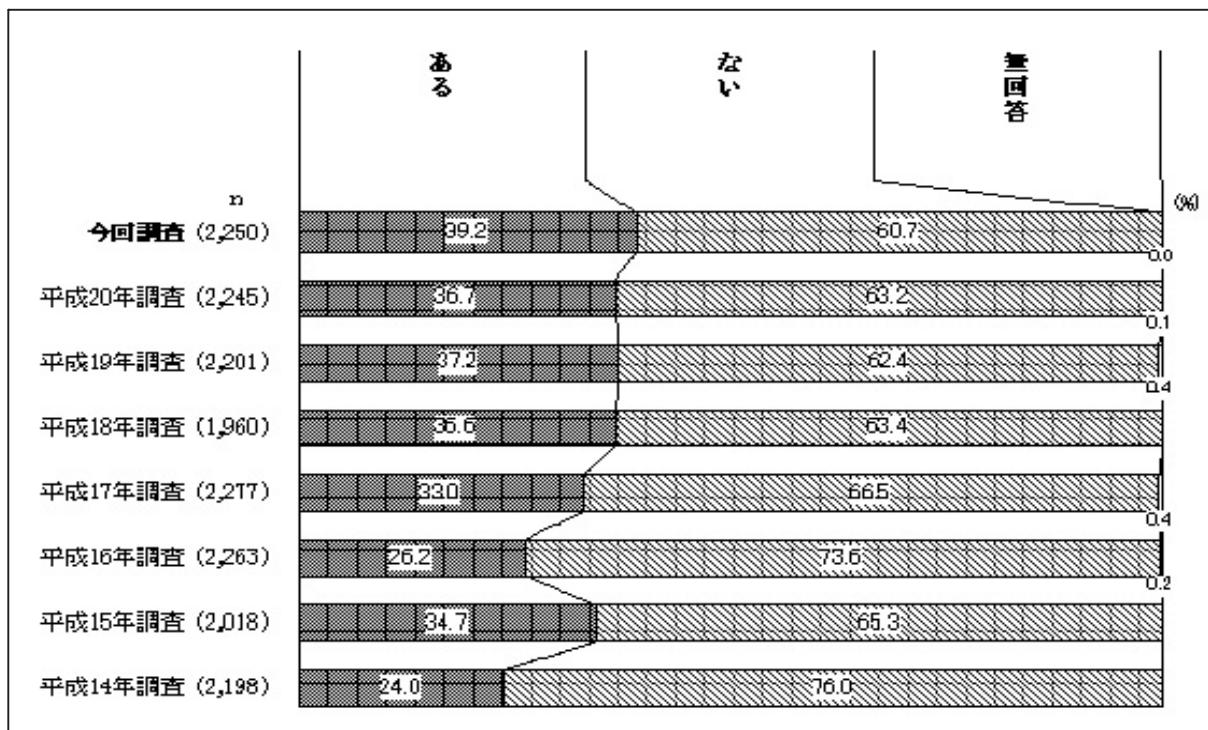
## 第4章 地域活動への気軽な参加

### 1 現状分析

「多様な公共の担い手を生み、育むこと」という目標を達成するためには、何よりもまず、地域活動への参加者を増やす努力をしなければならない。

ここでは、人々の地域活動への参加状況等を知るため、いくつかの調査結果を取り上げて検証する。

図4-1-1 地域社会活動<sup>1</sup>への参加経験



出典：平成21年度埼玉県政世論調査報告書 埼玉県

図4-1-1は、埼玉県民の地域社会活動への参加状況を表している。地域社会活動への参加経験者の割合は、ここ数年、微増傾向にあり、直近の平成21年調査では、約40%となっている。

図4-1-2は、図4-1-1の調査について、地域別、性・年代別、職業別、ライフステージ別に結果を表したものである。地域別では、南部地域、さいたま地域など、人口が集中する地域で、参加経験者の割合が少ない。

また、年代別では、20歳代の割合が約10%で、他の年代に比べて低い。

<sup>1</sup> 地域社会活動＝自治会活動（清掃活動、防犯パトロール又は地域運動会への参加など）や子ども会活動、障害者や高齢者の方々のための活動、青少年健全育成のための活動、まちづくりの推進を図るための活動など、地域活動やボランティア活動

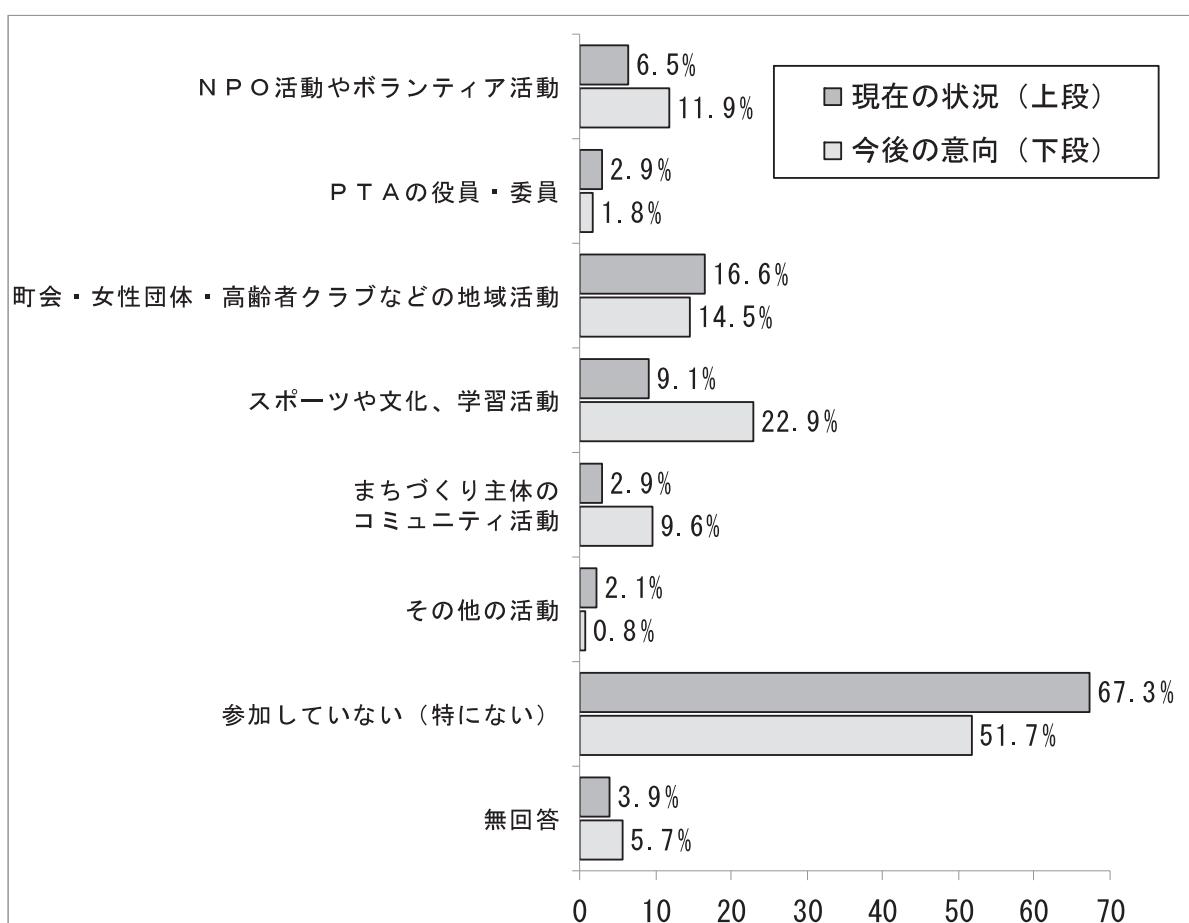
図4-1-2 地域社会活動への参加経験  
(地域別／性・年代別／職業別／ライフステージ別)

	調 査 数	あ る	な い	無 回 答
全 体	2250	39.2	60.7	0.0
<b>地域別</b>				
南部地域	222	29.7	70.3	-
南西部地域	198	32.8	67.2	-
東部地域	318	37.1	62.9	-
さいたま地域	367	31.9	68.1	-
県央地域	193	37.3	62.7	-
川越比企地域	275	50.9	49.1	-
西部地域	247	44.9	54.7	0.4
利根地域	197	49.7	50.3	-
北部地域	191	42.4	57.6	-
秩父地域	42	35.7	64.3	-
<b>性・年代別</b>				
男性・20歳代	114	17.5	82.5	-
30歳代	189	25.4	74.6	-
40歳代	200	41.0	59.0	-
50歳代	188	43.1	56.9	-
60歳代	250	48.8	51.2	-
70歳以上	180	45.6	54.4	-
女性・20歳代	115	7.8	91.3	0.9
30歳代	200	33.0	67.0	-
40歳代	186	54.3	45.7	-
50歳代	205	46.3	53.7	-
60歳代	265	43.0	57.0	-
70歳以上	158	39.9	60.1	-
<b>職業別</b>				
自営業・家族従業(計)	241	42.3	57.7	-
雇用者(計)	1188	36.1	63.8	0.1
無職(計)	817	43.0	57.0	-
<b>ライフステージ別</b>				
独身期	305	13.4	86.2	0.3
家族形成期	210	20.0	80.0	-
家族成長前期	237	57.8	42.2	-
家族成長後期	190	60.0	40.0	-
家族成熟期	458	45.0	55.0	-
高齢期	536	47.4	52.6	-
その他	314	28.3	71.7	-

(調査数以外の単位%)

出典：平成21年度埼玉県政世論調査報告書 埼玉県

図4-1-3 市民活動について、現在の状況と今後の意向



出典：平成21年度市民意識調査報告書 蕨市

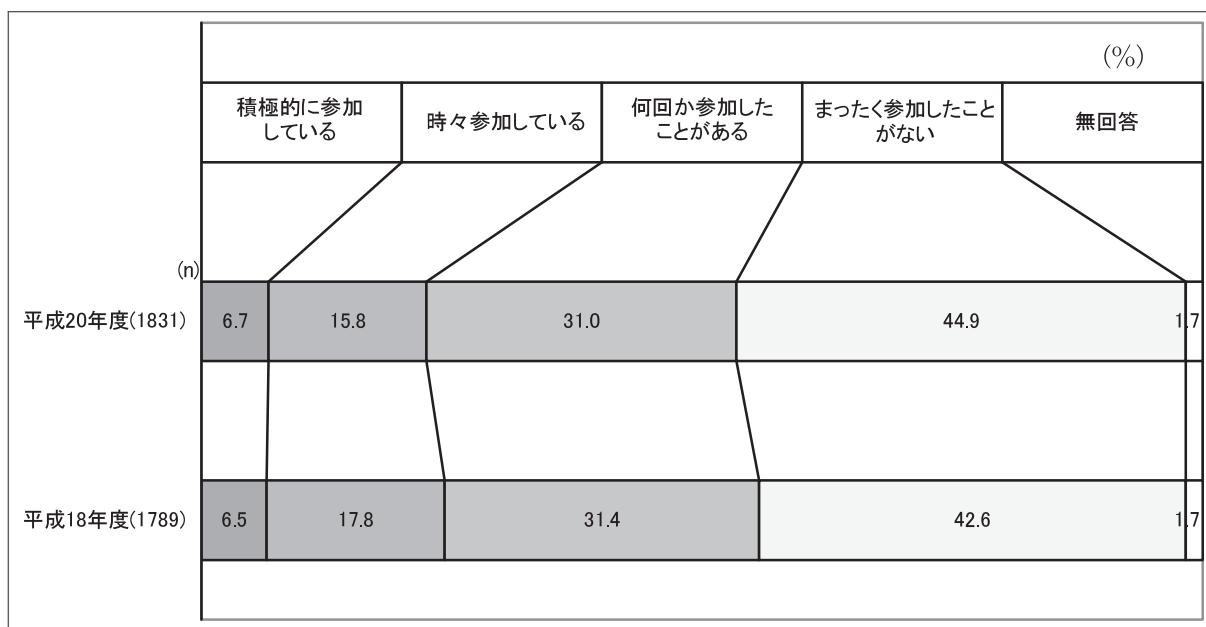
図4-1-3は、人口が集中する地域の一つである蕨市の参加状況を表したものである。「参加していない」が67.3%であり、図4-1-2の南部地域の参加割合を裏付けている。一方、今後の意向では51.7%に減り、15%程度の人に、今後参加する意向があることが分かる。

図4-1-4は、人口が集中する地域の一つである草加市の参加状況を表したものである。

参加経験者は53.5%（「積極的に参加している」、「時々参加している」、「何回か参加したことがある」の計）である。図4-1-2の南部地域の割合より高く、草加市では、地域活動が比較的活発であることが推測される。

しかし、継続して活動に参加している人の割合（「積極的に参加している」、「時々参加している」の計）となると、22.5%と大幅に下がる。このことから、図4-1-1、図4-1-2の参加経験者のうち、継続して活動に参加している人の割合は、更に低いものと思われる。

図4-1-4 まちづくりや町会・NPOの活動への参加状況



出典：平成20年度草加市民意識調査 草加市

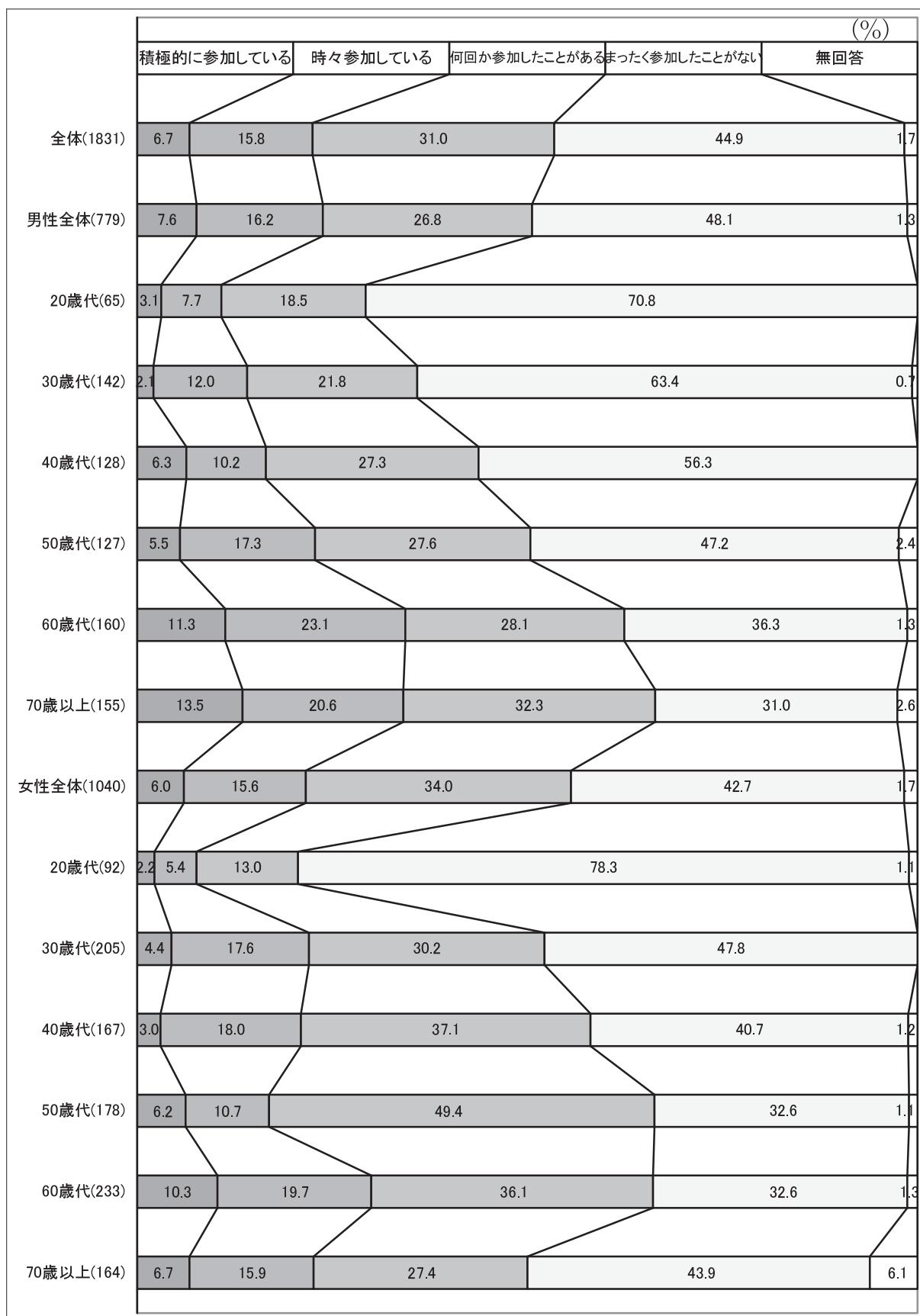
図4-1-5は、図4-1-4について、性／年齢別に結果を表したものである。

男性は、年齢層が高いほど参加割合が高くなる傾向にあり、50歳代までの割合に比べ、60歳代以上の割合が高い。これは、退職後に参加している人がいることを表しているが、それでもなお65%の人が、継続して活動に参加していない。

男女共通して言えるのは、20歳代で継続して参加している人の割合が10%前後で、非常に低いことである。

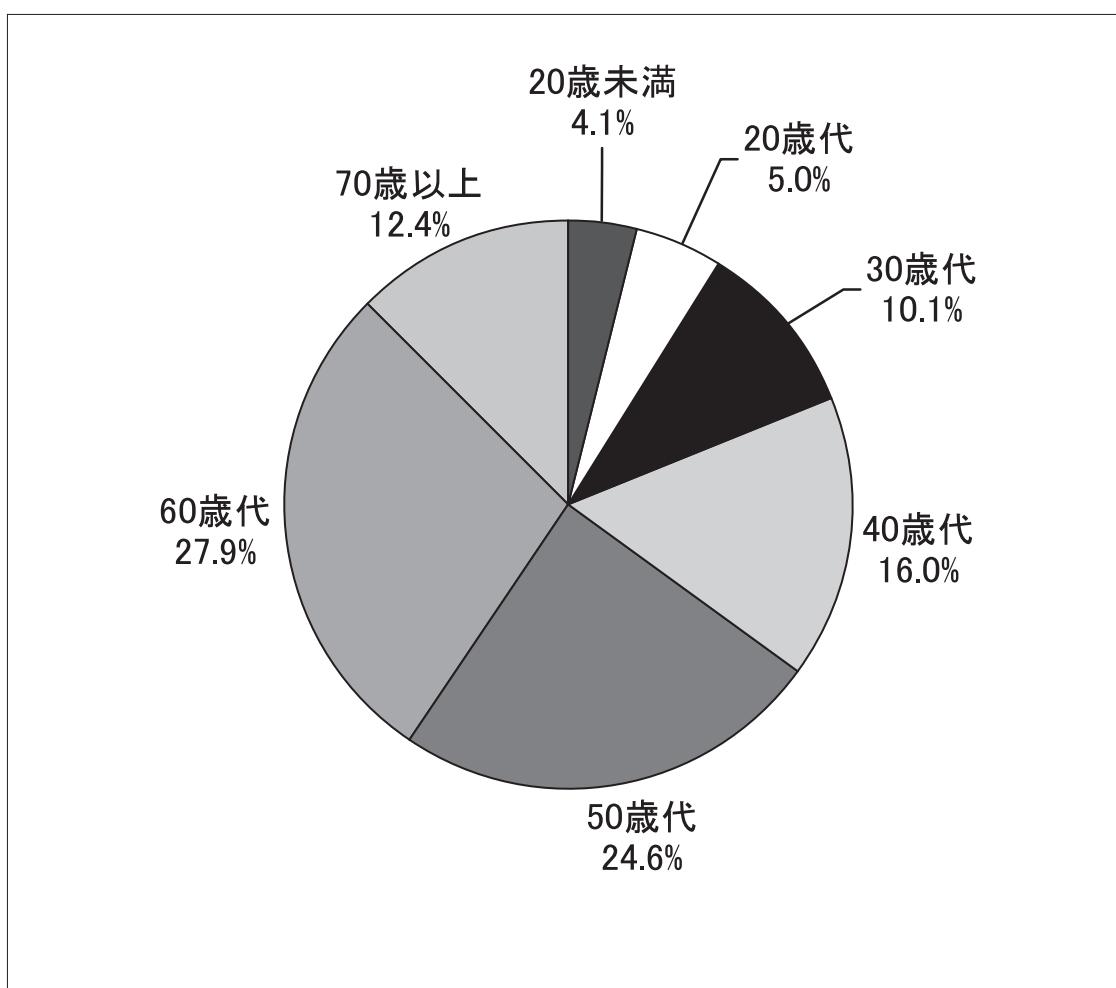
これらの結果は、図4-1-2の傾向と概ね一致している。

図4－1－5 まちづくりや町会・NPOの活動への参加状況（性／年齢別）



出典：平成20年度草加市民意識調査 草加市

図4-1-6 団体会員の年代別割合



出典：NPO実態調査報告書 埼玉県 平成20年

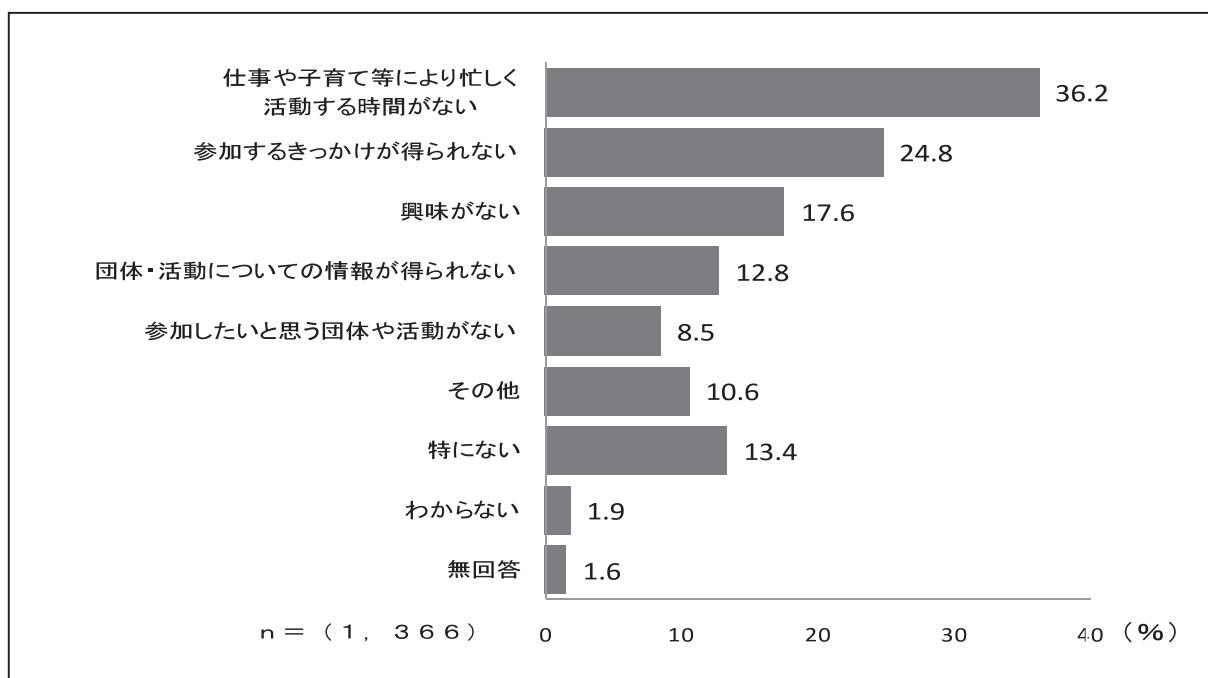
図4-1-6は、県内に主たる事務所を置いているNPO法人及び埼玉県NPO情報ステーションに登録している任意団体（以下、NPO法人等という。）における、会員の年代別割合を表している。

50歳代以上の割合が約65%を占めており、団体の実情からも、高年齢層の参加割合が高いことが分かる。

図4-1-7は、地域社会活動への不参加理由を表している。

「忙しく活動する時間がない」と「きっかけが得られない」の割合が高く、元々地域社会活動に興味がない人より、参加したくてもできない人が多いことが分かる。

図4-1-7 地域社会活動への不参加の理由



出典：平成21年度埼玉県政世論調査報告書 埼玉県

図4-1-8は、図4-1-7について、地域別、性・年代別、職業別、ライフステージ別に結果を表したものである。

年代別では、50歳代までは「忙しく活動する時間がない」ため、60歳代は「参加するきっかけが得られない」ために参加していないことが分かる。

地域別では、南部地域、さいたま地域で「参加するきっかけが得られない」の割合が比較的高い。

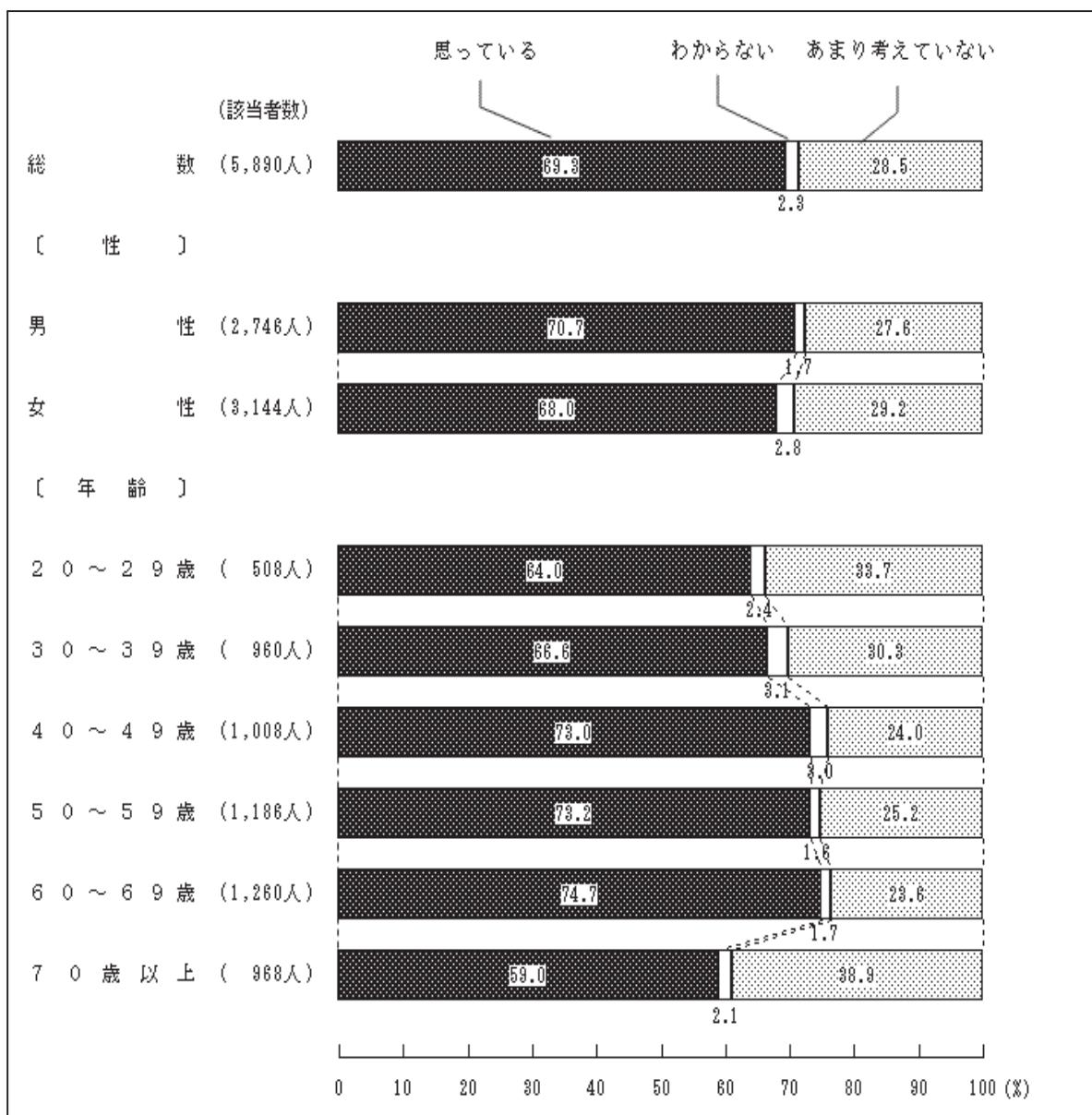
図4-1-8 地域社会活動への不参加の理由

(地域別／性別／年代別／性・年代別／職業別／ライフステージ別)

(調査数以外の単位%)	調査数	な忙仕 いし事 くや 活子 動育 する等 時間より がり が得	ら参 加す るきつ かけ が得	興味 がない	情報 報体 が・ 得活 ら動 れに ない とい ての	や参 加動 しがた ないと 思う 團体	その 他	特 にない	わ か ら な い	無 回 答
全 体	1366	36.2	24.8	17.6	12.8	8.5	10.6	13.4	1.9	1.6
<b>地域別</b>										
南部地域	156	36.5	28.8	23.1	15.4	3.8	9.6	11.5	2.6	0.6
南西部地域	133	35.3	24.8	22.6	11.3	8.3	9.0	12.0	0.8	0.8
東部地域	200	36.5	19.5	16.0	12.5	12.5	14.0	14.5	1.0	1.5
さいたま地域	250	36.8	30.8	15.2	16.4	10.8	9.2	11.2	1.2	3.2
県央地域	121	33.1	19.8	9.1	7.4	8.3	9.1	29.8	0.8	-
川越比企地域	135	34.8	25.2	14.8	9.6	6.7	11.9	11.9	4.4	1.5
西部地域	135	32.6	25.9	20.0	14.1	8.1	10.4	11.1	2.2	3.7
利根地域	99	35.4	21.2	21.2	13.1	9.1	11.1	16.2	3.0	1.0
北部地域	110	45.5	24.5	20.9	10.0	6.4	9.1	5.5	2.7	0.9
秩父地域	27	37.0	14.8	7.4	18.5	3.7	18.5	11.1	-	-
<b>性別</b>										
男性	686	34.7	26.5	20.7	14.7	8.0	7.6	12.8	1.7	1.6
女性	680	37.8	23.1	14.4	10.9	9.0	13.7	14.0	2.1	1.6
<b>年代別</b>										
20歳代	199	40.7	29.1	22.6	17.6	8.5	3.0	12.6	1.0	1.5
30歳代	275	53.1	21.8	24.4	14.5	5.1	4.4	10.2	0.4	0.7
40歳代	203	47.8	28.6	15.8	13.3	8.9	5.9	9.9	1.5	-
50歳代	217	41.9	27.6	10.6	12.9	9.7	6.5	11.5	2.3	1.4
60歳代	279	23.7	26.9	16.1	12.9	11.1	14.3	15.1	2.5	1.8
70歳以上	193	7.3	14.5	14.5	4.7	7.8	31.6	22.3	4.1	4.7
<b>性・年代別</b>										
男性・20歳代	94	33.0	29.8	25.5	16.0	9.6	5.3	13.8	1.1	1.1
30歳代	141	53.9	22.0	30.5	16.3	5.7	2.1	7.8	-	0.7
40歳代	118	44.1	30.5	20.3	16.9	6.8	4.2	9.3	1.7	-
50歳代	107	37.4	29.0	12.1	16.8	11.2	3.7	10.3	2.8	1.9
60歳代	128	25.0	30.5	18.8	14.8	7.8	7.8	14.1	1.6	1.6
70歳以上	98	7.1	17.3	14.3	6.1	8.2	25.5	24.5	4.1	5.1
女性・20歳代	105	47.6	28.6	20.0	19.0	7.6	1.0	11.4	1.0	1.9
30歳代	134	52.2	21.6	17.9	12.7	4.5	6.7	12.7	0.7	0.7
40歳代	85	52.9	25.9	9.4	8.2	11.8	8.2	10.6	1.2	-
50歳代	110	46.4	26.4	9.1	9.1	8.2	9.1	12.7	1.8	0.9
60歳代	151	22.5	23.8	13.9	11.3	13.9	19.9	15.9	3.3	2.0
70歳以上	95	7.4	11.6	14.7	3.2	7.4	37.9	20.0	4.2	4.2
<b>職業別</b>										
自営業・家族従業(計)	139	40.3	23.0	12.9	15.1	9.4	7.9	14.4	2.2	1.4
雇用者(計)	758	47.8	25.5	17.7	14.0	7.7	5.1	10.6	1.1	1.3
無職(計)	466	16.3	24.5	18.7	10.3	9.7	20.4	17.6	3.2	2.1
<b>ライフステージ別</b>										
独身期	263	36.9	27.0	28.5	13.3	7.2	5.7	13.3	0.4	1.5
家族形成期	168	64.3	23.2	16.1	20.2	6.0	2.4	8.3	0.6	0.6
家族成長前期	100	61.0	20.0	18.0	11.0	6.0	3.0	6.0	2.0	1.0
家族成長後期	76	55.3	19.7	14.5	10.5	9.2	6.6	9.2	-	-
家族成熟期	252	34.1	31.7	10.7	13.5	8.7	8.3	16.3	1.6	-
高齢期	282	14.5	17.0	14.9	6.4	10.3	27.3	17.4	3.9	3.5
その他	225	26.7	29.3	17.8	15.6	10.2	8.9	13.8	3.1	2.7

出典：平成21年度埼玉県政世論調査報告書 埼玉県

図4-1-9 社会への貢献意識



出典：社会意識に関する世論調査 内閣府 平成21年

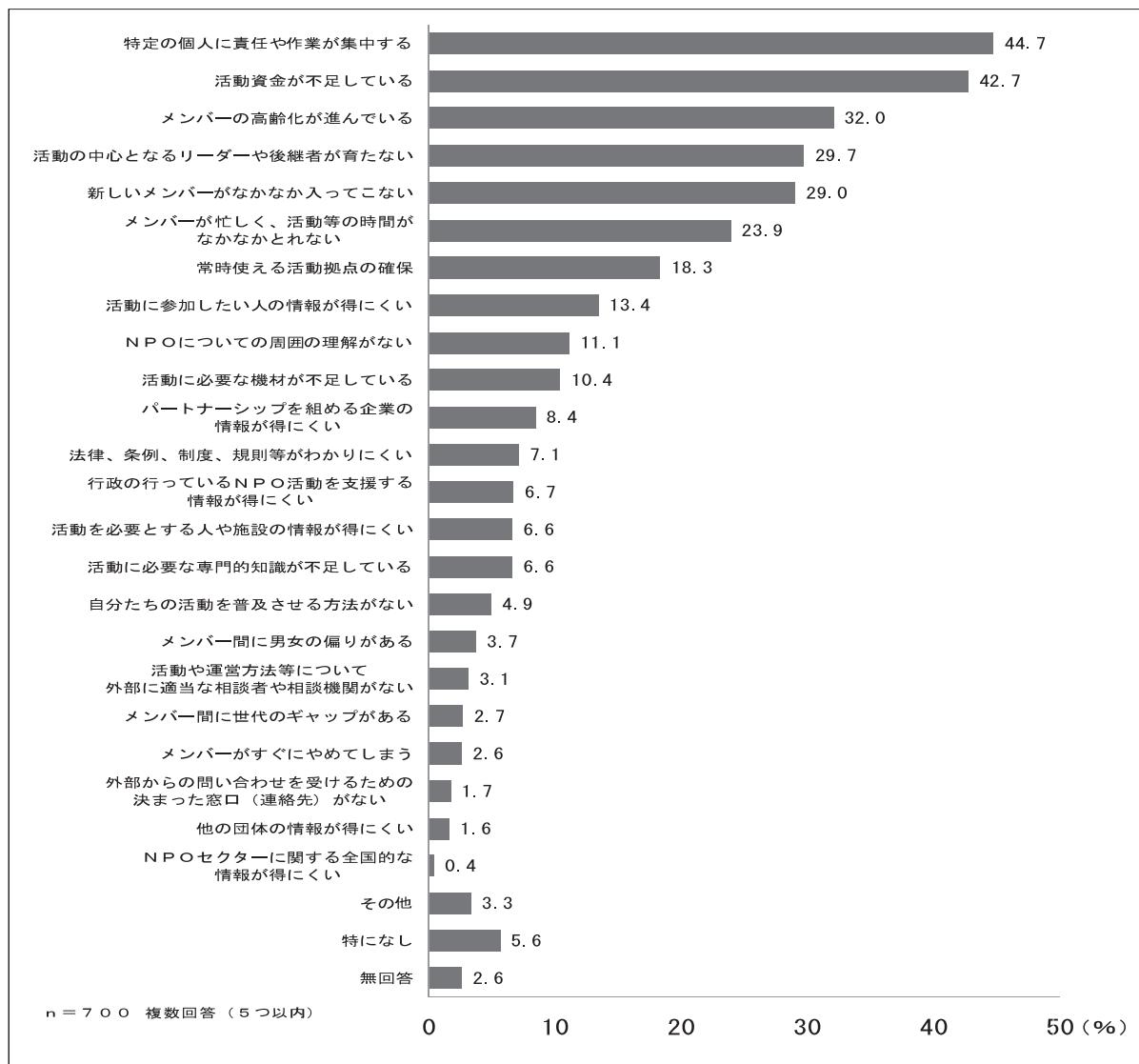
図4-1-9は、国民の社会貢献意識を表している。

全体では、約70%の人が社会に貢献したいと思っており、年代別でも、これまでのようく差が出ていない。

図4-1-10は、NPO法人等の、活動上の課題を調査した結果である。

割合の高い上位5項目のうち、4項目が人材に関するものであり、団体のメンバーが固定化・高齢化していることを表している。ここからも、地域活動への参加者が、ごく一部の人に限定されていることが分かる。

図4-1-10 活動上の課題



出典：NPO実態調査報告書 埼玉県 平成20年

ここまで現状分析から、埼玉県民の地域活動の参加状況について、次のことが確認できた。

- ・地域活動に参加したことがあるのは約40%の人たちであり、継続して参加している人は更に少ない。
- ・人口集中地域の参加割合が低い。
- ・若年層の参加割合が低い。
- ・地域に貢献しようという意識はあっても、行動に結びついていない。
- ・団塊世代の属する60歳代の不参加理由の1位は、「参加するきっかけが得られない」である。
- ・地域活動団体のメンバーが固定化、高齢化しており、地域活動への参加者が、ごく一部の人に限定されている。

## 2 問題提起

ではなぜ、地域活動の参加者が一部に限定され、参加者層が十分に広がっていないのであろうか。図4-1-7の不参加理由などから、次の理由が考えられる。

### (1) 忙しくて時間がない

地域活動の参加方法は、「現場に行って、ともに活動する」ことが基本となっているので、仕事や子育てに忙しい世代は参加できない。

### (2) 参加のきっかけがない

次のことが影響して、地域活動への参加のきっかけが失われている。特に団塊世代の人々は、この理由により参加していないものと思われる。

#### ア 地域とのつながりがない

平成19年版国民生活白書によると、「近所の生活面で協力し合う人」が0人であると回答した人が65.7%であった。特に都市部においては、地域とのつながりのないライフスタイルが定着し、それが当然となっている感がある。

この状況では、地域活動に誘ったり誘われたりすることが少ないため、参加のきっかけが生まれにくくなっている。

#### イ 団体に加入したくない

現在、個人が地域活動を始めようとする場合には、活動団体に加入することが一般的であるが、そのことが、地域活動への気軽な参加を妨げているものと思われる。活動団体に加入する際、「どういう人がいるのか」、「自分がその団体に合うのか」と不安になる人は多いだろう。加入後に会費を支払わなければならない場合や、団体の庶務など、会員であるために生じる業務を行わなければならぬ場合には、更に加入をためらう人が増えてしまう。

### (3) インセンティブを感じられない

地域活動が無償であれば、当然金銭的なインセンティブはない。その場合、「何かに貢献した」という達成感がインセンティブとなるのだが、すぐには感じられないことが多い。せっかく活動をしても、なかなか成果を感じることができなければ、長続きしない要因となってしまう。

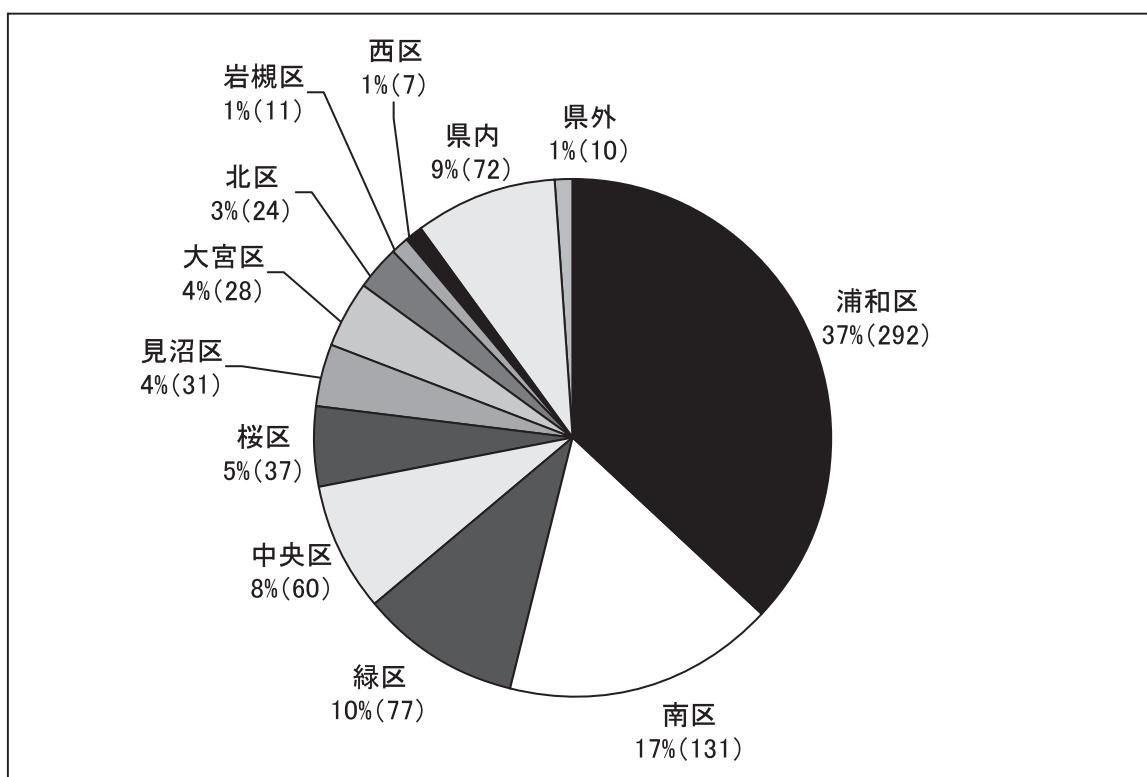
#### (4) 地域活動に関する情報不足

図4-2-1は、さいたま市市民活動サポートセンターの登録団体の所在地を表したものである。センターのある浦和区に近いほど、登録団体数が多くなっている。

市民活動サポートセンター（市民活動の拠点）から遠い地域の団体は、団体登録していないことが多いものと思われる。それらの団体の存在を市民活動サポートセンターが把握することは困難であり、情報発信や、参加相談者とのマッチングを行うことができない。

このことにより「団体・活動の情報が得られない」、「参加したいと思う団体や活動がない」と感じる人が多くなり、図4-1-7のような不参加理由が挙がることとなる。

図4-2-1 登録団体所在地別内訳（780団体）



出典：さいたま市市民活動サポートセンター利用者・利用団体状況 平成21年3月末現在

### 3 課題整理

2の問題を解決するためには、地域活動への多様な参加方法を確立するなどして、気軽に参加できる雰囲気をつくり出すことが必要である。

#### (1) 多様な参加方法確立

忙しくて時間がない人や、参加のきっかけがない人に地域活動への参加を促すためには、いろいろな参加方法を準備して、自分に合った形で参加できるようにすべきである。

例えば、その日だけ、気が向いた時だけの参加や飛び入り参加でも歓迎し、地域活動団体への参加登録を強要しないようすれば、参加へのハードルの高さは数段下がるであろう。

また、地域活動団体への寄附促進等により、家にいながらにして地域活動に参加できるようにすることも、参加率を上げるための有効な手段である。

#### (2) 団塊世代の参加を更に促す

団塊世代の退職者数は、376万人とも言われている。雇用期間延長や再雇用により、継続して働いている人が増えているものの、若い世代と比較すれば、余暇時間は多いはずである。地域活動への参加のきっかけをつかんでもらえば、団塊の世代は「公共の担い手」の中心的存在となるはずである。

#### 横浜市は

相談窓口を「地域デビュー応援デスク」と称し、サラリーマン経験者を歓迎する団体の情報を提供するなどして、退職者の地域活動参加を促進している。

また、2007年～2009年の3年間、主に団塊の世代の退職者に参加のきっかけを見つけてもらうため、「横浜ライフデザインフェア」を開催した。参加者のうち、アンケート回答者の約半数が、「やりたいことが見つかった」と回答している。

### 横浜市市民活動支援センター相談窓口 地域デビュー応援デスクの表示



### 横浜市市民活動支援センターミーティングコーナー



#### (3) 成果のポイント化、見える化

地域活動参加に対するポイント付与・蓄積と、それらを表示することによる活動履歴の可視化により、活動の成果を実感してもらう。

#### (4) 地域活動の拠点整備

より多くの地域活動団体について、詳細な情報を蓄積し、広く発信するためには、それらの機能を持つ拠点を増やすなければならない。

また、その拠点は、人々に身近でなければならない。多くの人々が地域活動情報に触れることで、参加のきっかけが生まれるからである。

##### 横浜市は

市内18区全てに市民活動支援センターを設置しており、地域間の格差が生じにくくなっている。

##### さいたま市市民活動サポートセンターは

「市民に身近な窓口」の良い例である。指定管理者であるNPO法人さいたまNPOセンターと、さいたま市市民活動支援室との協働により管理運営されている当該センターには、

①基本理念が次の3つであること

- 市民に対して「開かれた市民活動サポートセンター」
- 市民の提案を受け入れながら、「市民とともに成長する市民活動サポートセンター」
- 市民にとって「集まりやすく居心地のよい市民活動サポートセンター」

②JR浦和駅東口から徒歩1分という好立地であること

③市民活動とは関係のない相談（生活苦、DVなど）にも丁寧に対応するなど、融通の利くことなどから、1日平均1,400人以上の来館者数がある。

我々が視察に伺った日にも、交流スペースで勉強をする学生や、集まって昼食をとる子連れの母親達を目にした。

たとえ彼らが地域活動に無関心であっても、センターが主催するイベント、展示等を通して、地域活動に触れる機会が与えられているため、今後の参加が期待できる。

### さいたま市市民活動サポートセンター交流スペース



### さいたま市市民活動サポートセンターミーティングスペース



## 4 政策提言

### 様々な地域活動に誰もが気軽に参加できる具体的な仕組みをつくる

これまで述べてきたように、豊かな地域社会を創造するためには、多様化、高度化、複雑化する住民ニーズに適切に対応できるよう、多様な担い手が次々と生まれ育っていくことが重要である。

すでに公的サービスの担い手となりつつある地域活動団体や企業を支援するだけでなく、地域課題に関心を持つ層の裾野を広げていく仕組みを構築する必要がある。

特に、団塊世代が多い埼玉県の市町村にあっては、いわゆる埼玉都民といわれてきた層の人たちの目を、いかに地域課題に向けてもらうかが裾野を広げる鍵となってくる。

地域活動に参加してから地域の課題に気付くことがあったり、地域の課題に気付いたことが参加のきっかけになったり、相互関係にあるが、いずれにしても、「参加」によって、気付きや出会い、つながりといった活動のベースが生まれてくるので、参加を促すということが重要になる。

「協働のまちづくり」を進めようとする自治体は多く、これを基本構想や総合計画に位置付けていたり、首長選挙のマニフェストとして掲げていることも多い。協働のまちづくりに向けた自治基本条例や住民協働条例などを制定する自治体も増加しつつある。

しかしながら、それを推進するための総合的で具体的な仕組み（システム）づくりに取り組んでいる自治体は意外に少ないようだ。

本章において、様々な調査データを基に現状分析を行い、課題を整理した結果、従来のサークルや団体ごとの活動に捉われない気軽な参加方法の導入や地域の公益的な活動に参加することへのインセンティブの提供などが、多様な公共の担い手を生み、育むために重要なことが分かった。

つまり、県内自治体には「様々な地域活動に誰もが気軽に参加できる具体的な仕組みをつくる」政策が求められることになる。

これまでの検討を踏まえ、次の5つの要件を満たす具体的な政策実現手段について提言を試みたい。

- (1) 参加へのハードルを下げる
- (2) 地域の情報を充分に提供・共有する
- (3) 参加へのインセンティブを用意する
- (4) 特に若い世代や団塊世代の参加促進にとって有効であること
- (5) 地域活動や情報の拠点を用意する

## 5 政策提言の実現手段

### (1) 地域活動への参加と協働のためのポータルサイトの開設

地域で行われている、あるいは行われようとしている様々な活動やプロジェクトの情報を集約したサイト（地域活動等のポータルサイト）を開設することによって、いつ、どこで、だれが、どんな活動をしているのかを可視化する。学生、有職者、子育て中の人など、日常的に忙しく団体に所属して活動することが困難な人でも、時間が空いたときなどに関心のある分野の活動の現場に出かけて、一緒に活動を体験することができるようになる。

これによって、気軽に複数の分野にわたる地域活動を体験しながら、自分に合っているプロジェクトや活動団体を探していくことができるようになる。

活動に参加した体験談や感想などをポータルサイトに掲載したり、サイト上で活発な意見交換することによって、更に広く活動への参加が促されることが期待できる。

### (2) 汗による参加だけでなく、寄附による参加促進と可視化

地域活動に参加したいという想いを持ちながら、活動時間の確保が困難など、様々な事情で活動に参加できない人が、応援したい、参加したいプロジェクトに簡単に寄附を行える仕組みを取り入れる。

例えば、コンビニエンスストアで支払いをするのと同様に、普及率の高い交通系ICカードをカードリーダーにかざすだけで、指定の金額を簡単に寄附できる仕組みやクレジットカードを使った寄附決済システムを導入する。

さらに、自分が、いつ、どこで、どれだけ活動したのか、寄附をしたのかが蓄積されて可視化できるようにして、プロジェクトとのつながりの継続性を確保する仕組みを導入する。

### (3) まちづくり活動ポイント発行システムの構築

地域活動に参加（上記の寄附による参加を含む。）した人に、ポイントを発行し、蓄積し、サイト上に表示できるシステムを構築する。

どのような活動にどのくらい参加し、どのくらいのポイントが貯まっているのかをイラストなどで分かりやすく表示したり、グループごとのランキングを表示したりといった工夫を凝らして、気軽に楽しみながら、そして交流しながら、地域活動への参加意欲を高めていく仕組みとする。

この場合、ポイントを税金で還元しようとすると予算上の制約がかかってしまうこと（予算の範囲内でしかポイントを発行できなくなる）から<sup>1</sup>、ポイントの還元方法について

---

<sup>1</sup> 世田谷区の生涯現役ポイントの場合、指定管理者が管理している公共施設などの利用料に還元しているため、予算の範囲内において市主催などの活動にのみポイントを発行しており、活動が広がらないという課題があるという。

は企業や商店街等との連携を図り、ポイントを貯めることが、更に地域貢献につながるような仕組みを考案する。

#### (4) 主要施設への活動映像配信による活動の可視化

地域でどんな活動がどのように行われていて、その成果がどうなのかについて映像化し、人が集う施設に設置した大型モニターに自動配信する仕組みを構築する。

活動の映像を見た住民などが、その活動に参加したいと思えば簡単に情報を得ることができたり、活動を応援したいと思えば、(2)と同様に交通系ICカードやクレジットカードなどで、簡単に寄附できる仕組みを構築する。

#### (5) 地域活動や情報の拠点整備

拠点整備というと、例えば市民活動サポートセンターのような新たな施設の設置を想定しがちであるが、これまで述べてきたようなICTのシステムを活用することにより、自宅のパソコンが、ポケットの中の携帯端末が情報拠点となる。ショッピングモール、駅改札口前、役所ロビーなど人が集う場所に地域の活動やその課題などの映像を配信するモニターを設置すれば、そこが情報拠点となる。

顔を合わせての打合せ、会議、作業については、役所、公民館、小中学校の空き教室など、身近な公共施設を活用することで、協働に向けた意識の共有化に資することも考えられる。

上記の政策実現手段に取組んだ先進事例として、平成20年度・21年度の総務省地域ICT利活用モデル構築事業に採択された鶴ヶ島市の事例を紹介する。

##### 鶴ヶ島市では

平成20年4月から市民協働推進条例と寄附によるまちづくり条例を施行した。一緒に汗を流すだけでなく、時間のない人や企業なども想定し、「寄附」という形での「参加・協働」も大歓迎だという。

寄附というと財源確保のためだけのように思われがちだが、鶴ヶ島市では協働のまちづくりを進めるための「参加」の一手段と捉えているようだ。

鶴ヶ島市では、2つの条例施行後直ちに総務省の地域ICT利活用モデル構築事業への提案を行い(埼玉県内では初めて)、協働のシステムづくりに取組んだ。

システムの詳細については、先進地視察シートを参照いただきたいが、その概要是以下のとおりである。

協働のまちづくりを進めるため、SNSを核とした地域協働ポータルサイトを開設して、そこに「市民活動交流機能」、「寄附支援機能」、「社会貢献ポイント機能」を装

備する。

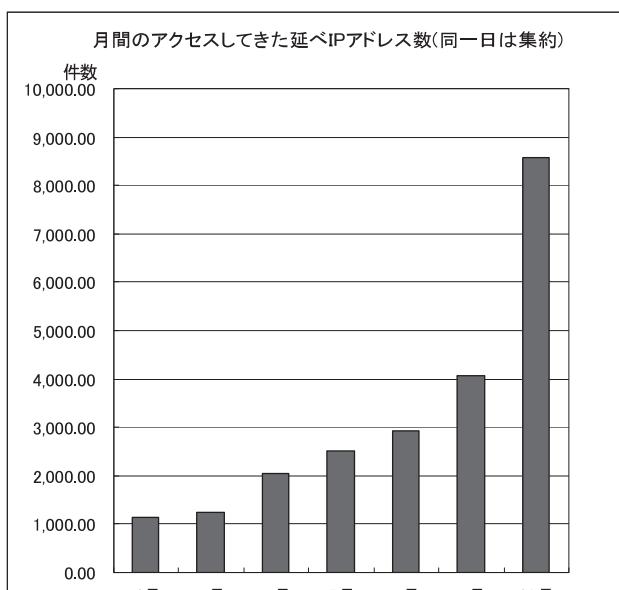
さらに、地域活動など様々なプロジェクトの映像等を自動編集して、市内の交流拠点（市民活動推進センターや市役所ロビーなど）に設置した大型映像モニターにショートムービー形式により自動配信する。

これらの機能により、まず住民などが相互に交流を深め、まちづくりに関する様々な情報を交換することによって、身近な地域ニーズやその対応に役立つリソース（隠れた人材、資金、技術、情報など）が共有化、可視化されていくというものである。

また、交通系ICカードを介して簡単にプロジェクトに寄附できる仕組みや実際にプロジェクトに参加した人にポイントを発行する仕組みも装備し、それらが可視化できるようになっている。

地域協働ポータルサイトは、様々なプロジェクトの活動内容や活動の成果、今後の活動計画などを可視化するので、参加したいと思った住民は、気軽に参加してポイントを貯め、参加体験を重ねながら、プロジェクトのメンバーになったり、自らプロジェクトを立ち上げることもできるなど、参加する際の様々なバリアーを取り除く効果も期待できる。

平成21年1月15日からの試験運用期間中を含め、10月末までで、アクセス数（同一人同一日は集約）は26,806件、11月23日現在のマイページ開設者数は543人、開設されたコミュニティ数は60件と、このポータルサイトを活用する市民は大幅に伸び続けている。



鶴ヶ島市のデータを基に作成

ポータルサイトへのアクセスは、人とコンピュータを繋いでいるだけのように考えがちだが、ブログに投稿したり、コメントをしたり、メッセージ（メール）を送受信したり、コミュニティで議論したり、情報交換したりと、人ととの間で次々と新たなつながりが生じていることを意味している。

## 第5章 地域活動の継続を支える基盤整備

### 1 現状分析

個人個人が参画した地域活動団体が、その活動を継続していくためにはどのような要素が必要かを考えるために、地域活動団体の運営基盤の現状を見ていく。

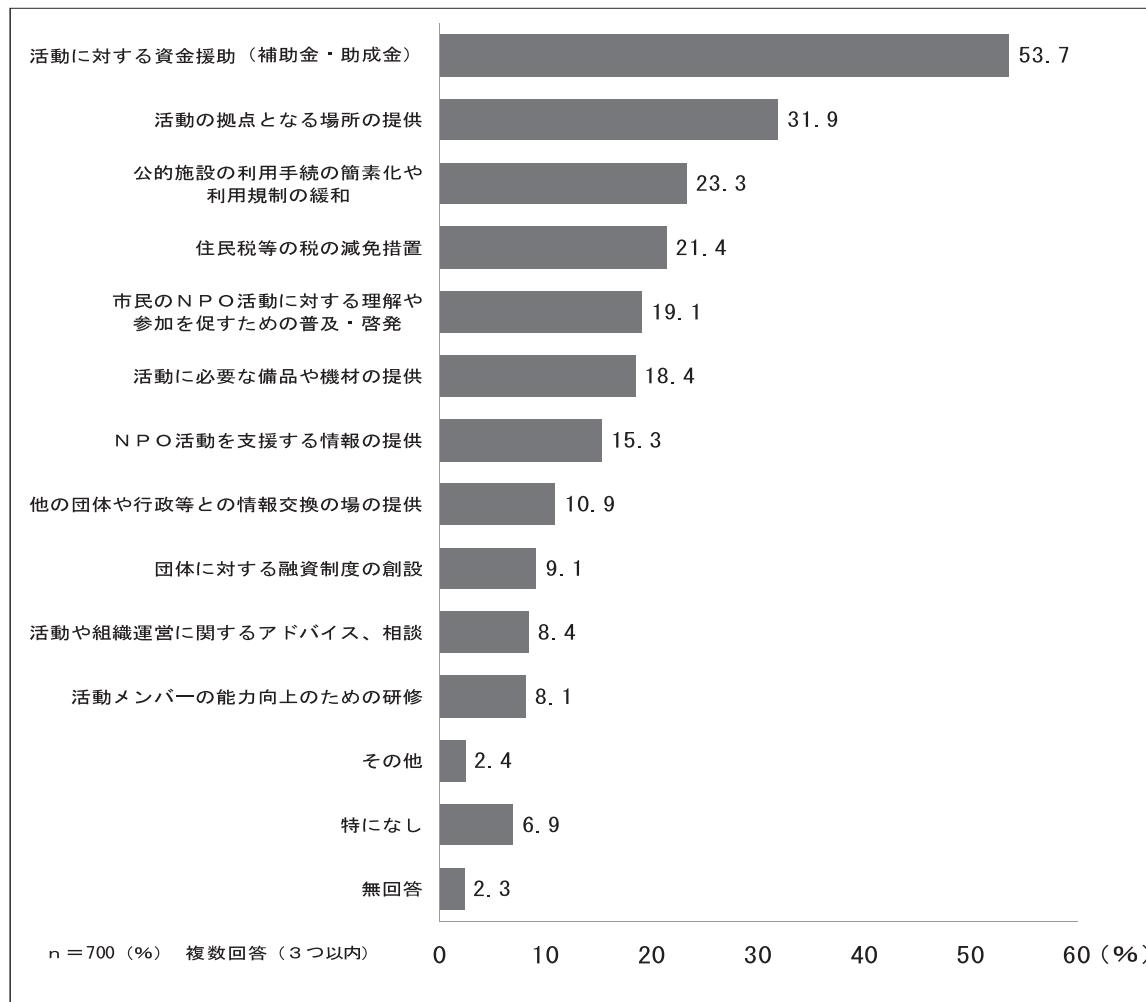
#### (1) 活動資金の現状

##### ア 地域活動団体の活動資金に関する現状

まずは、地域活動団体の活動資金について現状どのような問題を抱えているか、埼玉県がNPO法人等に行った実態調査から検証する。

NPO法人等が市町村に対して望む支援として、「活動に対する資金援助（補助金・助成金）」が53.7%となっており、多くのNPO法人等が、活動資金の援助を求めていることが分かる。

図5－1－1 市民活動団体が市町村に望む支援



出典：NPO実態調査報告書 埼玉県 平成20年

## イ 地域活動団体の活動資金の内訳

活動資金の内訳から、収入に関する問題が浮かび上がってこないだろうか。内閣府国民生活局の平成20年度市民活動団体等基本調査から検証する。

収入について、任意団体では、「補助金」の占める割合が高い一方で、「事業収入」の割合が低くなっている。

特定非営利活動法人については、「事業収入」が58.0%で、収入の半分程度しか自己収入で運営資金をまかなえていない。

また、埼玉県がNPO等地域活動団体に行った実態調査（図4-1-10 活動上の課題）でも「活動資金が不足している」が42.7%となっていて、地域活動団体が資金不足である現状が分かる。

図5-1-2 市民活動団体の活動資金の内訳

	調査数	会費	寄付金	補助金	事業収入	利子収入	配当収入	地代収入	家賃収入	賃貸料	その他
合計	3,131	5.7	5.9	28.2	55.2	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	4.6
都市規模	1万人未満	98	4.9	2.8	57.2	31.4	0.1	-	-	0.2	3.4
	1~5万人未満	711	4.1	3.3	30.6	60.2	0.0	-	0.0	0.0	1.8
	5~15万人未満	864	5.3	3.2	25.9	58.0	0.5	0.1	0.0	0.0	7.0
	15~30万人未満	526	10.1	7.7	17.4	55.1	0.1	0.0	0.2	0.0	9.3
	30~50万人未満	387	5.5	16.2	25.5	50.3	0.2	0.0	0.1	0.0	2.2
	50万人以上（政令指定都市を除く）	215	4.6	4.9	32.8	53.1	0.1	0.0	0.3	-	4.2
法人格	政令指定都市	330	4.6	4.9	36.9	52.0	0.1	-	0.1	0.4	0.9
	任意団体	2,118	19.6	7.6	32.2	30.8	0.2	0.0	0.0	0.0	9.6
活動分野	特定非営利活動法人	1,013	4.1	5.7	27.7	58.0	0.2	0.0	0.0	0.1	4.0
	高齢者福祉	446	1.5	1.4	17.6	76.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	児童福祉	124	2.6	4.1	39.3	38.2	0.2	0.0	-	-	15.6
	母子福祉	28	4.0	6.7	14.9	73.5	0.6	-	-	-	0.3
	障害者福祉	507	2.3	3.7	45.3	43.4	0.1	0.1	0.2	0.0	5.0
	その他社会福祉	40	18.4	19.3	48.2	13.6	0.0	-	-	-	0.5
	健康づくり	83	13.1	6.9	17.7	61.8	0.1	-	-	0.0	0.5
	医療	38	26.3	17.9	5.8	47.4	0.4	-	-	-	2.2
	まちづくり・むらづくり	299	5.1	20.9	14.4	57.4	0.1	-	0.1	0.0	0.0
	犯罪の防止	28	27.0	15.9	41.8	13.9	0.0	-	-	-	1.5
	交通安全	10	37.7	0.2	48.1	14.0	-	-	-	-	0.1
	観光の振興	43	4.7	3.4	37.8	49.5	0.0	-	-	-	4.6
	自然環境保護	240	12.7	9.0	45.3	24.9	0.0	-	-	0.1	7.9
	公害防止・省エネルギー	28	4.2	1.7	20.7	72.9	0.0	-	-	-	0.5
	リサイクル	32	5.2	10.9	9.2	65.4	0.1	-	-	-	9.2
	教育・生涯学習指導	113	9.3	4.6	35.1	46.6	0.4	-	0.4	-	3.6
	学術研究の振興	16	32.9	19.5	6.2	36.4	0.1	-	-	-	5.0
	スポーツの振興	52	15.0	5.0	11.8	61.7	0.0	0.0	-	-	6.4
	青少年育成	147	21.8	12.9	19.5	32.7	0.0	0.0	-	-	13.1
	芸術・文化の振興	219	17.7	9.2	29.9	37.2	0.0	0.0	-	0.0	6.0
	国際交流	90	27.5	8.4	24.0	25.4	0.2	-	-	0.0	14.4
	国際協力	35	3.5	11.3	14.6	69.8	0.0	-	-	-	0.9
	消費者問題	18	17.4	1.1	49.3	20.1	0.0	-	-	-	12.1
	人権の擁護	16	17.2	27.8	6.3	46.9	0.0	-	-	-	1.8
	男女共同参画社会の形成の促進	29	1.5	0.2	43.2	52.1	0.2	-	-	0.0	2.8
	市民活動支援	44	4.4	10.0	14.2	61.1	9.0	-	-	0.4	0.8
	平和の推進	19	53.1	4.0	2.8	35.8	0.0	-	-	-	4.3
	災害防止・災害時支援	33	17.1	12.1	15.6	45.7	0.0	-	-	-	9.4
	その他	189	11.9	12.3	10.0	61.4	0.3	-	-	1.4	2.8
会員人數	10人未満	666	4.7	5.3	33.2	50.6	0.1	0.1	0.0	0.1	5.7
	10人以上20人未満	487	4.0	4.0	23.8	66.8	0.1	-	0.0	0.2	0.0
	20人以上50人未満	593	6.6	4.3	21.8	61.0	1.1	0.0	-	0.0	5.2
	50人以上100人未満	238	9.3	7.4	13.9	66.3	0.2	-	0.3	0.1	2.6
	100人以上200人未満	109	6.5	4.3	71.1	16.0	0.0	-	-	-	2.1
	200人以上500人未満	55	18.4	9.4	41.8	27.8	0.0	-	-	-	2.6
	500人以上	30	22.0	2.4	12.4	62.1	0.2	-	-	-	0.9

出典：市民活動団体等基本調査報告書 内閣府国民生活局 平成20年度

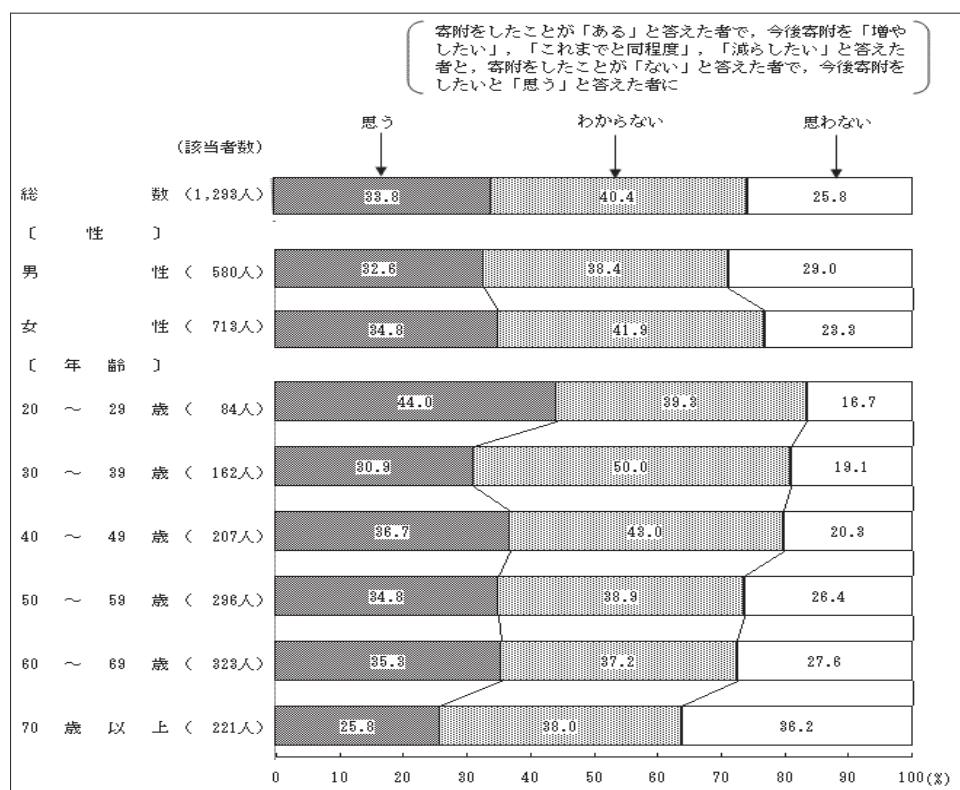
## ウ 寄附行為に関する意識

事業収入が乏しい地域活動団体にとって、補助金や助成金が活動資金として重要であることは分かった。それでは、地域活動団体の活動資金の内訳で事業収入、補助金、会費と並び重要な収入源となる寄附金についてはどうだろうか。内閣府が行った「NPO（民間非営利組織）に関する世論調査」から寄附行為に関する住民の意識を検証する。

この1年間に寄附をしたことが「ある」と答えて、今後寄附を「増やしたい」、「これまでと同程度」、「減らしたい」と答えた者と、この1年間に寄附をしたことが「ない」と答えた者で、今後寄附をしたいと「思う」と答えた人（合計1,293人）に、今後、NPOに対して寄附をしたいと思うかという質問に対し、「思わない」「わからない」との回答が66.2%となっている。このことから、寄附に対して肯定的な人の中でも、今後地域活動団体に対して寄附を予定している人が少ないことが分かった。

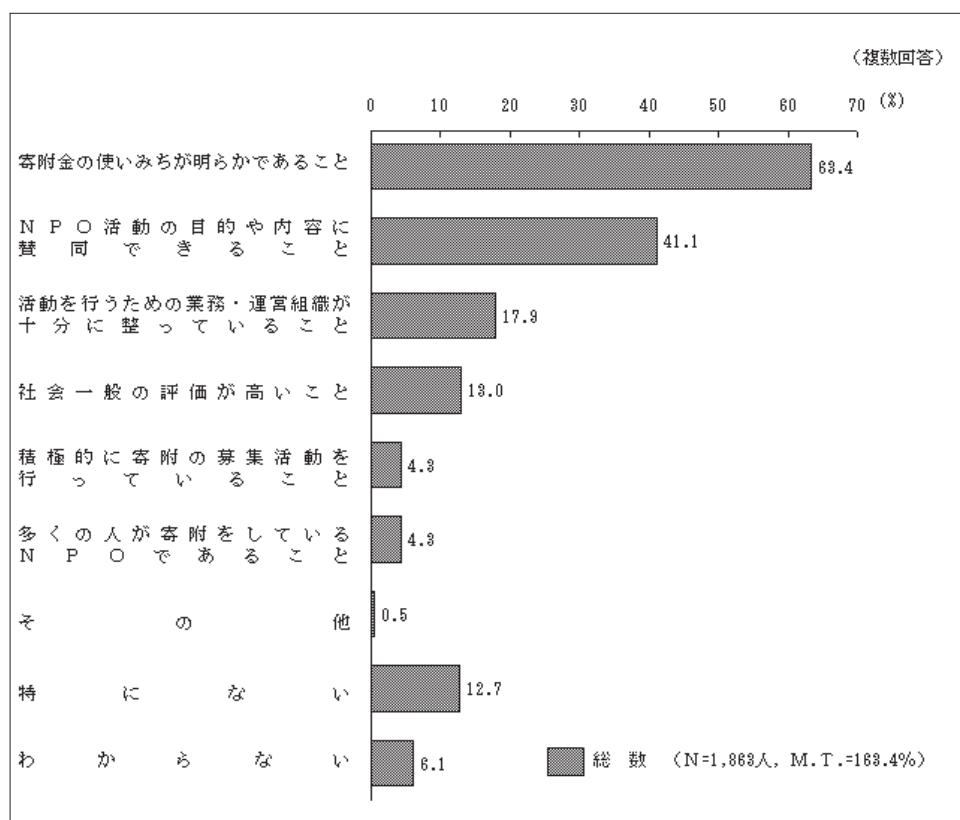
また、寄附をする場合、寄付先を選ぶ際に重視する点として、「寄附金の使いみちが明らかであること」を挙げた人が63.4%と最も高く、つづいて「NPO活動の目的や内容に賛同できること」、「活動を行うための業務・運営組織が十分に整っていること」「社会一般の評価が高いこと」となり、寄附金の使途、活動内容などの透明性の確保が大切であることが分かった。

図5-1-3 NPOへの今後の寄附意識



出典：NPO（民間非営利組織）に関する世論調査 内閣府 平成17年度

図5-1-4 寄附するNPOを選ぶ際に重視する点



出典：NPO（民間非営利組織）に関する世論調査 内閣府 平成17年度

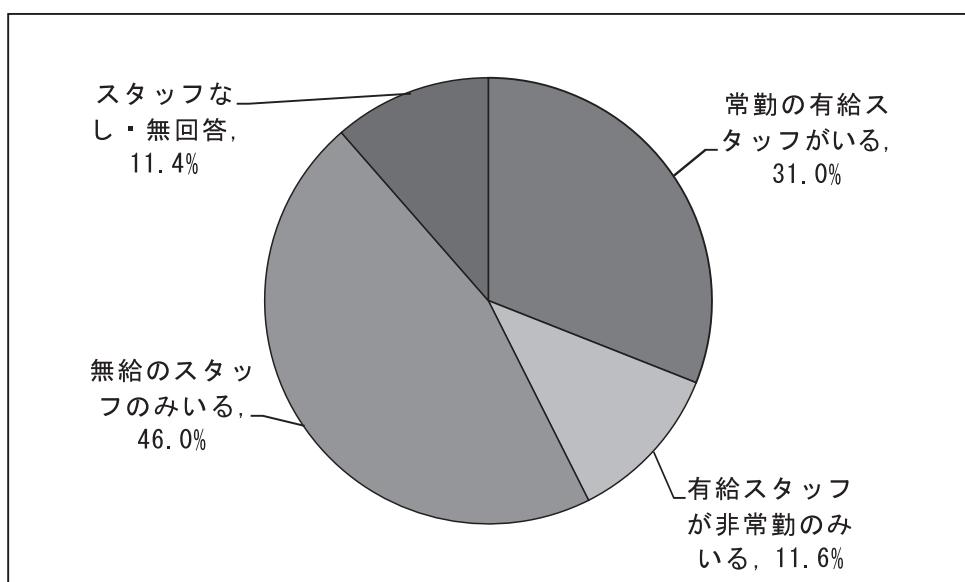
## (2) スタッフの現状

### ア 地域活動団体の事務局スタッフの勤務形態

事務局スタッフの勤務形態はどのようにになっているか、埼玉県がNPO等地域活動団体に行った実態調査から検証する。

「有給のスタッフがいる」という地域活動団体が常勤、非常勤を足して42.6%で、「無給のスタッフのみいる」地域活動団体が46.0%である。多くの地域活動団体が、無給のスタッフに支えられていることが分かる。

図5-1-5 事務局スタッフの勤務形態別団体割合



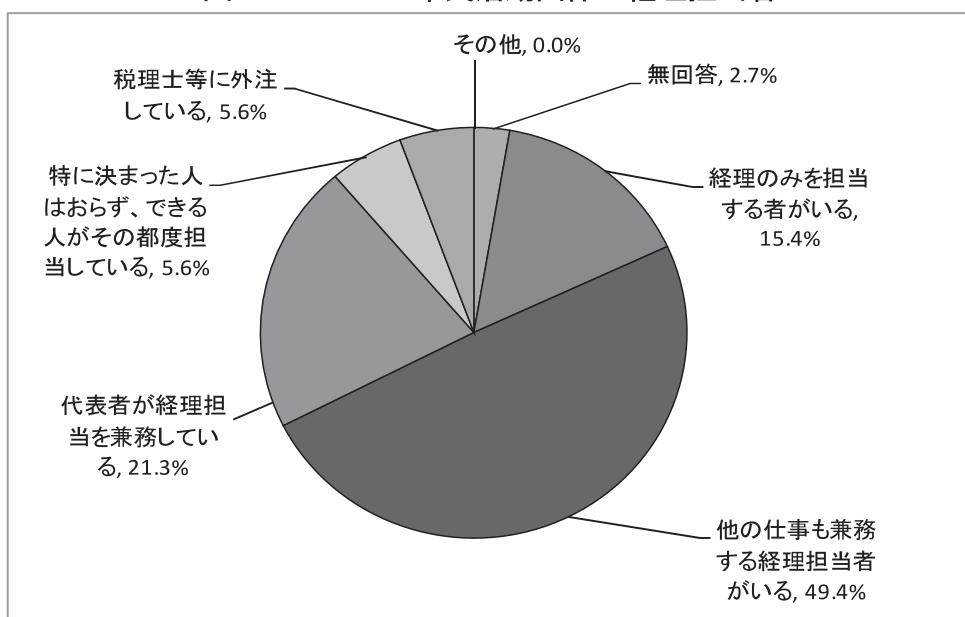
出典：NPO実態調査報告書 埼玉県 平成20年

#### イ 地域活動団体の経理処理状況と事務処理負担

経理処理状況と事務処理の負担はどのようにになっているか、埼玉県がNPO等地域活動団体に行った実態調査から検証する。

多くの地域活動団体では、「経理担当者は兼務して」いて、「専門に担当している者がいる」団体は、「税理士等の専門家に外注している」地域活動団体も含めても21.0%しかないことが分かる。

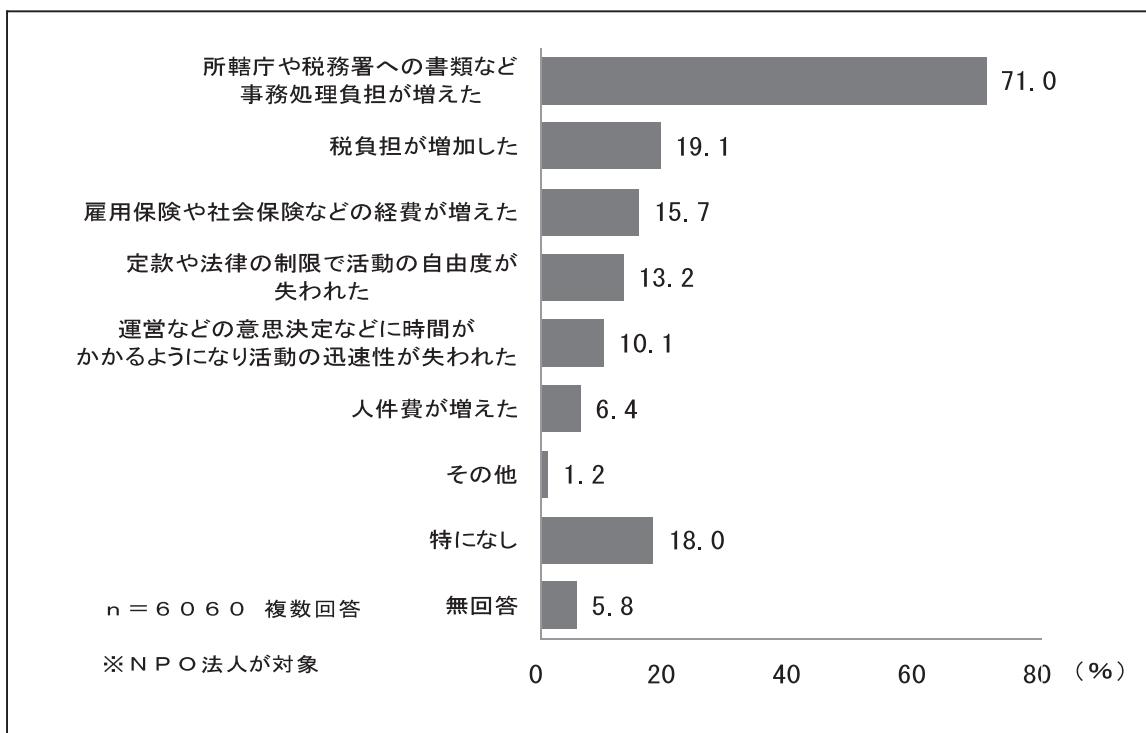
図5-1-6 市民活動団体の経理担当者



出典：NPO実態調査報告書 埼玉県 平成20年

また、事務処理の負担に関して、NPO法人化したデメリットとして、「所轄庁や税務署への書類など、事務処理負担が増えた」ことを挙げた団体が71.0%と、負担が増えたと感じる団体が多いことが分かる。

図5-1-7 NPO法人化のデメリット



出典：NPO実態調査報告書 埼玉県 平成20年

#### ウ 地域活動団体の活動メンバー

スタッフを含めた活動メンバーについての課題はどのようにになっているか、県がNPO等地域活動団体に行った実態調査（図4-1-10 活動上の課題）から検証する。

地域活動団体の活動メンバーに関しては、「特定の個人に責任や作業が集中する」が44.7%となっており、多くの地域活動団体が特定の個人に責任や作業が集中していることが分かった。

以上の現状分析から、次のことが分かった。

- ・資金援助を求める団体が半数を超える。
- ・寄附行為に対して肯定的な人の中にも、実際に寄附を予定している人は少ない。
- ・多くの団体が無給のスタッフに支えられていて特定の個人に責任や作業が集中している。

## 2 問題提起

前述の現状分析から、地域活動団体が活動を継続するためには次のような問題点が挙げられる。

### (1) 活動資金の不足

地域活動団体は、資金集めに頭を悩ませていることが分かる。地域活動団体では、活動資金について助成金や補助金に頼る部分が多く、それが無くなつたときには、すぐに資金不足に陥る可能性がある。そのような構造を抱えている状態では、地域活動団体としての自立した活動をすることが困難であると考えられる。

### (2) 地域活動団体に対する寄附行為の意識の低さ

住民の地域活動団体に対する寄附意識は、決して高いとはいえないことが分かった。寄附に対する意識が低いと、活動内容に対する理解を得ることが、寄附金収入の増加に結び付きづらいので、地域活動団体も広く一般に活動実績を宣伝することに消極的になり、住民も地域活動団体の活動内容が分からぬいため寄附をしないという悪循環に陥ることが考えられる。

### (3) スタッフの会計能力、法務能力などの専門性の不足

スタッフについては、いまだ多くの地域活動団体が、無給のスタッフに支えられていることが分かる。また、所轄庁や税務署への書類提出など、事務処理が煩雑であるにもかかわらず、専門スタッフを置くことなく、代表者が兼務して複数の事務を行っていることも明らかになった。特定の個人に依存している状況は、地域活動団体が組織として活動を継続し、社会的課題を解決する担い手として育っていくことを阻んでいると考えられる。

### 3 課題整理

地域活動団体が自立した地域活動を継続するための課題は、次のように整理することができる。

#### (1) 活動資金調達方法を確立する

地域活動団体が、継続的に自立して活動をするには、安定的な財源が確保できる仕組みが必要である。そのためには、ファンド（基金制度）を整備し、寄附文化を醸成するなどの資金支援と国等が行う社会貢献活動への助成事業の活用などの活動資金調達方法を確立しなければならない。

#### (2) 会計能力、法務能力などを含めたマネジメント能力を高める

活動ミッションや目標を達成するためにも、団体の運営状況、資金状況を的確に把握する会計能力、法務能力などを含めた活動スタッフのマネジメント能力を向上させることが必要である。

上記2点の課題を解決するような方策により、安定的な活動資金が確保され、団体が組織として自立した活動を継続することができ、地域の社会的な課題に取り組めるようになるのではないだろうか。

## 4 政策提言

### 地域活動団体が活動を継続していくための資金確保と活動基盤の強化

#### (1) 地域活動を支援するための資金調達方法

今後、地域活動が社会の中で大きな役割を担うことが期待されているが、地域活動団体の継続的な活動を支える財政基盤を安定化させるため、寄附しやすい環境を整備する必要がある。

行政が地域活動団体を財政面から支援する方法としては、補助金・助成金が一般的であるが、現在の厳しい財政状況の下では、「地域活動が盛んになる」という理由だけで、行政が財政支援を拡大することは困難である。

そこで注目されるのが民間からの資金支援を含めた活動資金調達の手法である。

手法としては、個人や企業からの寄附、自らの事業収入、ファンド（基金制度）、財団等の助成制度の活用が挙げられる。地域活動団体は、自治体からの補助金・交付金に頼るのではなく、その団体の活動内容に賛同・評価をしてくれた住民や企業からの寄附によって活動できることが最善である。なぜならば、行政からの財政支援を受けることによって生じる制約にとらわれず、地域活動団体が自らのミッション（使命）や目的を達成するために、自由な発想の下活動に邁進することができるからである。

幸い近年、社会貢献をしたいという気持ちを持つ住民が増加している。しかし、どのような形で社会貢献すればよいのかが分からず、地域活動に参加できない場合が依然として多く見られる。各市町村では、ホームページや広報誌等で各団体の地域活動情報をPRしているが、住民の目には止まりにくく、また地域活動への参加方法も手間がかかるものになっている。

そこで、こうした社会貢献意識の実現手段の一つとして我々は寄附文化の醸成に着目した。

これから寄附そのものが社会の仕組みとして確立していくための、自治体としてまず取り組むべき具体的な政策実現手段と、あわせて間接的に寄附が集まるような仕組みづくりと既存の金融支援措置における情報啓発活動について提示していく。

## （2）地域活動団体が活動を継続するためのマネジメント能力の育成

地域活動団体が、活動を継続し、社会的な課題を解決する担い手となるためのもう一つ重要なポイントは、活動団体の運営状況、資金状況を的確に把握するための、マネジメント能力である。

活動内容やミッション自体は素晴らしい、資金も今は十分だとしても、それだけでは事業は継続していかない。人材を活かし、成長させることも必要であるし、資金状況を的確に把握することも必要である。また、契約行為や、もしもの訴訟などのためにも基礎的な法務能力も欠かすことができないものである。

行政としても、そのような地域活動団体スタッフのマネジメント能力を育成する取組や、相談窓口を充実させることで、地域活動団体の継続的な活動基盤を整備することができるのではないだろうか。これから自治体として取り組むべき具体的な政策実現手段について提示していく。

## 5 政策提言の実現手段

### (1) 寄附文化の醸成とファンド（基金制度）の整備

寄附文化の醸成の目的は、寄附の金額自体に目的があるわけではなく、寄附者の意向を地域活動に反映させることや寄附金の流れの透明性を一層図ることでより多くの住民に地域活動に参加してもらうことである。寄附行為を通して、地域活動に参加し、団体の活動を注視することが、多くの人たちにとって地域活動への参加の第一歩になると考えられる。

現状では、地域活動団体に対して直接寄附する場合、税控除はない。認定NPO法人への寄附には税控除があるが、認定条件が厳しいため、全国でも106法人<sup>1</sup>となっている。そのため、住民や企業などから団体が直接寄附を受けられない大きな原因となっている。

そこで、寄附が税控除の対象となることが寄附行為のインセンティブになると考える。住民や企業などが、地域活動団体へ寄附を行った場合に税控除を受けられる仕組みや資金面から参加・支援できる制度を創設するとともにその資金を有効活用し、地域活動を盛んにすることが一層求められる。

その中で、各自治体は、様々な手法を凝らし、ファンド（基金制度）を整備し、実施が試みられ広がりを見せている。

ファンド（基金制度）は、地域活動団体に寄附をしたいと考えた人や企業が自治体に対して寄附を行い、自治体ではその相当額を基金として積み立て、寄附者の希望した活動分野や地域活動団体に対して同基金を助成する仕組みである。このように基金とすることで、寄附者は自治体に対する寄附とみなされ、所得税と住民税が軽減される（法人は、損金参入される）ものである。

基金の財源としては、住民や企業などからの寄附による「寄附方式」と住民税などの税金による「税方式」が一般的であるが、自治体では、この仕組みを応用した、様々な取組みを行っている。

ファンド（基金制度）は、団体に対して比較的柔軟な助成ができる、また、住民、企業などから資金を集める受け皿にもなることから、寄附文化を醸成するにも重要な役割を成すものである。

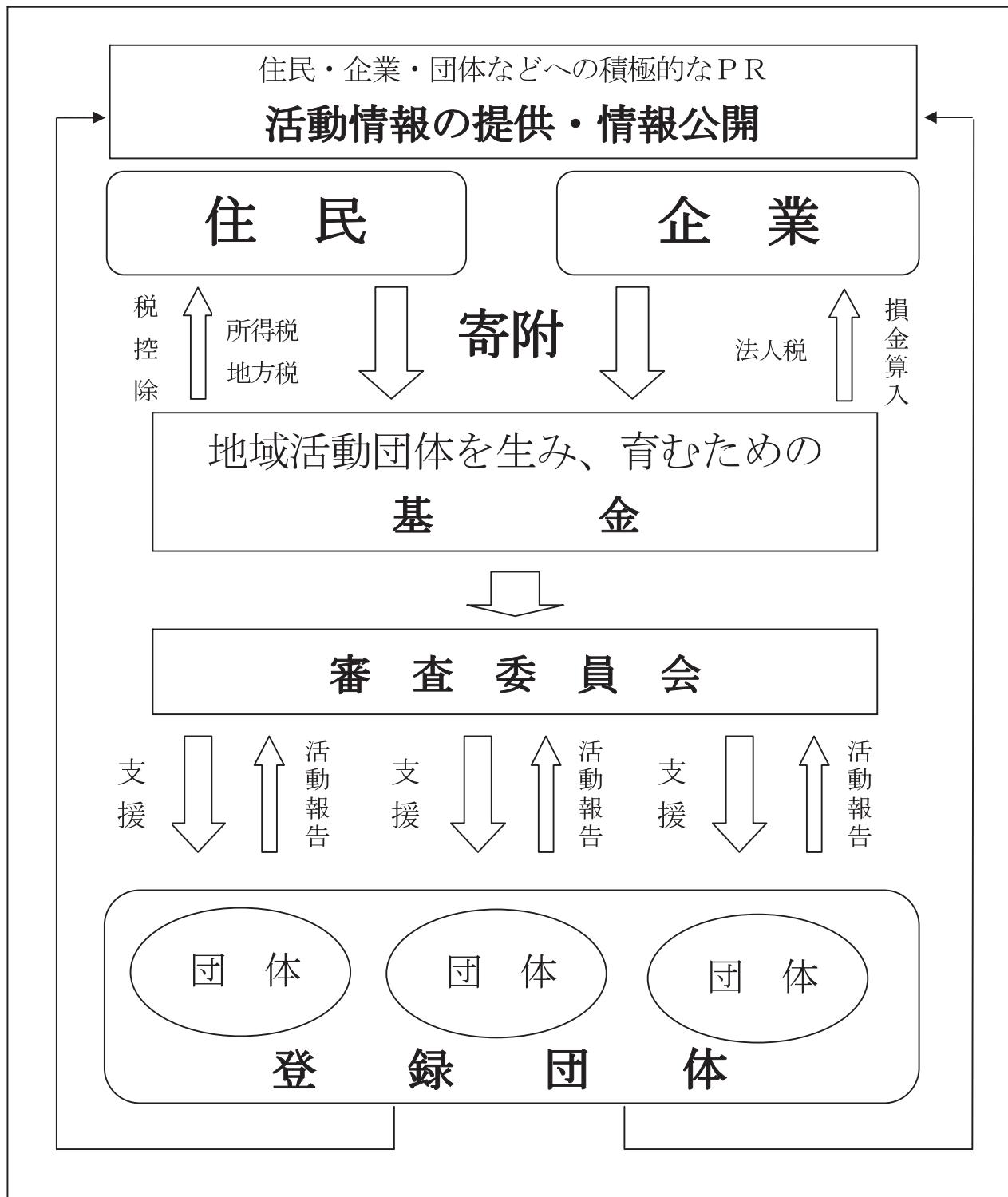
現在の寄附及びファンド（基金制度）は、団体の自主性・自立性を尊重し、新たな地域活動団体を生み、育むこと、また広く住民に公開し、透明性を確保することで、住民が関心を持ち、地域活動へ参加するきっかけづくりになるのである。

今後地域活動団体は、活動資金の支援を受けるために、活動情報を公開し、事業目的を住民・企業に積極的にPRする必要がある。それには、地域活動団体の広報やプレゼンテーション、経理、法務等の能力の向上が求められ、自治体が団体側の人材育成をサポートする体制づくりがポイントとなるだろう。

<sup>1</sup> 国税庁租税特別措置法に規定する認定特定非営利活動法人数 平成21年11月1日現在

また、住民や企業などが寄附をするのは単に「税制優遇措置があるから」ということではなく、「豊かな地域社会創造のために地域活動団体の活動に賛同しサポートをしたい」等の積極的理由での寄附が浸透することによって、団体の活動を応援できるような社会が形成されることが望ましい。それには、自治体が創意工夫を凝らし、寄附文化を醸成するための取組を行っていく必要がある。

図5-5-1 ファンド（基金制度）の仕組み



### 寄附方式：横浜市市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）

この基金への寄附は、寄附者が支援したいNPO法人の団体名や活動分野を希望することができる。ただし、団体を指名できるがために、117の登録団体があっても助成を受けられない団体が半分を占めてしまうなど、偏りも見せている。

※この制度のポイントは、それぞれの団体が活動資金の支援を受けるために、活動情報を広く提供し、目的を市民に積極的にPRすることで、団体の活動を理解してもらうことである。

### 税方式：千葉県市川市における1%支援制度（市民活動団体支援制度）

市川市では、個人市民税の納税者が納付額の1%相当額を市民活動支援にあて、市民活動の支援基金に積み立てている。（基金への直接寄附あり）

支援金は、団体の事業費の2分の1を上限とし、超過分は市民活動団体支援基金へ積み立てられる。基金は1%支援制度のPR促進や活動の事業面での支援に使われている。

また、提出書類を公表することで市民レベルのチェックが働くのである。

＜1%支援制度は、毎年制度を改善し、より良い制度を目指している＞

平成18年度に地域ポイント制度を発足させ、エコとボランティアを合わせた「エコボカード」やeモニター制度のそれぞれにポイントを付加し、このポイントを団体の支援に使えるようにし、納税の区別なく参加を可能にしている。（1ポイント1円に換算）多くの市民が少しづつ寄附することで市民活動を支える仕組みを構築している。

### マッチングギフト方式：宮崎県宮崎市による市民活動支援補助金制度

マッチングギフトとは、市民や企業、団体等の市民から寄せられた寄附金に、市が同額を上乗せして、運用する方式で、全国で初めて導入している。

活用としては、基金を財源として、市民活動団体が企画・運営する事業に対して補助金を交付している。

## (2) 間接的資金調達方法

地域活動団体の活動資金を調達する手法としては、これまで記述したとおり、寄附やファンドがあるが、企業の社会的貢献度を図るシステムを作り上げれば、間接的に資金調達の流れができるように誘導をかけることができるのではないだろうか。

例えば、行政の契約業務の手法として、随意契約や競争入札がある。現在自治体において主流な手法は競争入札だが、ここ数年、国からの通達などでも、過当な価格競争によるダンピングや、それに伴う談合を防ぎ、民間のアイデアや設計力を競わせるために、価格競争だけによらない、総合評価方式やプロポーザル方式による契約手法を進めていく流れが整備されつつある。

そのような総合評価方式やプロポーザル方式は、業務実績や業務内容に対する技術提案で点数化し、点数の高い企業等が契約の相手方に選定される。

その評価項目に、一年間の売上高に占める地域活動団体に対する寄附金の割合などの寄附行為に関する項目を入れて点数化するという手法が考えられる。

課題としては、総合評価方式やプロポーザル方式は、点数や評価者の基準を作成することにかなりの時間を費やすなければならないことが挙げられる。

よって、自治体の契約担当課、住民参加推進室等を中心としたプロジェクトチーム等の庁内横断組織により、全庁的な評価点の基準づくりをはじめとした具体的な議論ができる土壌を整備することが必要である。

また、寄附についても公共を担う新たな主体を生み、育むという視点から、地域活動団体に対して行ったものに限定するべきである。

企業が寄附行為によって社会的貢献を進めば、行政と契約する機会が増え、業績も向上すると考える方向に意識付けをさせていくことにより、間接的に資金調達の流れができるよう誘導することができる。

## (3) 既存の助成金や金融支援措置における情報啓発活動とマッチング

多くの地域活動団体が資金不足である現状の中、行政の大切な仕事の一つとして、地域活動団体に対して、既存の助成金や金融支援措置の情報を随時発信することと、自治体内の地域活動団体の活動内容を把握し、活用が期待できる助成金や金融支援措置を見つけて、団体と助成事業をマッチングさせる取組が必要である。

助成金や金融支援措置の情報をいかに収集整理して、活用していくかは行政の技量にかかる。

例えば、日本政策金融公庫は、社会貢献型事業に取り組む事業者を対象とする融資制度を平成21年度に創設した（制度名：企業活力強化貸付「地域活性化・雇用促進資金（社会貢献型事業関連）」）。これは、あくまで融資であり返済の義務があるので、資金不足の現状で申し込むには返済を担保できる事業計画等が求められる。

しかし、このような既存の助成金や金融支援措置で地域活動団体が利用できそうな制度を行政が発掘し、情報発信していくことが、資金不足に陥っている地域活動団体の一助になるのではないかと考える。

#### (4) マネジメント能力向上支援事業

寄附やボランティアをベースに活動する地域活動団体とは別に、社会的なサービスや商品を、マネジメント手法を用いて実際に提供して収益を挙げていくことを専門にした事業型地域活動団体がある。このような事業型地域活動団体は、組織化、法人化しているケースが多く、社会的な課題についての専門性もあることから、自治体側も協働を行っていくケースが近年多く見られる。

前述の現状分析から、地域活動団体の活動を継続していく上で必要となる運営や、資金調達などのマネジメント能力を高めていくことが重要なポイントになることが分かった。

マネジメント能力を高めるには、運営管理能力、資金調達能力などの向上を支援するためのセミナーや相談業務を定期的に実施していくことが重要な政策となる。

さいたま市と横浜市の視察時のヒアリングによって、毎月の資金活用法などのセミナーは、多くの参加者がいることが明らかになった。

また、料金の点でいえば、横浜市の市民活動支援人材バンク事業が有料で税理士・社会保険労務士の派遣を行っている。有料であるがゆえに、利用団体の数は少ないということがヒアリングで明らかになった。行政としては、講師の派遣による謝金や交通費が発生するので、希望する市民活動団体に負担してもらうのは当然だが、担い手を生み、育むための投資的な点と、市民活動団体の資金の現状等を踏まえると、セミナーや相談業務は無料であることもポイントになると考える。

#### さいたま市市民活動サポートセンターでは

機関紙として隔月で「COM-ON」というNPO団体向けの機関紙を発行している。その中で税務会計相談、Q&Aのページが必ずある。

毎月1回、専門家による無料会計・税務相談会も行っている。

年12回の、組織マネジメントやリスクマネジメントなどの無料セミナーを開催し市民活動のスキルアップを図っている。

### 横浜市市民活動支援センターでは

市民活動団体の抱える運営上の課題解決のため、「市民活動支援人材バンク事業」を実施し、運営上の課題解決を図る税理士・社会保険労務士などのアドバイザーを登録・派遣している。

この事業は有料で、アドバイザーの報酬（1回20,000円）及び、アドバイザーの団体派遣時の交通費・資料代等の実費負担がある。ただし、アドバイザーレポートへの市の助成金があり、申請により、アドバイザーの報酬額から団体の自己負担分5,000円を除いた額を市から助成金として受け取ることができる。

市民活動団体の「会計」「税務」「労務」の基礎を学ぶ無料講座をおよそ月2回行っている。

横浜市でNPOとして経験を蓄積してきた人や、横浜市に関わりの深い専門家を招いて、市民活動団体やNPOならではの、組織力や経営力を高めるための無料セミナーをおよそ月2回行っている。

## 第6章 まとめ

今後わが国全体が人口減少を続け、少子高齢化が進行していく中で、豊かな地域社会を創造するためには、自治体にどのような政策が求められ、その具体的な実現手段としてどのような施策が有効なのか、それが、我々の研究テーマであった。

この最後の章では、これまでの論述をまとめ、整理してみたい。

### 1 新しい公共空間の創造

これまで、公共分野というと行政のみが担うものと考えられがちであったが、これからは公共分野においてこそ、多様な主体による多様なサービスが求められてくる。

#### (1) 住民ニーズの多様化

ナショナルミニマムをある程度達成した社会では、住民ニーズは多様化する。

道路や橋の建設、上下水道の整備などは住民に共通するニーズであり、平等・公平・均質を旨とする行政の行るべき典型的な事業であった。しかし、住民ニーズが多様化している今、行政による画一的な行政サービスでは、うまく解決につながらない課題も増えてきている。

#### (2) 担い手の誕生

一方、すでに地域活動団体などが公共の分野で活動し始めており、CSR<sup>1</sup>に取り組む企業も増えてきている。大学や研究機関が地域と密接な連携を始め、コミュニティ・ビジネスや社会的企業<sup>2</sup>を起こそうとする人たちなど、公共を担う主体が地域に生まれ始めている。

様々な主体が有効に連携・協働しながら、新しい公共空間を創造し、それによって、社会サービスの充実、地域生産性の向上が図られ、住民満足度も高まっていく。そのような豊かな地域社会をつくり上げていきたい。

そのためには、まず公共を担う多様な主体が地域に存在し、活発な活動を継続できていることが大前提となる。

### 2 政策目標：「多様な公共の担い手を生み、育むこと」

本研究においては、豊かな地域社会の創造に向けた自治体の政策として「多様な公共の担い手を生み、育むこと」を、その目標に掲げた。

<sup>1</sup> CSRとは《corporate social responsibility 「企業の社会的責任」の意》収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など企業が市民として果たすべき責任をいう。(大辞泉)

<sup>2</sup> 社会的企業(ソーシャル エンタープライズ)とは、環境、福祉、教育など、今ある社会的課題に多様な形態で取り組む事業体のことである。企業形態は、NPO、営利企業、組合など様々で、各企業が持つ社会的課題や国、地域による制度の違いで、それぞれに相応しい形態が取られている。

この目標達成に向けた考え方を次の3項目に整理し、それぞれの項目ごとに現状分析、問題提起から課題整理を行い、課題解決に向けた政策提言と具体的な政策実現手段について論じた。

- (1) 新しい公共空間の創造に向けた意識の共有
- (2) 地域活動への気軽な参加
- (3) 地域活動の継続を支える基盤整備

### 3 求められる政策とその具体的な実現手法

#### (1) 新しい公共空間の創造に向けた意識の共有

「地域の課題は地域で解決しよう」とする意識が、官民双方に醸成されていかなければならない。

そのためには、まず、地域課題についての情報や地域にある様々な社会的資源の情報などを可視化し、共有化することが求められる。

ひとり暮らし高齢者の閉じこもり、子育て家庭の育児の悩み、危険な通学路、雑草が伸び放題の小公園などの地域課題や地域のNPO、大学、企業、行政などの活動に関する情報を共有化することが、解決に向けた取組を地域で始めるきっかけとなり、新しい公共空間の創造に向けた相互理解へつながる。

共有化の「場」づくりのための具体的な手法としては、実際に顔を合わせる場としての市民活動推進センターのような施設整備だけでなく、これからの方々やこれから地域に戻ってくるいわゆる団塊世代も視野に入れると、情報通信技術（ＩＣＴ）を最大限に活用することが有効である。

ＩＣＴ利活用の先進市と言われる三鷹市や鶴ヶ島市などでは、地域ＳＮＳを活用して地域の様々な情報の共有化を図っている。ネット上というと匿名性が強調されがちであるが、地域ＳＮＳは地域での顔の見える関係がネット上でも維持継続、あるいは拡大され、情報交換や仲間づくりのためのつながりが広く展開されている。地域活動などで知り合った仲間たちがネット上でも意見交換しながら、活動の輪を広げ、活動を活発化している。

また、住民参加を得て行う自治体財政の将来予測分析の実施・公表、事業仕分けの実施・公表などは、新しい公共空間の創造に向けた官民の共通認識を図る上でも有効である。

#### (2) 地域活動への気軽な参加

多様な公共の担い手を生むためには、誰もが気軽に様々な地域活動に参加できることも重要である。そのためには、地域活動を可視化し、情報の共有を図る必要がある。（1）で述べた地域ＳＮＳを活用して地域活動などの情報を集約した総合窓口としてのポータルサイトの構築が有効である。また、参加の方法として、ともに汗をかくことだけでなく、なかなか活動時間が確保できない人や身体を動かすことが困難な人にとっては、寄附という

形での参加を選択肢として用意する必要がある。

また、地域活動や寄附行動へのインセンティブの一つとしてポイントを発行し、自己の活動履歴や寄附履歴を可視化するという方法も有効である。ポイントの管理や表示などにも、先に述べたポータルサイト（ＩＣＴ）を活用することが考えられる。

### （3）地域活動の継続を支える基盤整備

公共を担おうという主体が誕生しても、活動を継続できなければ連携・協働もできないし、新しい公共空間も創造することはできない。

活動を継続していくための大きな課題として、活動資金の調達と総合的なマネジメント能力を有する人材の確保が挙げられている。多様な公共を担う主体を育てていくためには、これらの課題に対応した施策が求められる。

そのためにまず、寄附方式の基金を例に挙げ、自治体が設置する基金を活用した寄附文化の醸成、自治体が発注する契約相手の企業を決定する際に、地域活動への貢献度を評価項目の一つとして採用する間接的な支援などについて提案した。連携・協働のまちづくりという観点からすると、住民ニーズにマッチした地域活動に対しては住民や企業などが気楽に直接寄附できる仕組みが求められる。

そして、団体の活動を継続して展開していくためには、運営・経営していくためのマネジメント能力が不可欠となる。市民活動センターなどの支援組織では専門家による相談窓口を設置し、定期的にセミナーを開催するなどして、マネジメント能力向上に向けた支援に取り組んでいる。

## 4 地域協働プラットフォーム<sup>1</sup>構築を担う中間支援組織

本研究では、豊かな地域社会を創造するにあたり政策目標を「多様な公共の担い手を生み、育てるここと」に絞って提言を試みてきた。もとより多様な公共の担い手の存在は基本ではあるが、それだけでは豊かな地域社会を創造することは難しい。これからは、生み育てるだけでなく、既に存在する社会資源などと有効に連携・協働していくための総合的なコーディネートが不可欠となる。

その役割を担うとともに、様々な情報提供、団体自体が抱える課題解決のための助言や経営支援、資金提供者の発掘など、生み育ってきた多様な主体の活動を事業化していくためのインキュベーション<sup>2</sup>にも取り組む中間支援組織が必要になってくる。

中間支援組織も行政だけで運営するのではなく、専門的な知識や幅広いネットワークを

<sup>1</sup> 豊かな地域社会の創造に向けて連携・協働のまちづくりを進めるためのハード、ソフトのほか、コーディネート、相談、人材育成支援などの様々な機能を総合的に装備した基盤をいう。

<sup>2</sup> インキュベーションとは《incubation 「抱卵・培養・保育」の意》設立して間がない新企業に国、地方自治体、非営利組織などが経営技術・金銭・人材などを提供し、育成すること。（大辞泉）

有している者・組織同士の連携・協働によって運営され、公共を担おうとする主体への十分な支援体制がとられていなければ、ニーズを満たすことはできない。

本研究で提言した政策・施策も、十分な能力を有する中間支援組織であれば、まさにそこが担うことが相応しい。

## おわりに

近年、自治体の財政状況が厳しさを増す中で、官民連携が注目を集めている。市場化テストを始めとする官民連携の様々な手法は、民の知力や能力等の資源を活用することで、行政運営の効率化を図るなど、コスト削減が主な目的となっている。

しかしながら、官民連携事業の実施に当たり、行政側が一方的な条件提示をしたことにより民間の力が十分に発揮されていないとされる事例や、民間側の事情で立ちゆかなくなつた事業なども見受けられる。

そのような現状の中、本研究会では、コスト削減のための官民連携でなく、官と民が協働して公共を担う新しい公共空間の創造に向けた連携の仕組みづくりについて議論を重ねた。

その結果、①新しい公共空間の創造に向けた意識の共有②地域活動への気軽な参加③地域活動の継続を支える基盤整備を取り上げ、新たな公共の担い手を発掘し、その取組の継続を支援する仕組みについて提言を行うこととした。

住民や企業、N P O、大学など地域の多様な主体が行政とともに、地域課題を共有し、地域に応じた細やかなサービスを提供するために協働で取り組むことができれば、地域は豊かになる。官民連携によって、より多くの豊かな地域社会が創造されることを期待したい。

## 資料編

### 観察シート

#### 先進地 観察シート 官民連携チーム

##### <調査先>

名 称 三鷹市企画部情報推進室  
 住 所 東京都三鷹市野崎 1-1-1  
 電 話 0422-45-1151  
 F A X 0422-46-5034



##### <概要>

##### (経緯) 施設の設立された経緯等

市民、NPO等の活動団体、大学・研究機関、企業、行政による「民学産公」の協働により、いつでも、どこでも、誰もがICTの活用により、豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会（ユビキタス・コミュニティ）の実現のために設置。

##### (内容) 施設の活動内容等

###### ユビキタス・コミュニティ推進事業

- ・ 親子安心システム
- ・ みたか地域SNS
- ・ 証明書のコンビニエンスストアでの交付 等

##### (運営等における特記すべき事項) 施設の特色等

みたか地域SNSは、様々な組織による運営形態で運営委員会が設置されており、三鷹市は運営支援を行っている。

##### (役割) 施設の果たしている役割等

行政は運営支援のみを行う。

**(成果や効果) どのような効果や成果があったか等**

一般的なSNSに比べ行政が提供する安心感から、みたか地域SNSは、会員数・アクセス数ともに増加し、また、定期的な利用者割合も25%を超えていている。

**<政策提言に向けた確認事項>****①情報の共有化手段や意見交換手段について**

みたか地域SNSは、バーチャルな市民活動センターをPC上に構築するイメージで作成されており、登録すれば誰でも簡単に利用できる。

インターネットの普及により、多数の「個」(人、組織)が従来よりも簡単、低成本、短時間で情報の発信、入手ができるようになった現在、みたか地域SNSのようにICTを利用すれば、直接会わざとも様々な地域の多数の人と意見や情報の交換ができる。すなわち、より多くの情報が入手でき、地域課題の解決への大きな一歩となる。

地域での市民活動等におけるコミュニケーションツールとしても大きな役割を担っている。

**<事例の分析>****①事例の特徴**

三鷹市は、住民との協働によるまちづくりの歴史がある。歴史だけではなく、インターネットという新しいコミュニケーションツールを活用している。その地域SNSの運用においても、運営委員会が設置され運営を行っているだけでなく、様々な組織が連携しながら運営に携わっている。

**関連URL等**

- 三鷹市役所  
<http://www.city.mitaka.tokyo.jp/>
- みたか地域SNS 三鷹市企画部情報推進室  
[http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c\\_service/011/011300.html](http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/011/011300.html)
- みたか地域SNS ポキネット  
<http://www.mitaka-sns.jp/>

先進地 観察シート 官民連携チーム	
<調査先>	
名 称	三鷹市市民協働センター
住 所	東京都三鷹市下連雀4-17-23
電 話	0422-46-0048
F A X	0422-46-0148
指定管理者	NPO法人みたか市民協働ネットワーク
	
<概要>	
<p><b>(経緯) 施設の設立された経緯等</b></p> <p>平成15年12月1日オープン</p> <p>みたか市民プラン21会議（住民参加の市民会議）で検討後、市へ設置が提言され、基本計画へ反映された。その後三鷹市まちづくり研究所で検討を重ね設置。</p>	
<p><b>(内容) 施設の活動内容等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>講座やセミナーの開催</li> <li>市民活動よろず相談</li> <li>行政の市民参加窓口</li> </ul>	
<p><b>(運営等における特記すべき事項) 施設の特色等</b></p> <p>公設協働運営となっている。</p> <p>協働センターは、指定管理者制度により「特定非営利活動法人 みたか市民協働ネットワーク」が管理運営を行っている。</p>	
<p><b>(役割) 施設の果たしている役割等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動の支援</li> <li>市民参加の窓口</li> </ul>	

### 協働でまちづくりを行う拠点

#### (成果や効果) どのような効果や成果があったか等

市民の手による地域コミュニティの創造を行うための拠点として重要な役割を果たしている。また、地域に密着した施設として自治会等各団体関係者とパートナーシップの関係を築いている。

#### <政策提言に向けた確認事項>

##### ①情報の共有化手段や意見交換手段について

積極的に市民会議等を開催し、市民と直接対話をしている。

また、行政関係の用語集等を作成し、それを用いて対話をを行う等、市民へ解り易い情報提供を心がけている点も注目すべきである。

##### ②中間支援のためのシステムや人材育成について

市内を7か所のエリアに分け、住民協議会を設置し協働のまちづくりを推進している。

また、地域の希望により設置されたエリアごとのコミュニティセンターが地域活動の拠点となっている。

##### ③資金面に関する支援について

各コミュニティセンターに7,000万～8,000万円の補助

#### <事例の分析>

##### ①事例の特徴

三鷹市の市民協働の歴史は長く、常に住民とコミュニケーションをとりながら、協働によるまちづくりを進めてきた。長い時間かけて住民とともにまちづくりを行ってきたが故に、住民からの信頼も厚く、理想的なパートナーシップが築かれている。

また、市民が中心となって活動する際も市内のコミュニティセンターを活動拠点とし、行政がそのサポート役を担うなど、常に住民と行政が結びついている。

住民の輪の中に職員が入っていき自然なコミュニケーションを図ることで、住民主体の地域活動の活発化につながっている。

#### 関連URL等

- ・三鷹市市民協働センター

<http://www.collabo-mitaka.jp/>

## 先進地 観察シート 官民連携チーム

## &lt;調査先&gt;

名 称 横浜市市民協働推進部協働推進課  
 住 所 神奈川県横浜市中区港町1-1  
 電 話 045-671-3624  
 F A X 045-664-0734



## &lt;概要&gt;

## (経緯) 施設の設立された経緯等

平成11年 3月 市民活動推進検討委員会から「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」提案

平成12年 7月 市民活動推進条例施行

9月 市民活動推進助成金事業開始

10月 市民活動支援センター事業開始

平成14年10月 市民活動共同オフィス事業開始

平成16年 4月 市民協働推進事業部設置

7月 協働推進の基本指針策定

平成17年 4月 市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）設置

平成21年 3月 市民活動支援センター地域展開 18区で事業開始

## &lt;政策提言に向けた確認事項&gt;

## ①情報の共有化手段や意見交換手段について

## 職員の意識改革

## ・府内イントラネットの活用

全職員が見られるイントラネットにより、協働に関する情報提供を行っている。現在までに20回配信している。第1回目は“なぜ協働か？”をテーマに協働の必要性を説明している。

## ・研修の実施

より良い協働のために、協働チェックポイント研修を実施。また、より良い協働のためのチェックシートも作成している。

## ・コラボレーションフォーラムの開催

「地域で活動している市民と企業が共通の目的を持ち、お互いにとって利益がある関係をつくるには」をテーマに実施。

## ・NPOインターンシップ

職員を対象に、5～10日程度実際のNPOの活動を体験する研修であり、目的は、協働の意義を体得する、市民活動のミッションや取組の姿勢、方法を理解するなどである。その結果職員に、地域課題の解決に、市民活動の良さを生かし、行政が効果的に関わる方法を考える力がついたとされている。

## ・職員に対して実施したアンケートの結果、協働の取組が増えていると実感している職員の割合は6割を超え、当初の目標を目標達成した。

## ②中間支援のためのシステムや人材育成について

## ・身近な地域・元気づくりモデル事業

自治会・町内会が集まって話し合いながら市と協働して地域の課題を解決する取組を29のモデル地区で実施している。

## ・活動支援制度・協働事業提案制度

活動支援制度：市の各区局で実施している資金・専門家派遣などの事業。

協働事業提案制度：市民からの事業提案を受け、市と協働で実施する協働事業。

## ・市民活動支援センター

相談事業、場の提供、広報（情報提供）、市民活動共同オフィス、自主事業などを実施し、市民活動を元気にする市民活動の拠点となっている。

## ・横浜ライフデザインフェア

主に団塊の世代を対象に、地域活動や市民活動の紹介、更に第二の人生を楽しくするための提案を目的に開催している。

・のびのび・ヨコハマライフデザインサポートサイト  
イベント等の紹介。

### ③資金面に関する支援について

- ・よこはま夢ファンド（横浜市市民活動推進基金）

市民がN P O等の団体に寄附する場合に、税制上のメリットを受けられるよう市を経由させる仕組み。（地方公共団体への寄附として、所得税、住民税の寄附金控除等が受けられる）

#### <事例の分析>

##### ①事例の特徴

- ・自治会・町会加入率が約 8 0 %と高い。
- ・各区に 1 か所の市民活動支援センターが設置されている。
- ・身近な参加から、団塊の世代、N P Oの支援まで、幅広く対応している。
- ・職員の研修、情報提供が充実しており、職員の意識も高い。
- ・協働だけでなく、共創というキーワードでも取組を進めている。
- ・1 0 年以上協働の取組を進めている。

##### ②成否のポイント

- ・前市長のリーダーシップ
- ・平成 1 1 年に基本方針（横浜コード）が策定されてから、長期間にわたり協働に取り組んでいる。

#### 関連URL等

- ・横浜市市民活力推進局市民協働推進部

<http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/tishin/>

- ・横浜市市民活動支援センター

<http://www.npo-c-city-yokohama.jp/>

- ・のびのび・ヨコハマライフデザインサポートサイト

<http://cgi.city.yokohama.lg.jp/shimin/nobi-lifedesign/index.html>

## 先進地 観察シート 官民連携チーム

## &lt;調査先&gt;

名 称 さいたま市市民活動サポートセンター  
 住 所 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階  
 T E L 048-813-6400  
 F A X 048-887-0161  
 指定管理者 NPO法人 さいたまNPOセンター  
 市 所 管 さいたま市コミュニティ課市民活動支援室

(正面)

(総合案内)



## &lt;概要&gt;

## (経緯) 施設の設立された経緯等

平成15年4月1日政令指定都市に移行

平成16年 市民活動支援室を設置。浦和駅東口地区第二種市街地再開発事業コムナーレの整備検討。

平成17年 公募の市民49名からなるワークショップを5グループに分け、それぞれに議論・提案したものを、市民活動の実践者や学識経験者ら18人で構成された「整備検討委員会」で検討するという体制のもと、2年に渡って整備検討を重ねる。

平成19年10月25日開設

## (内容) 施設の活動内容等

3つの理念と6つの機能

## — 3つの理念 —

1. すべての市民に開かれています。
2. 市民とともに成長します。
3. 集まりやすく居心地のよい場所をめざします。

**6つの機能**

1. 市民活動の入口の機能
2. 活動拠点・事務所の機能
3. 交流・ネットワークの機能
4. 情報収集・提供（発信）の機能
5. 相談・コンサルティングの機能
6. 学習の機能

**（運営等における特記すべき事項）施設の特色等**

- ・さいたま市のサポートセンター（3, 217 m<sup>2</sup>）ほど広大なスペースをもつ施設は珍しい。
- ・オープンなミーティングルームは部屋として区切らず、周囲の人達の声が聞こえるようしている。
- ・協働管理運営（管理運営主体は市民活動団体、設置主体はさいたま市）
- ・誰の利用目的も制限しない公共の場（市民に身近な窓口）
- ・施設運営に市民提案を受け入れて成長していく（市民とともに成長する）。
- ・JR浦和駅から徒歩1分というアクセス条件が良い。

**（役割）施設の果たしている役割等**

- ・今市民活動に関心がなくても、今後関心を示す可能性がある市民を含めて市民とともにくる公共の場を目指している。

（市民活動の拠点として大きな役割を果たしている。）

- ・団体同士をマッチングやコーディネートすることにより、新しい他の団体を見つけることができる場所にもなっている。

**（成果や効果）どのような効果や成果があったか等**

- ・市民活動団体の登録数が平成17年3月31日現在207団体であったが、平成21年3月31日現在で780団体と増え、現在では、960団体となっている。  
当初は、既団体の登録がほとんどであったが、最近は新規の団体登録も多く見られるようになっている。
- ・開設してわずか2年ではあるが、サポートセンターが入居する施設内の企業からCSR（企業の社会貢献）について相談を受けるようになっている。

**（問題点、壁（苦労話）や課題）今後の検討課題等**

- ・サポートセンターがさいたま市浦和区にあるため、近隣地域の住民や団体の利用は盛んであるが、旧大宮や旧岩槻地区などの住民等の利用が少ないという課題もある。そのため、施設側は出前講座等を開催することで課題の解消に取り組んでいる。
- ・市内の企業に対して、社会貢献活動の一役を担えるように助言、アドバイスができない

いか考えている。

#### <政策提言に向けた確認事項>

##### ①情報の共有化手段や意見交換手段について

- ・サポートセンターでは、ここ2年で多くの市民活動情報が蓄積され、登録団体に対しても多くの活動情報を提供することができている。
- ・団体同士を積極的にマッチングし、プロデュースして、イベントを実施している。

##### ②中間支援のためのシステムや人材育成について

- ・市民に開かれた身近な窓口を設置することで、敷居を低くして参加者を広げている。

##### ③資金面に関する支援について

- ・資金調達能力などの向上を支援する講座の開設。
- ・団体等から資金面の相談があればセンター職員が随時相談に乗っている。
- ・助成金の情報をセンター機関紙「COM-ON」で必ず掲載している。

#### <事例の分析>

##### ①事例の特徴

- ・行政主導ではなく、市民が提言し、市民を信じさせて作られた、市民のための市民と成長する施設となっている。
- ・NPOが苦手な分野である施設管理は、行政が担い、指定管理者であるNPOは、得意な分野である講座やセミナー等を運営するといった協働管理運営を行っている。
- ・センター内にNPOの事務局と市の事務所が併設されており、お互いの考え方や活動の情報交換を密にでき、理解する一助になっている。

##### ②成否のポイント

- ・施設がJR浦和駅から徒歩1分の場所に設置されており、立地条件が良い。
- ・誰の利用目的も制限しない公共の場をつくることで、毎日1,400人前後が来館している。
- ・全国でも稀な広大なスペースを持った施設である。

#### 関連URL等

- ・さいたま市市民活動サポートセンター

<http://www.saitamacity-support.jp>

- ・さいたま市

<http://www.city.saitama.jp/index.html>

先進地 観察シート 官民連携チーム	
<調査先>	
<p>名 称 鶴ヶ島市市民生活部市民協働推進課            鶴ヶ島市市民活動推進センター</p> <p>住 所 埼玉県鶴ヶ島市三ツ木16-1            埼玉県鶴ヶ島市富士見1-2-1</p> <p>電 話 049-271-1111 049-272-5600</p> <p>F A X 049-271-1190 049-272-5605</p>	
<概要>	
<p>鶴ヶ島市では、「共鳴、共感、協働するまちづくり」を進めるための制度として、平成20年4月1日に、「市民協働推進条例」と「寄附によるまちづくり条例」を施行した。条例施行後直ちに総務省の地域ICT利活用モデル構築事業への提案を行い(埼玉県内では初めて)、先進性や持続性などが評価され採択されたこともあり、本格的に協働のシステムづくりに取り組んだという。</p>	
<h3>システム概要</h3> <p>協働のまちづくりを進めるため、SNSを核とした地域協働ポータルサイトを開設、そこに「市民活動交流機能」「寄附支援機能」「社会貢献ポイント機能」を装備する。さらに、市民活動など様々なプロジェクトの映像等を自動編集して、交流拠点(市民活動推進センターや市役所ロビー)の大型映像モニターに自動的に編集・配信する。</p> <p>これらの機能により、まず市民などが相互に交流を深め、まちづくりに関する様々な情報を交換することによって、身近な地域ニーズやその対応に役立つリソース(隠れた人材、資金、技術、情報など)が共有化、可視化されていく。</p> <p>共通の問題意識を持つ市民同士がポータルサイト上でコミュニティを形成し、ある地域課題解決に向けたプロジェクト(例えば「春の小川復活プロジェクト」)を立ち上げ、賛同者を募る(Plan)。</p> <p>ポータルサイトや交流拠点にある大型モニターの映像を見て、そのプロジェクトを知り、賛同者が集まる。賛同者といつても、活動に参加して一緒に汗をかく人、プロジェクトに寄附をする人、口コミで賛同者を募る人など、賛同の形態は様々である。こうして、ある程度のリソースが整えば、プロジェクト(例えば小河川の清掃活動、樹林地の下草刈り作業など)が実行される(Do)。</p> <p>プロジェクトが実行されていく過程の様子も自動的にショートムービー化して、ポータルサイトや交流拠点の大型モニターに配信される。それによって、プロジェクトの賛</p>	

同者が更に増えたり、寄附が集まる。ポータルサイトのコミュニティページには応援メッセージが届いたり、アイデアや評価が寄せられる。プロジェクトのメンバーは、ポータルサイト上でそれに応え、賛同者や寄附者へ感謝の気持ちを表したり、プロジェクトの見直しを検討したりしながら、広く様々な意見交換が行われる。(Check) こうして、双方向でやり取りしながら、実際にプロジェクトの見直しが行われ、より良いプロジェクトに成長して、賛同者、参加者や寄附も更に集まっていく。(Act)

このサイトを活用することによって、自然にPDCA(Plan—Do—Check—Act)サイクルが実行されることになる。

また、交通系ICカードを介して簡単にプロジェクトに寄附できる仕組みや実際にプロジェクトに参加した人にポイントを発行する仕組みも装備し、それらが可視化できるようになっている。

#### <政策提言に向けた確認事項>

##### ①情報の共有化手段や意見交換手段について

これまで地域活動にあまり参加する機会のなかった若い世代や地域に戻りつつある団塊世代にとって、ICTを活用し、映像を多用した参加の仕組みは大変有効だろうと思う。この仕組みによって、官と民をつなぐというだけでなく、民同士の連携を促進する効果も期待できる。

また、行政職員や市民双方の交流・実践により、共鳴、共感、協働するまちづくり＝新しい公共空間の創造に向けた意識改革にもつながっていくと考えられる。

##### ②中間支援のためのシステムや人材育成について

これまでの団体での活動を前提としていたことによる参加のバリアーを取り除くだけでなく、寄附による活動への参加を明確に位置づけたり、ポイント=経験値を発行するという新たなインセンティブを設けるなど、地域活動に参加しやすくするための工夫がなされている。

また、非営利型株式会社という形態の中間支援組織：地域協働推進機構を設立し、そこが市民と行政をつなぐという中間支援のみならず、地域課題解決に向け地域資源を有効につないで、ビジネスモデルを示していくこうというインキュベーション機能も果たそうとしており、そのためのシステム開発や人材育成、支援事業の展開等を行っている。

##### ③資金面に関する支援について

様々な地域活動プロジェクトの様子が、市内各所の大型映像モニターに配信され、それを見かけた市民が交通系ICカードを使って気楽に少額寄附を行うことができる仕組みを導入している。

地域ニーズが高いプロジェクト、あるいは市民の関心の高いプロジェクトであればある程、寄附が集まりやすく、実践につながっていく仕組みである。

また、中間支援組織が非営利型株式会社なので、剩余金の分配についても、市民の賛同するプロジェクトに重点配分するという方法が検討されている。

### <事例の分析>

#### ①事例の特徴

持続的で豊かな地域社会形成に向けて新しい公共を創造するため、地域課題やそれに対する寄附や様々な活動、人材等の資源などを広く可視化し、多くの主体がまちづくりに関心を持ち、活動主体の裾野が広がるよう、ICTを活用した点に特徴がある。

しかも、システム開発経費は殆ど国からの委託金で賄い、開発後の運営は民間の株式会社ができるだけ自立的に運営していくというスキームとなっているので、自治体財政が厳しい状況の中、予算削減による事業停止ということにはならない。

#### ②成否のポイント

最終的な目標は、公を担う多様な主体を生み出し、継続して活動ができるよう支援していくことにあるという。ポータルサイトによって生まれたコミュニティ=プロジェクトが60件となっているが、これらの活動がどのくらい活発化し、参加者が増え、実践を重ねながら、ビジネスモデルに成長していくかは、現時点では不明である。

知的、人的、金的サポートをどのように組み合わせて、プロジェクトを成長させていくことができるかが、成否の鍵だと思う。

### 関連URL等

- ・地域協働ポータルサイト

<https://coco-on.jp>

- ・寄附によるまちづくりモデル構築事業概要（鶴ヶ島市ホームページ）

[http://www.city.tsurugashima.lg.jp/shimin\\_kyoudou/ICT/ict.html](http://www.city.tsurugashima.lg.jp/shimin_kyoudou/ICT/ict.html)

- ・平成20年度地域ICT利活用モデル構築事業成果報告書（総務省ホームページ）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/pdf/080118\\_1\\_08.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pdf/080118_1_08.pdf)

## 参考文献等

### 1 書籍及び論文

(著者 50 音順)

- 安立清史・藤田昌子「介護系NPOのリーダーのコミュニティ意識」『人間科学共生社会学』九州大学大学院人間環境学研究院2003年
- 井関利明・藤江俊彦「ソーシャル・マネジメントの時代—関係づくりと課題解決の社会的技法」第一法規2005年
- 市川市1%支援制度記録チーム「新1%の向こうに見えるまちづくり 市川市市民活動団体支援制度の5年間」ぎょうせい2009年
- 上山信一「『政策連携』の時代—地域・自治体・NPOのパートナーシップ」日本評論社2002年
- 大内田鶴子「コミュニティ・ガバナンス—伝統からパブリック参加へ」ぎょうせい2006年
- 岡田真美子編「地域再生とネットワークツールとしての地域通貨と協働の空間づくり」昭和堂2008年
- 清原慶子（三鷹市編）「三鷹が創る『自治体新時代』—21世紀をひらく政策のかたち」ぎょうせい2000年
- 近畿労働金庫監修/山岡義典・早瀬昇・石川両一編「NPO非営利セクターの時代—多様な協働の可能性をさぐるー」ミネルヴァ書房2001年
- 澤昭裕・経済産業研究所「公を担う主体としての民」研究グループ編「民意民力—公を担う主体としてのNPO／NGO」東洋経済新報社2003年
- 渋川智明「福祉NPO—地域を支える市民起業ー」岩波書店2001年
- 中村陽一・日本NPOセンター編「日本のNPO（2001）」日本評論社2001年
- 大森彌著「分権改革と地域福祉社会の形成（分権型社会を創る）」ぎょうせい2000年
- 日本青年奉仕協会・明治生命編「NPOは地域を変える 一ニューヨーク・ブロンクスの奇跡を中心にー」はる書房1999年
- 人見剛・辻山幸宣編「協働型の制度づくりと政策形成（市民・住民と自治体のパートナーシップ第2巻）」ぎょうせい2000年
- 牧瀬稔・中西規之編著「人口減少時代における地域政策のヒント」東京法令出版2009年
- 松下啓一「市民協働の考え方・つくり方（市民ライブラリー）」萌書房2009年
- 松原明「自治体とNPOのパートナーシップの現状と課題」『晨2000年2月号』ぎょうせい
- 武藤博己編「分権社会と協働（市民・住民と自治体のパートナーシップ第1巻）」ぎょうせい2001年
- 村尾信尚責任編集「日本を変えるプランB」関西学院大学出版会2005年
- 村尾信尚監修/澤昭裕編集「無名戦士たちの行政改革—WHY NOTの風ー」関西学院大学出版会2007年
- 山岡義典・大石田久宗編「協働社会のスケッチ（市民・住民と自治体のパートナーシップ第3巻）」ぎょうせい2001年
- 山岡義典「時代が動くとき - 社会の変革とNPOの可能性」ぎょうせい1999年
- ロバート・D・パットナム「哲学する民主主義」NTT出版2001年
- 若杉英治「『市民と行政との協働概念』の展開—市民参加論とガバナンス論の視点からー」『地方自治研究2009年3月号』日本地方自治研究学会

## 2 報告書及び資料

- 「官民連携による地域協働プラットフォーム」『月刊LASDEC2009年10月号』
- 「協働のまちづくりに向けて—鶴ヶ島市寄附によるまちづくり条例一」『埼玉自治2008年9月号』
- 埼玉におけるNPOと自治体の協働に関する事例調査報告書「ケーススタディ・ノート 協働でまちをつくるのだ！」さいたまNPOセンター・NPOと自治体を考える自主研究会2004年
- 日本総合研究所「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」平成14年度内閣府委託調査2003年
- (財) 日本都市センター「自治的コミュニティの構築と近隣政府の選択」2002年
- 「Share & Links 横浜市市民活動共同オフィス報告書 協働実験ノート2002-2004」  
横浜市2005年

## 3 参考URL

三鷹市役所

<http://www.city.mitaka.tokyo.jp/>

みたか地域SNS三鷹市企画部情報推進室

[http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c\\_service/011/011300.html](http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/011/011300.html)

みたか地域SNSポキネット

<http://www.mitaka-sns.jp/>

三鷹市市民協働センター

<http://www.collabo-mitaka.jp/>

地域協働ポータルサイト（鶴ヶ島市）

<https://coco-on.jp>

寄附によるまちづくりモデル構築事業概要（鶴ヶ島市ホームページ）

[http://www.city.tsurugashima.lg.jp/shimin\\_kyoudou/ICT/ict.html](http://www.city.tsurugashima.lg.jp/shimin_kyoudou/ICT/ict.html)

平成20年度地域ICT利活用モデル構築事業成果報告書 総務省

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/pdf/080118\\_1\\_08.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pdf/080118_1_08.pdf)

平成19年度NPOと市町村との協働に関する意識調査 埼玉県

<http://www.saitamaken-npo.net/chosakekka/shichoson/H19ishiki-shichoson.pdf>

平成21年度埼玉県政世論調査報告書

[http://www.pref.saitama.lg.jp/A12/BA00/yoron/yoron2009/pdf/yoron2009\\_all.pdf](http://www.pref.saitama.lg.jp/A12/BA00/yoron/yoron2009/pdf/yoron2009_all.pdf)

平成21年度市民意識調査報告書 蕨市

<http://www.city.warabi.saitama.jp/ct/other000003500/h21ishiki.pdf>

平成20年度草加市民意識調査

[http://www.city.soka.saitama.jp/ct/other000012300/houkoku\\_20.pdf](http://www.city.soka.saitama.jp/ct/other000012300/houkoku_20.pdf)

NPO実態調査報告書 埼玉県 平成20年

<http://www.saitamaken-npo.net/chosakekka/npo/H20jittai-1.pdf>（調査の概要）

<http://www.saitamaken-npo.net/chosakekka/npo/H20jittai-2.pdf>（調査結果の詳細）

社会意識に関する世論調査 内閣府 平成21年

<http://www8.cao.go.jp/survey/h20/h20-shakai/index.html>

平成19年版国民生活白書 内閣府

[http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h19/01\\_honpen/index.html](http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h19/01_honpen/index.html)

市川市役所

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

さいたま市役所

<http://www.city.saitama.jp/index.html>

さいたま市市民活動サポートセンター

<http://www.saitamacity-support.jp>

宮崎市 市民活動支援補助金制度

<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1170140818505/index.html>

横浜市 市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）

<http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/tishin/fund/tax.html>

人口推計年報 総務省統計局

<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.htm#02>

埼玉県総務部統計課

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BP00/core.html>

国立社会保障・人口問題研究所

<http://www.ipss.go.jp/>

平成22年日本統計年鑑 総務省統計局

<http://www.stat.go.jp/data/nenkan/>

平成21年版高齢社会白書 内閣府

[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2009/gaiyou/21pdf\\_indexg.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2009/gaiyou/21pdf_indexg.html)

都道府県別人口動態統計100年の動向 厚生省大臣官房統計情報部

[http://www1.mhlw.go.jp/toukei/kjd100\\_8/index.html](http://www1.mhlw.go.jp/toukei/kjd100_8/index.html)

我が国の推計人口（大正9年～平成12年） 総務省統計局

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?bid=000000090004&cycode=0>

平成20年度市民活動団体等基本調査報告書 内閣府国民生活局

<http://www.npo-homepage.go.jp/pdf/h20kihonchousa-all.pdf>

NPO（民間非営利組織）に関する世論調査 内閣府 平成17年

<http://www8.cao.go.jp/survey/h17/h17-npo/index.html>

#### 4 基調講演者及び報告書作成における助言者

基調講演者

中央学院大学社会システム研究所 教授 福嶋 浩彦

報告書作成助言者

立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 教授 中村 陽一

中間報告会助言者

埼玉大学経済学部 准教授 齋藤 友之

# 豊かな地域社会創造のための官民連携

## 官民連携チーム研究員名簿

(五十音順)

役割	所属	職名	氏名
リーダー	草加市 自治文化部 産業振興課	主査	岩城 宏行
	鶴ヶ島市 市民生活部	参事	勝浦 信幸
	坂戸市 福祉部 高齢者福祉課	主任	仲島 博之
	蕨市 農業委員会	主査	中村 亮一
	鴻巣市 市民協働部 市民活動推進課	副主査	沼上 勝
	久喜市 財政部 税務課	主任	村田 直洋
サブリーダー	行田市 総務部 税務課	主任	吉田 兼弘

### コーディネーター

彩の国さいたま人づくり広域連合 事務局政策管理部政策研究担当	主査	山形 貴子
	主査	飯田 浩美